



## 第76回人口問題審議会総会議事進行予定

平成9年10月27日(月)  
共用第9会議室  
15時00分～17時00分

1. 開 会

2. 議 題

「少子化に関する基本的考え方について(報告案)」に関する討議

3. 閉 会

# 少子化に関する基本的考え方について (報告書案)

<サブタイトル案>

—人口減少社会に対応し、我々は何を目指すべきか—

—迫り来る人口減少社会、我々はどのような社会を目指すか—

—人口減少社会、我々の責任と選択—

人 口 問 題 審 議 会

(平成9年10月)

— 目 次 —

I	はじめに — 少子化は我が国社会への警鐘 —	1
II	少子化の現状と将来の見通し — 人口減少社会の到来は目前 —	2
1	持続的な出生数の減少	2
2	避けられない人口減少社会	2
III	少子化の影響 — 概ねマイナス面の影響 —	3
1	経済面の影響	3
(1)	労働力人口の減少と経済成長への影響 — 経済成長率低下の可能性 —	3
(2)	国民の生活水準への影響 — 現役世代の手取り所得が減少する可能性 —	4
①	高齢化の進展に伴う現役世代の負担の増大	
②	現役世代の手取り所得の低迷	
2	社会面の影響	5
(1)	家族の変容 — 単身者や子どものいない世帯が増加する —	5
(2)	子どもへの影響 — 子どもの健全成長への影響が懸念される —	5
(3)	地域社会の変容 — 基礎的な住民サービスの提供も困難になる —	5
IV	少子化の要因とその背景	6
1	少子化の要因	6
(1)	未婚率の上昇（晩婚化の進行と生涯未婚率の上昇）	6
	— 育児の負担感、仕事との両立の負担感等が 女性の未婚率を上昇させている —	
①	未婚率上昇の現状	
②	未婚率上昇の要因	
1.	育児の負担感、仕事との両立の負担感	
ア)	固定的な雇用慣行と企業風土によるもの	
イ)	固定的な男女の役割分業によるもの	
ウ)	母親の孤立やそれに伴う孤独感や不安感	
エ)	長時間通勤等の勤務形態によるもの	
オ)	利用しやすい育児サービスがないこと	
カ)	結婚や子育てにかかる機会費用の上昇	
2.	個人の結婚観、価値観の変化	
ア)	女性の経済力の向上によるもの	
イ)	性の自由化、家事サービスの外部化によるもの	
ウ)	子どもを持つ意義の変化によるもの	
エ)	世間のこだわりの減少によるもの	

オ) 独身の自由への欲求によるもの	
3. 親から自立して結婚生活を営むことへのためらい	
ア) 親との同居の下での快適な生活	
イ) 結婚前の生活水準の維持	
4. その他	
ア) 女性主導の確実な避妊法が普及していないこと	
イ) 過疎農山村部における男性の結婚難	
(2) 夫婦の平均出生児数と平均理想子ども数との開き	9
一 育児の負担感、仕事との両立の負担感のほか、 経済的負担なども理想の子ども数を持たない要因一	
① 夫婦の平均出生児数と平均理想子ども数の現状	
② 夫婦の平均出生児数と平均理想子ども数との開きの要因	
1. 子育てに関する直接的費用と機会費用の増加	
2. 子どものよりよい生活への願望	
3. その他	
ア) 不妊による場合	
イ) 高齢出産への不安	
2 少子化の要因の背景	10
一 個人の生き方の多様化、女性の社会進出と それを阻む固定的な男女の役割分業や雇用慣行等がある一	
(1) 社会の成熟化に伴う個人の多様な生き方の表れ	11
(2) 女性の社会進出とそれを阻む固定的な男女の役割分業意識と雇用慣行、 それを支える企業風土の存在	11
① 女性の社会進出と出生率の低下	
② 女性の多様な生き方を阻むもの	
(3) 快適な生活の下での自立に対するためらい	11
① 成人しても親離れできない状況	
② 従来生き方をゆるがすものとする見方	
③ 結婚に対する自由度の高まりの表れとする見方	
(4) 現在、そして将来の社会に対する不安感	12
V 少子化がもたらす人口減少社会への対応のあり方	12
1 少子化の影響への対応	12
(1) 経済面の影響への対応	13
一 年齢や性別による垣根を取り払う新たな雇用環境の創出等が必要一	
① 就労意欲を持つあらゆる者が就業できる雇用環境の整備	
1. 高齢者、障害者、女性の就業環境の整備	
2. 年齢や性別による垣根を取り払う雇用環境の整備	
3. 終身雇用・年功序列賃金体系の下での固定的な雇用慣行の見直し	
4. 労働力需給の不適合の解消	

- ② 企業の活力・競争力、個人の活力の維持
  - 1. 高付加価値型の新規産業分野の創出
  - 2. 国際的に魅力のある事業環境の創出
  - 3. 一定範囲内での公的負担、少子・高齢社会にふさわしい財政構造
- ③ 公平かつ安定的な社会保障制度の確立
  - 1. 現役世代と将来世代の給付と負担の公平と将来への不安の解消
  - 2. 疾病や要介護状態の防止と高齢期における社会参加
- (2) 社会面の影響への対応 ..... 1 5
  - 地方行政体制の整備や教育内容の改善が必要 —
  - ① 地方行政体制の整備、地域の活性化
    - 1. 地方行政体制の整備
    - 2. 地域の活性化
  - ② 子どもの独創性と社会性を養う教育と健全育成
    - 1. 独創性のある人材の育成
    - 2. 子どもの社会性を養う仕組みづくり
- 2 少子化の要因への対応 ..... 1 6
  - (1) 少子化の要因への対応の是非 ..... 1 6
    - 個人の望む結婚や出産を阻む要因を取り除く対応を図るべき —
    - ① 少子化の要因への対応はすべきでないとする考え方
      - 1. 具体的考え方
      - 2. 個人の問題とする考え方についての意見
      - 3. 地球人口との関係からの考え方についての意見
      - 4. 対応の効果との関係からの考え方についての意見
    - ② 少子化の要因への対応をすべきとの考え方
    - ③ 子どもを育てるについての社会的責任
    - ④ 少子化の要因への対応に当たっての留意事項
    - ⑤ 少子化の要因への対応と外国人の受入れとの関係
  - (2) 少子化の要因への対応のあり方 ..... 1 8
    - 固定的な男女の役割分業や雇用慣行を是正し、  
子育て支援の効果的な推進を図る —
    - ① 固定的な男女の役割分業や仕事優先の固定的な雇用慣行の是正
      - 1. 意識・慣行・制度の是正
        - ア) 制度の見直しと国民の意識や企業風土の見直し
        - イ) 個人の生活と仕事の両立を誰もが尊重し合う方向での取組み
      - 2. 今後検討すべき課題
        - ア) 仕事優先に関わるもの
        - イ) 女性の就業に関わるもの
        - ウ) 就業形態の多様化に関わるもの
        - エ) いわゆる正社員と短時間労働者、非就業者との公平性、中立性に関わるもの

- ② 子育てを支援するための諸施策の総合的かつ効果的な推進
  - 1. エンゼルプランの推進
    - ア) 子育てと仕事の両立支援の推進
    - イ) 家庭における子育て支援
    - ウ) 子育てのための住宅及び生活環境の整備
    - エ) ゆとりある教育の実現と健全育成の推進
    - オ) 子育て費用の軽減
  - 2. 少子化の要因への対応という観点からみた留意事項
    - ア) 子育てにかかる機会費用の上昇への対応
    - イ) 仕事と育児の両立支援
    - ウ) 核家族化、都市化の進展への対応
    - エ) 子育てのための経済的負担軽減措置
    - オ) 子育ての持つ楽しみや喜びの再確認
    - カ) 乳幼児期における女性の就労支援方策
  - 3. 今後検討すべき課題
    - ア) 雇用環境の改善に関わるもの
    - イ) 子育て支援に関わるもの
- ③ 今後、更に議論が深められるべき課題
  - 1. 不妊が原因で子どもができない男女への対応等
  - 2. 多様な形態の家族のあり方

## I はじめに 一少子化は我が国社会への警鐘一

### (人口減少社会の到来)

近年、我が国の合計特殊出生率は急速に低下し、平成2年(1990年)にはいわゆる「1.57ショック」という言葉を生んだ。その後、さらに出生率は低下し、人口を長期的に維持するために必要な水準を大幅に下回る状況となっている。このことは、低い出生率の下で子どもの数が減るといふ少子化が進行する中で、生産年齢人口が減少し、次いで総人口までが減少し続ける社会になることを意味しており、人口減少社会の到来は現実のものとなりつつある。

また、少子化の進行と平均寿命の伸長とが相まって急速に人口の高齢化が進んでおり、我が国は未だ人類が経験したことのない少子・高齢社会——若年者と高齢者の人口構成割合が従来とは極端に異なった社会——を迎えようとしている。

少子化と高齢化の進行は将来の我が国の社会経済に様々な深刻な影響を与える懸念されるが、少子化は我が国社会のあり方に深く関わっており、社会への警鐘を鳴らしていると受け止めなければならない。

### (将来展望を明らかにすることは未来の世代への責務)

このような認識に立って、将来の我が国のあり方として、どのような社会を望ましいと考え、それを後世に残すのかという展望を明らかにし、そのためにいかに対応していくのかを国民全体の問題として明らかにする必要がある。このことは、今を生きる我々の世代の未来の世代に対する責務でもある。

人口減少社会の姿としては、今までに比べ相当厳しい状況が予測される。したがって、経済構造改革、社会保障構造改革、財政構造改革等現在進行中の諸般の構造改革を始めとする改革を思い切って実行していかなければならない。しかし、これらの構造改革を実行するとしてもなお人口減少社会の姿は楽観できるものではない。

このため、固定的な男女の役割分業や雇用慣行など社会全体のあり方に深く関連する少子化の背景を幅広い視点に立って見極めながら、これらの構造改革とあわせてさらに、個人(男女)の自立と自己実現が図られるような男女共同参画社会を目指すなど社会全体のあり方に関わる改革に取り組んでいく必要に迫られている。

### (これまでの審議の経過)

当審議会は、こうした問題意識から、本年2月以降、各界有識者からの意見聴取、全国各地で開催された「少子社会を考える市民・道府県民会議」への参加等を行った。それらを踏まえつつ、広く国民全体で議論していただくことを目的として少子化と人口減少社会への対応に関する基本的考え方をとりまとめたのでここに報告する。

## Ⅱ 少子化の現状と将来の見通し ー人口減少社会の到来は目前ー

### 1 持続的な出生数の減少

近年、我が国の出生率は急激に低下し、昭和40年代（1970年前後）にはほぼ2.1程度で安定していた合計特殊出生率（注）は、平成7年（1995年）には、現在の人口を将来も維持するのに必要な水準（人口置換水準）である2.08を大きく下回る1.42となっている。

こうした出生率の低下により、昭和40年代後半（1970年代前半）には200万人を超えていた出生数は、平成7年（1995年）には約120万人と6割程度の水準まで減少している。持続的な出生数の減少は、昭和50年代後半（1980年代前半）から、将来を担う15歳未満の子どもの数の減少をもたらした。当時、2700万人を超え人口の24%を占めていた15歳未満の子ども数は、平成7年（1995年）には約2000万人と人口の16%を占めるに過ぎない状況になっている。

同時に、我が国では諸外国に類を見ない速度で高齢化も進行している。65歳以上人口割合は、昭和40年代後半（1970年代前半）には7%台で推移していたものが、平成7年（1995年）には約15%と、約25年間で2倍になっており、これに要した年数は、フランスの114年間、スウェーデンの82年間、比較的短いイギリスの46年間やドイツの42年間に比べてもはるかに短い。

この結果、近年我が国の人口構成は大きく変化してきた。

（注） 15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の平均子ども数。したがって、一般に、結婚年齢が上昇し第1子出産年齢が上昇し続けている場合には大きく低下、やがて結婚年齢が安定し第1子出産年齢も安定した場合にはある程度回復、といった性格があることに留意する必要がある。合計出生率とも言う。

### 2 避けられない人口減少社会

平成9年（1997年）1月に発表された「日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）」の中位推計によれば、出生率は現在の水準に比べある程度回復するものの、人口置換水準まで向上することは見込まれず、このような低い出生率水準の下で子ども数が減るといふ少子化が進行する中で、生産年齢人口が減少し、総人口が持続的に減少していくことが予測されている。

具体的には、我が国の生産年齢人口（注）は1995年を頂点に既に減少しており、引き続き総人口も2007年を頂点に減少に転じ、その後も減少し続ける。そして、2050年には、総人口は約1億人と現在の約1億2600万人に対し2割程度の減となり、一方、65歳以上人口割合は平均寿命の伸長と相まって2025年には27%、2050年には32%に達すると見込まれて



いる。

(注) ここでいう生産年齢人口は、従来の慣行にしたがって15歳から64歳までの人口として捉えている。ただし、この捉え方については、我が国社会の実態に合わないものとして20歳から64歳までの人口として捉えることが適当である、との意見がある。

なお、生産年齢人口をこのように捉えた場合の頂点は1998年と見込まれているが、いずれにせよ、総人口の減少がはじまる前に減少に転ずる。

また、今後、出生率が現在の水準に比べ相当程度向上するとの高推計の下でも、少子化の進行は避けられない見込みとなっている。

出生率が現在の水準でさえも維持することはできないという低推計の場合には、2050年の総人口は、9200万人と1億人を割るまでに減少し、現在の人口に比べ3割近い減となると見込まれている。

当審議会においては、こうした将来の見通し——すなわち、少子化の進行は避けられないこと——を議論の前提として、少子化の影響、少子化の要因とその背景、少子化がもたらす人口減少社会への対応のあり方等について考え方を整理した。

### Ⅲ 少子化の影響 —概ねマイナス面の影響—

#### (現行制度の下での予測)

仮に、現行の諸制度を改革せず、現在までの傾向が続き、少子化が進行した場合、その影響の主なものとして、以下のような点が予測され、あるいは指摘されている。

#### 1 経済面の影響

##### (1) 労働力人口の減少と経済成長への影響 —経済成長率低下の可能性—

###### (労働力人口の減少)

少子化の進行は、とりわけ生産年齢人口の減少をもたらし、労働力人口の減少につながる。

平成9年(1997年)6月に労働省が行った将来の労働力人口の推計によれば、現在約6700万人の労働力人口は、2005年以降減少に転じ、2025年には約6300万人まで減少すると見込まれている。

###### (労働力人口の年齢構成の変化)

また、現在約13%である労働力人口全体に占める60歳以上の労働者の割合は、高齢者雇用を促進する現行諸施策による効果を見込んだ上で、2025年には約21%に達し、労働力人口の年齢構成も大きく変化する。

この労働力人口の年齢構成の変化は、高齢者の場合には、個人差はあるも

の短時間勤務を希望する割合が高いことを勘案すれば、実労働時間数を考慮した場合における労働力供給の一層の減少をもたらすことが懸念される。こうした状況の下で、例えば、介護や看護等高齢化に伴い、今後、ますます需要が増大する分野における労働力の確保への影響も懸念される。

#### **（経済成長率低下の可能性）**

労働力の制約は、一般に貯蓄を取り崩すと考えられる退職者の割合の増加に伴う貯蓄率の低下と相まって投資を抑制し、労働生産性の上昇を抑制する要因になる。

労働力供給の減少と労働生産性の伸び悩みが現実のものとなれば、今後、経済成長率は傾向的に低下する可能性がある。

### **(2) 国民の生活水準への影響 — 現役世代の手取り所得が減少する可能性 —**

(1) に述べたような労働力供給の減少と労働生産性の伸び悩みによる経済成長の鈍化と、高齢化の進展に伴い避けることができないと見込まれる社会保障費の負担の増大は、国民の生活水準に大きな影響を及ぼす。

#### **① 高齢化の進展に伴う現役世代の負担の増大**

少子化の進行は、平均寿命の伸長と相まって、人口に占める高齢者の割合を高め、少子・高齢社会をもたらすことになる。この結果、年金、医療、福祉等の社会保障の分野において、現役世代の負担が増大し、世代間の所得移転を拡大させる大きな要因となる。

厚生省が平成9年（1997年）9月に行った社会保障に係る給付と負担の将来推計によれば、65兆円（1995年度）の社会保障給付費が、2025年度には、名目価格で216兆円～274兆円となる見通しであり、国民所得に占める社会保障給付に係る負担の割合は、18.5%から29.5%～35.5%まで上昇することが予測されている。

仮に、社会保障給付以外の支出に係る公費負担の対国民所得比が、現在の水準（約20%）のまま推移したとしても、現行制度のまま推移した場合の将来の国民所得に占める公的負担（租税負担及び社会保障負担）の割合、すなわちいわゆる国民負担率は、約50%～56%と50%を超える水準に至る。

また、財政赤字が将来の公的負担の増加をもたらすことにも留意する必要がある。

#### **② 現役世代の手取り所得の低迷**

現在課題となっている諸般の構造改革に取り組まず、現状のまま推移した場合には、人口1人当たり所得の伸びの低下といわゆる国民負担率の上昇によって、現役世代の税・社会保険料を差し引いた手取り所得は減少に転じるという厳しい予測もある。

現役世代にとって、働くことが生活水準の向上に結びつかないような社会では、生産・消費の両面で、経済・社会の活力が阻害される危険性が大きいという深刻な状況になる。

## 2 社会面の影響

### (1) 家族の変容 — 単身者や子どものいない世帯が増加する —

単身者や子どものいない世帯が増加し、少子化が進行する中で、社会の基礎的単位である家族の形態も大きく変化するとともに多様化する。とりわけ単身者の増加は、家族をそもそも形成しない者の増加を意味しており、「家族」という概念そのものの意味を根本から変えていく可能性さえある。また、単身高齢者の増加は介護その他の社会的扶養の必要性を高める。子どものいない世帯の増加は、家系の断絶などを招き、先祖に対する意識も薄れていくという可能性もある。

### (2) 子どもへの影響 — 子どもの健全成長への影響が懸念される —

子ども数の減少による子ども同士、特に異年齢の子ども同士の交流の機会の減少、過保護化などにより、子どもの社会性がはぐくまれにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長への影響が懸念される。

### (3) 地域社会の変容 — 基礎的な住民サービスの提供も困難になる —

少子化の進行による人口の自然減により、現在においても人口減少が始まっている地域は少なくなく、この傾向はさらに拡がりを見せ、人口の減少は特定地域の現象ではなく全国的に進行すると見込まれる。過疎化もその中でさらに進行することとなる。その結果、2025年には、ほとんどの都道府県で65歳以上人口割合が3割前後となるなど、これまで急速に過疎化・高齢化が進んできた農山漁村のみならず、広い地域で過疎化・高齢化が進行すると予想される。

このため、現行の地方行政の体制のままでは、例えば、福祉サービスや医療保険の制度運営にも支障を来すなど市町村によっては住民に対する基礎的なサービスの提供が困難になると懸念される。

また、今後、大都市部においても急速な高齢化が見込まれることから、それに伴う諸問題が顕在化することが予想される。

### (概ねマイナス面の影響)

このように、少子化の影響としては、家族の変容などに関しては意見が分かれるものの、上記のような概ねマイナス面の影響と考える指摘が多い。

ただし、例えば、生活面では、環境負荷の低減、大都市部等での住宅・土地問題や交通混雑等過密に伴う諸問題の改善などゆとりある生活環境の形成、一人当たりの社会資本の量の増加、教育面では、密度の濃い教育の実現や受験競争の緩和などプラス面の影響を指摘する意見があることに留意する必要がある。

こうした指摘に対しては、あくまで短期的な影響であって、経済成長の低下が生活水準の低下をもたらす以上やはり生活にゆとりはなくなるとする意見、人口減少に伴い教育サービスの供給も制約され密度の濃い教育にはつながらないとする意見がある。

いずれにせよ、少子化が社会全体の様々な局面において、計り知れない大きな影響を与えることは間違いない。

#### IV 少子化の要因とその背景

少子化がもたらす人口減少社会への対応のあり方を検討する前提として、少子化の要因とその背景を分析しておく必要がある。

##### 1 少子化の要因

###### (1) 未婚率の上昇（晩婚化の進行と生涯未婚率の上昇）

—育児の負担感、仕事との両立の負担感等が

女性の未婚率を上昇させている—

少子化をもたらしている近年の出生率低下の主な要因としては、晩婚化の進行が挙げられる。なお、生涯未婚率の上昇が近年の出生率低下に与えている影響はそれほど大きくないが、将来の出生率低下の大きな要因になることが見込まれている。

###### ① 未婚率上昇の現状

###### （年齢別未婚率の推移）

年齢別に未婚率の推移を見ると、男女とも上昇傾向にあり、晩婚化が進行している。特に、男子の25歳～34歳、女子の20歳～29歳で著しい。これに伴い、平均初婚年齢は男女ともに上昇している。また、生涯未婚率（50歳時の未婚率）も上昇傾向にある。

###### （出生率への影響）

我が国の婚外出生割合は1%程度で、5割前後のスウェーデン、デンマーク、3割強のイギリス、フランスなどの諸外国と比べ極めて低く、我が国ではほとんどの場合結婚が出産の前提となっている。また、個人差はあるが、女性の妊よう性（妊娠しやすさ）は年齢が高くなれば低下がみられ、出産できる年齢にも一定の限界がある。こうしたことを考慮すると、晩婚化の進行が近年の出生率の低下を招いている主たる要因になっているとともに、生涯未婚率の上昇傾向が持続することにより将来の出生率低下の大きな要因になることが見込まれる。

###### ② 未婚率上昇の要因

###### （高い結婚願望の下での未婚率の上昇）

結婚して一人前とか、結婚するのが当たり前といったような社会的な圧力が弱まるとともに、結婚が家や親のためでもない個人中心的なものへ変化する中で、結婚の自由度が高まっている。一方、自らの結婚に関しては、未婚の男女いずれもその約9割が「いずれ結婚するつもり」であるとし、また、国際的に比較して、男女ともに「女性の結婚」に対して肯定的に捉える傾向が高いにもかかわらず、未婚率が上昇している。

女性の晩婚化の原因や子どもに対する価値観に関する世論調査の結果などから、未婚率上昇の要因の主なものとして、以下のようなことが指摘されている。

## 1. 育児の負担感、仕事との両立の負担感

### ア) 固定的な雇用慣行と企業風土によるもの

雇用安定を支えてきた終身雇用制の下で長時間労働、遠隔地への転勤等を当然とし、家庭よりも仕事を優先させることを求める固定的な雇用慣行とそれを支える企業・行政機関等の組織の風土（以下「企業風土」という。）が維持される一方で、女性の社会進出が進み、働く女性が自らが望む仕事を続けるためには、独身の方が都合がよいと考えること。

### イ) 固定的な男女の役割分業によるもの

男性は仕事のみを行っていけばよく、家事・育児は女性が行うのが当然という根強い固定的な男女の役割分業意識や、国際的に見て、夫の家事・育児への参加時間が極めて少ないという男性の家事・育児への参画が進まない実態が、結婚生活に対する女性の負担感を大きくしていること。今後増大が見込まれている介護負担が、家庭においては、現在ほとんど女性によって担われていることが、女性の将来的な負担感を高めている側面があること。

また、男性も男女の役割分業意識が強いため、自ら家事・育児に参画をしてまで、結婚し、子どもを持つとはしない場合が多いこと。

### ウ) 母親の孤立やそれに伴う孤独感や不安感

核家族化・都市化の進展により、育児に親族や近隣の支援も受けにくくなっていることが、上記のような状況とも相まって、母親を孤立させ、その孤独感や不安感が増大し、特に手のかかる乳幼児期を中心に育児の心理的、肉体的負担を過重なものとしている。

また、学童期にあっても、地域は従来のように安心して子どもが遊べる場でなくなってきつつあり、他人の子を叱るような気風も失われ地域の人間関係が希薄になっている中で親の負担や不安感を大きくさせていること。

### エ) 長時間通勤等の勤務形態によるもの

都市化・被用者化の進展により、長時間通勤を要し、就業時間に裁量がきかないなどの勤務形態が、育児負担を重くしていること。

**オ) 利用しやすい育児サービスがないこと**

働く女性の需要に適合した育児サービスが利用しにくいこと。

**カ) 結婚や子育てにかかる機会費用の上昇**

上記のような現状の下で、女性の平均賃金上昇と相まって、結婚や子育てを選択することによって継続就業を断念した結果、失うこととなる利益（結婚や子育てにかかる機会費用）が上昇していること。

**2. 個人の結婚観、価値観の変化**

**ア) 女性の経済力の向上によるもの**

女性の家庭外就労が進み、女性の経済力が向上した結果、女性が生活のために結婚する必要を従来ほど感じなくなってきたこと。また、女性が仕事に生きがいを感じるようになってきたこと。

**イ) 性の自由化、家事サービスの外部化によるもの**

性の自由化、家事サービスの外部化により、男性の側にも結婚を必要とする意識が薄れてきたこと。

**ウ) 子どもを持つ意義の変化によるもの**

年金制度の充実、老親扶養に対する意識の変化等により、子どもを家の跡継ぎであるとか、老後生活の支えとして考える意識が薄れ、老後生活を支える存在として子どもを持つ意義が低下し、その前提として結婚する必要性が低くなってきたこと。

**エ) 世間のこだわりの減少によるもの**

結婚に対する世間のこだわりが少なくなり、特に都市部を中心に結婚しない、結婚を急がない生き方を選択しやすくなったこと。

また、社会の結婚圧力が弱まり、見合いなども減少している一方で、例えば、「異性の友達がない」若者が4割も存在するなど、異性との付き合いが苦手な若者が多いこと。

**オ) 独身の自由への欲求によるもの**

様々な生活面のサービス普及による利便性の向上や若者文化の隆盛が独身生活の魅力を高め、独身の自由を求めるようになったこと。

**3. 親から自立して結婚生活を営むことへのためらい**

独身の理由を見ると、「適当な相手とめぐり合わない」が男女とも最も多い。「適当な相手」については様々な要素があると思われるが、現在の若者の置かれた以下のような状況も未婚率上昇の要因として考えられる。

**ア) 親との同居の下での快適な生活**

資産や経済力を持った親と同居し続けることによって、自ら収入を得ていても親から経済的援助を受けあるいは生活費の支出を免れていたり、食事や洗濯など親に身の回りの世話をしてもらっていたりしつつ、個室を持ち親からの干渉は受けない。このような自由かつ快適な

生活が、一部に親から自立して結婚生活を営むことをためらわせる風潮となっている。

#### イ) 結婚前の生活水準の維持

女性が重視する結婚相手の条件として人柄に次いで経済力が挙げられている。ア) のような状況の下で、特に専業主婦を望む女性にとって、結婚しても生活水準を低下させないためには、男性が相当高収入である必要があり、結婚の条件を高める要因の一つとなっている。

### 4. その他

#### ア) 女性主導の確実な避妊法が普及していないこと

女性主導の確実な避妊法が普及していないため、女性が妊娠について自ら決めることが困難である。生涯にわたる健康や、主体的な生活設計に対する女性の不安が、結婚への敷居を高くしている。

#### イ) 過疎農山村部における男性の結婚難

過疎農山村部において家業を継ぐ男性にとって、結婚を望んでも配偶者を得にくい状況がある。

### (2) 夫婦の平均出生児数と平均理想子ども数との開き

一育児の負担感、仕事との両立の負担感のほか、

経済的負担なども理想の子ども数を持たない要因一

#### ① 夫婦の平均出生児数と平均理想子ども数の現状

夫婦の理想子ども数は、意識調査では平均2.6人であるのに対し、平均出生児数は2.2人となっており、一定の開きが存在している。

なお、夫婦の平均出生児数及び平均理想子ども数ともに昭和50年代前半以降ほぼ同水準で推移していることから、この開きは、厳密には近年の出生率の低下を招いている直接的な要因とは言えないが、人口減少社会への対応のあり方を検討する際に考慮すべき事項として分析を加えることとした。

#### ② 夫婦の平均出生児数と平均理想子ども数との開きの要因

理想の子ども数を持つとしない理由に関する意識調査の結果などから、平均出生児数と平均理想子ども数との開きの要因の主なものとして、(1) ②1. に述べたような育児に対する負担感、家事・育児と仕事との両立に対する負担感が挙げられるが、あわせて次のような子育てに係る経済的負担などが挙げられる。

#### 1. 子育てに関する直接的費用と機会費用の増加

子育てに関する直接的費用が増加していること。とりわけ、子どもを家の跡継ぎであるとか、老後の支えとする考え方が薄れ、子どもは生き

がいであるとか、家庭を明るく楽しくしてくれる存在であるといった意識が強くなっており、教育を始めとして子どもに手をかけ、お金をかけること自体が意味を持つようになってきていることが、一層子育ての直接的費用の増加を招いていること。また、先に述べたように子育てを選択することによって継続就業を断念した結果、失うこととなる利益（子育てにかかる機会費用）が増加していること。

## 2. 子どものよりよい生活への願望

子どもによりよい生活をさせたいと願う親にとって、教育にお金をかけたり、不動産を相続させるためには、子ども数が少ない方がよいと考えること。

## 3. その他

### ア) 不妊による場合

子どもを持ちたい意思があるにもかかわらず、不妊が原因で子どもができない場合があること。

### イ) 高齢出産への不安

高齢出産に対する不安感があること。

なお、過激な競争によるストレスの増大や性の自由化に伴い、リビド（性的衝動の基になるエネルギー）が低下し、これが要因となっているのではないか、との見方もある。

### （継続就労型の女性が多数派ではない現状）

なお、以上に掲げた少子化の要因を考えるに際しては、女性の就労意欲は高まっているものの、現状の男女の役割分業の中で妻は家庭にあって家計をとりしきることができるという日本の慣習の下で、依然、専業主婦を希望する者も少なくないこと、また、就労する場合にも、家事・育児との両立を図ろうとする者は増加してきているものの、厳しい現行の雇用環境の下では継続就業型の就業を目指す女性は多数派とは言えない、ということにも留意する必要がある。

## 2 少子化の要因の背景

### — 個人の生き方の多様化、女性の社会進出と

それを阻む固定的な男女の役割分業や雇用慣行等がある—

### （我が国社会全体の状況に関連）

これまでに見た少子化の要因の分析を踏まえると、その背景には以下に述べるように、経済社会の成長の過程でどの国においても見られるような個人の多様な生き方の表れという側面がある一方、家庭や企業活動における固定的な男女の役割分業の下で、物質的な生産と消費の拡大を志向し、それを享



受してきた我が国社会全体の状況が深く関連していると考えられる。

### (1) 社会の成熟化に伴う個人の多様な生き方の表れ

経済が成長し社会が成熟する過程で、個人が多様な生き方を目指すのは先進諸国にほぼ共通して見られ、未婚率上昇はその表れとも言える。

### (2) 女性の社会進出とそれを阻む固定的な男女の役割分業意識と雇用慣行、それを支える企業風土の存在

#### ① 女性の社会進出と出生率の低下

出生率の低下は、①に述べたような状況の下で、個人の多様な生き方が是とされ、女性の社会進出が進行してきた過程において、結婚や育児がその大きな障害となっていることによりもたらされている側面が強い。

#### ② 女性の多様な生き方を阻むもの

しかし、それは女性の社会進出自体を問題とするのではなく、女性の多様な生き方が実現されるべきであるにもかかわらず、男性は仕事のみを行い、家事・育児は女性が担うのが当然という固定的な男女の役割分業意識やその実態、家庭よりも仕事優先を求める固定的な雇用慣行や企業風土などが依然として根強いために、結果として結婚や育児が女性を中心に個人の自由を束縛し、多様な生き方を阻んでおり、このことが結婚や育児に対する負担感や不安感につながっていることに問題があると整理すべきである。

また、このことは、これまでの転職、再就職を困難、不利にし、女性を短期間就労者とみなす男性中心型の終身雇用、年功序列賃金体系などの固定的な雇用慣行のあり方そのものの見直しを問いかけていると考えられる。

### (3) 快適な生活の下での自立に対するためらい

#### ① 成人しても親離れできない状況

また、上記に指摘したように、親との同居によって快適な生活を享受しているような場合、いずれは結婚し、子どもを持ちたい気持ちはあっても、なかなかそういう気持ちになれず、成人しても親離れできない状況（子離れできない親側の状況も考えられる。）がある。

このような状況に象徴されるように、少子化は、社会が豊かになる過程において、快適な生活への欲求、あるいは、新たに独立した家庭生活を営むことに対する漠然とした不安感などから、経済的にも精神的にも、自立を選択しようとしなないという生き方やそれを許容する風潮がもたらしている一面があるともみることができないか。また、傷つくことを恐れ、他人と深く関わることを避けようとする若者が増えていることにも起因しているのではないか、という指摘や、見合い結婚が少なくなってきたにもかかわらず、男女が互いに愛し、尊重し合いながら交際を深めるとい

う意識や風土が醸成されていないという指摘もある。

## ② 従来の生き方をゆるがすものとする見方

こうした生き方や風潮に対しては、成人すれば誰もが社会人として親から独立し、自らの責任により子どもを育て家庭を営むという、従来、当然と受け止められてきた生き方や社会のあり方をゆるがすものとして懸念を示す見方もある。

## ③ 結婚に対する自由度の高まりの表れとする見方

一方、こうした現象は、結婚に対する自由度が高まる中で、結婚を急がず、じっくりとよりよい結婚相手を選ぶことが可能になったことの表れであり、否定的にのみ捉えられるべきではない、との見方もある。

## (4) 現在、そして将来の社会に対する不安感

このほか、近年の出生率の低下は、日本全体を覆う閉塞感、年金や介護など老後に対する不安感、あるいは、いじめ問題や地域の治安の悪化などをもたらしているストレス社会に対する漠然とした不安感を反映しているのではないかと、という指摘がある。

## V 少子化がもたらす人口減少社会への対応のあり方

### (21世紀半ばには相当深刻な状況)

予想される人口減少社会の姿をどのように考えるかについては、多様な意見があり、また、計量的な予測については一定の仮定を置いて行ったものであることに留意する必要がある。

しかし、先に述べたように、少子化が社会全体の様々な局面において計り知れない影響を及ぼすことは間違いなく、2025年時点における社会の見通しは、現在取り組んでいる各般の構造改革を相当思い切って実行したとしても、予測としては楽観視できるものではない。ましてや、その後更に少子化と高齢化が進行すると見込まれている21世紀半ばには相当深刻な状況となることが予想される。

### (急がれる人口減少社会への対応)

もとより、人口が持続的に減少し続けるとともに高齢化が進展するというこれまで経験したことのない社会を迎えることが確実に見込まれる以上、人口減少社会に対する展望を示していくことは、将来世代に対する責任でもあり、少子化がもたらす人口減少社会への対応のあり方について、少子化の影響への対応、少子化の要因への対応の両面からの検討を急がなければならない。

## 1 少子化の影響への対応

人口減少社会への対応を議論するに当たっては、まず、少子化のマイナス面の影響を最小限にするため、各般の対応を確実に実行しなければならない。

## (1) 経済面の影響への対応

一年齢や性別による垣根を取り払う新たな雇用環境の創出等が必要一

### ① 就労意欲を持つあらゆる者が就業できる雇用環境の整備

#### 1. 高齢者、障害者、女性の就業環境の整備

人口減少社会が活力あるものとなるよう、労働力人口減少の緩和が必要である。労働力供給の減少は、女性や高齢者などの労働力に対する需要を喚起する。このため、これまで就労意欲があってもその意欲と能力が必ずしも活かされていたとは言い難い高齢者や障害者が生き生きと就業できるとともに、女性が円滑に就業できる環境を整備することが重要である。

#### 2. 年齢や性別による垣根を取り払う雇用環境の整備

また、就労意欲を持つあらゆる者が、個人の選択に応じた多様な働き方で就業できるような雇用環境を整備することが今後の方向であり、年齢や性別による垣根を取り払う新たな雇用環境を創り出すことが求められる。女性の就業環境の整備に際しては、女性の就業が一層の出生率の低下につながることはないよう、仕事と育児の両立を可能とする支援策の充実を図ることが特に重要である。

#### 3. 終身雇用・年功序列賃金体系の下での固定的な雇用慣行の見直し

人口の高齢化を考えると、とりわけ高齢者雇用のあり方は極めて重要な課題である。高齢者の就労意欲は高まってきているにもかかわらず、終身雇用制度・年功序列型賃金体系と一体となった採用時の年齢制限や定年制が、結果として高齢者の就業を阻んできており、多様な就業形態を認めないこのような固定的な雇用慣行のあり方を見直すべき時期に来ている。

このような雇用慣行を見直す中で、今後は、健康であり、本人が希望する限り、高齢者がその意欲と能力に応じて働き続け、自己実現と社会貢献ができるような社会を作っていくことが求められる。

#### 4. 労働力需給の不適合の解消

さらに、こうした対応や能力開発、職業情報の提供などを通じて、労働力人口の年齢構成の変化に伴い今後拡大が懸念される労働力需給の不適合の解消を図り、効率性が発揮される社会としていく必要がある。

### ② 企業の活力・競争力、個人の活力の維持

### 1. 高付加価値型の新規産業分野の創出

今後、我が国の経済活力を維持していくためには、労働生産性の一層の向上が必要である。このため、上記①に述べたように労働力人口減少を緩和するための対応を進めるとともに、技術革新、人材育成を進め、高付加価値型の新規産業分野の創出を図ることが必要である。

### 2. 国際的に魅力のある事業環境の創出

また、国際的な大競争が本格化し、企業が国を選ぶ時代の中で、物流、エネルギー、情報通信等の抜本的な規制緩和などによる高費用構造の是正、企業の経営資源の最適活用を図るための企業組織制度の見直し、良質な雇用機会の創出、競争制限的な取引慣行の是正等を推進することにより、国際的に魅力ある事業環境を創出することが重要である。

### 3. 一定範囲内での公的負担、少子・高齢社会にふさわしい財政構造

さらに、少子・高齢化の進展により、いわゆる国民負担率の上昇は避けられないが、個人や企業の活力や意欲が損なわれることのないよう、公的負担を国民経済の中で一定の適切な範囲内に止め、私的負担とのバランスを図る必要がある。

また、将来の世代に不合理な財政負担を残さぬよう財政収支の健全化に取り組むとともに、硬直化した歳出構造を見直し、少子・高齢社会にふさわしい財政構造を実現する必要がある。

## ③ 公平かつ安定的な社会保障制度の確立

### 1. 現役世代と将来世代の給付と負担の公平と将来への不安の解消

少子・高齢化の進展に伴い、社会保障に係る負担の増大は避けられないが、介護に対する不安等新たな課題に着実に対応しつつ、現役世代と将来世代の給付と負担の公平が図られるよう、年金制度、老人保健制度を含む医療保険制度を中心に給付と負担の適正化を図ることが必要である。特に、公的年金制度については、人口構成の変化により、将来世代の負担が過重にならない安定的なものとする視点が重要である。

将来に向けて、介護や年金についての国民の不安を解消することは、次の世代を安心して産み育てられるようにするという観点からも重要なことである。

### 2. 疾病や要介護状態の防止と高齢期における社会参加

また、健康づくりの推進、予防医学の重視やリハビリテーションの充実、食生活などの生活習慣の改善に取り組むことによって、できる限り疾病や要介護状態になるのを避け、医療費や介護費用負担そのものの軽減を図ることも必要である。

さらに、地域におけるボランティア活動など高齢期においても多様な

社会参加を推進することも重要である。

## (2) 社会面の影響への対応 —地方行政体制の整備や教育内容の改善が必要—

### ① 地方行政体制の整備、地域の活性化

#### 1. 地方行政体制の整備

住民に対する基礎的なサービスの提供水準を維持する観点から、例えば、市町村合併の推進や広域行政の推進を図るなど、地方が責任をもって円滑に住民サービスを提供するという観点に立って、地方行政体制の整備を行っていく必要がある。

#### 2. 地域の活性化

また、基本的にほとんどの地域で人口が減少する中で、いかに地域を活性化させるかという観点からも、住民の多様な要請に応え、住民自身の積極的な参加を得ながら質の高い自立的な地域社会を形成していくため、地域連携の推進等既存の行政単位の枠を超えた広域的な対応が求められる。

### ② 子どもの独創性と社会性を養う教育と健全育成

#### 1. 独創性のある人材の育成

学校教育においては、知識の一方的な教え込みに偏りがちな教育を改め、子どもたちが自ら学び自ら考える力を身につけることができるような教育、体験的な学習や個性を尊重する教育の充実など教育内容・方法などの改善を図る必要がある。このような教育は、独創性のある人材の育成にも資することが期待される。

#### 2. 子どもの社会性を養う仕組みづくり

また、家庭や地域社会の人々、様々な関係機関や団体などが互いに理解し協力し合いながら、子どもの豊かな体験の場や機会を提供するとともに、子ども同士の集団形成を支援し、子どもの社会性を養う機能を社会的に支える仕組みづくりを進める必要がある。このことは、地域の治安状態に対する親の不安の解消にもつながる。

### (関係審議会等における検討)

以上は、少子化の影響への対応という観点から、考えられる主な対策の柱とその基本的な考え方を示したものであるが、これらの対策については、必ずしも少子化の影響への対応という観点のみから論じるのは適当ではないと考えられる。

したがって、現在進行中の各般の構造改革を推進することを始めとして、今後、各専門の関係審議会等において、少子化の影響への対応という視点を踏まえながら、更に検討が進められ、その検討結果に基づき、適切な対応がなされるべきで

ある、と考える。

## 2 少子化の要因への対応

### (1) 少子化の要因への対応の是非

— 個人の望む結婚や出産を阻む要因を取り除く対応を図るべき —

#### ① 少子化の要因への対応はすべきでないとする考え方

##### 1. 具体的考え方

人口減少社会への対応に関しては、少子化の影響への対応にとどめるべきであって少子化の要因への対応はすべきでないとする以下のような考え方がある。

- ア) 結婚するしない、産む産まないは個人が決めるべき問題である。
- イ) 地球規模では人口は増加していることを考えると、日本の少子化はむしろ望ましい。
- ウ) 結婚や出産という個人的な問題への対応の効果はあまり期待できない。

##### 2. 個人の問題とする考え方についての意見

1. ア) の考え方については、先に述べたとおり、大部分の者が結婚を望み、結婚すれば理想子ども数を平均2.6人としている現状の下において、基本的には「個人が結婚をし子どもを持つことを望んでいるにもかかわらず、これを妨げている要因を除去すること」の必要性までを否定するものではないと考える。

##### 3. 地球人口との関係からの考え方についての意見

1. イ) の考え方については、地球規模では人口は増加していても、日本が人口の増加までを目指すのではなく、著しい人口減少社会になるのを避けようとするのであれば、現在の国際社会の枠組みを前提とし、これから日本が国際社会において貢献する必要があることを考えあわせると、批判を受けるようなことではないと考えられる。

##### 4. 対応の効果との関係からの考え方についての意見

1. ウ) の考え方については、個人が望む結婚や出産を妨げる要因への対応を図り、それを取り除くことができれば、その結果としての出生率の回復への効果は一定程度期待できるはずだと考える。それは、例えば、北欧諸国など男女の共同参画の進んだ諸外国における最近の出生率は1980年代に比べ高い水準となっていることからもうかがえる。

#### ② 少子化の要因への対応をすべきとの考え方

先に述べたとおり、少子化の影響への対応を相当思い切ったものとして

もなお、21世紀半ばまでを視野に入れると、人口減少社会の姿は相当深刻な状況となることが予想される。個人が望む結婚や出産を妨げる要因を取り除くことができれば、それは個人にとっては当然望ましいし、その結果、著しい人口減少社会になることを避けることが期待されるという意味で社会にとっても望ましい。

このような観点から、少子化の影響への対応とともに、少子化の要因への対応についても行っていくべきである、というのが当審議会の基本的な考え方である。

この場合、戦前・戦中の人口増加政策を意図するものでは毛頭なく、妊娠、出産に関する個人の自己決定権を制約してはならないことはもとより、男女を問わず、個人の生き方の多様性を損ねるような対応はとられるべきではない、ということが基本的な前提である。

### ③ 子どもの育てることについての社会的責任

子どもは、次代の社会の担い手となるという意味で社会的な存在であることを認識し、また、高齢者の扶養が公的年金制度により社会化され、介護については公的介護保険制度の導入により社会的な支援を深めようとしている状況も考慮すれば、子どもを育てることを私的な責任（家族の責任）としてだけ捉えるのではなく、社会的な責任である、との考え方をより深めるべきである。

この考え方については、子育ては親の責任であるという基本をゆるがせにすることにつながるという意見もある。

いずれにせよ、我が国社会として、今後「子どもを育てること」に対して、どれだけ社会的に支援し、公的に関与していくべきかの判断にも関わり、また、家族観にも関わる重要な問題でもあり、今後、国民的な議論を更に深めていく必要がある。

### ④ 少子化の要因への対応に当たっての留意事項

また、少子化の要因への対応に当たっては、下記のような指摘があることに留意する必要がある。

1. 子どもを持つ意志のない者、子どもを産みたくても産めない者を心理的に追いつめるようなことがあってはならないこと。
2. 国民のあらゆる層によって論じられるべきであること。
3. 文化的社会的性別（ジェンダー）による偏りについての正確な認識に立ち、そのような偏向が生じないようにすること。例えば、女性は当然家庭にいるべき存在といった認識に立たないこと。
4. 優生学的見地に立って人口を論じてはならないこと。

### ⑤ 少子化の要因への対応と外国人の受入れとの関係

なお、少子化の要因への対応を論ずるに当たっては、労働力人口の減少等少子化の影響への対応としての外国人の受入れの是非についての方針をまず明確化すべきではないか、とする意見がある。

しかしながら、少子化の影響への対応としての外国人の受入れを考慮するとしても、出生率の低下を補完できるほどの急速かつ大規模な外国人の受入れは現実的でないのみならず、我が国の一方的な事情により、外国人の受入れを所与の前提として政策を論じることは適当ではなく、その方針の如何にかかわらず、少子化の要因への対応を図っていく必要がある、と考える。

## (2) 少子化の要因への対応のあり方

－ 固定的な男女の役割分業や雇用慣行を是正し、

子育て支援の効果的な推進を図る－

### (結婚や出産の妨げとなっている要因への対応)

少子化の要因への対応のあり方を論ずるに当たっては、繰返しになるが、妊娠、出産に関する個人の自己決定権を制約してはならないことはもとより、男女を問わず、個人の生き方の多様性を損ねるような対応はとられるべきではない。

したがって、少子化の要因への対応としては、以下に述べるように、これまでの我が国社会全体のあり方を問い直す中で、すべての個人が、自ら結婚や出産を望んだ場合には、それが妨げられることのないよう、結婚や出産の妨げとなっている社会の意識、慣行、制度を是正していくとともに、子育てを支援するための諸方策の総合的かつ効果的な推進を図ることが重要である。

## ① 固定的な男女の役割分業や仕事優先の固定的な雇用慣行の是正

### 1. 意識・慣行・制度の是正

#### ア) 制度の見直しと国民の意識や企業風土の見直し

少子化の要因への対応としては、現状においてとりわけ女性がその自由な意思で個人の生き方を選択することを妨げている固定的な男女の役割分業の実態や家庭よりも仕事を優先することを求める固定的な雇用慣行を問い直し、これを是正することに取り組むべきである。

その際、生き方の選択自体は個人の自由であって直接関与すべきではなく、その選択によって、租税負担や社会保険料負担に不平等が生ずることのないよう中立的な制度に改めることにとどめるべき、との意見がある。

しかし、男女の役割分業や仕事一筋の生き方を選択することは個人の自由であることは確かだが、そういう生き方が慣行となって、それとは違った生き方を選択しようとする者の妨げになっている以上、それはもはや単に個人の生き方だけの問題として片付ける訳にはいかな



い。また、これらの実態や慣行は、社会の中で長い間に培われ、相当根強いものがあると考えられ、租税負担や社会保険料負担に関する制度の是正のみで速やかにその変革を図ることは現実的には困難であることも想像できる。

#### イ) 個人の生活と仕事の両立を誰もが尊重し合う方向での取組み

したがって、固定的な男女の役割分業の実態や雇用慣行を是正するためには、制度はもちろんであるが、それを支えている国民の意識や企業風土そのものを問い直し、個人の生活と仕事の両立を誰もが尊重し合い、仕事の仕方も工夫するという方向での取組みを行うことも必要と考える。

## 2. 今後検討すべき課題

以上のような認識に立って、制度、慣行面において今後検討が必要な課題として、以下のものが挙げられる。

### ア) 仕事優先に関わるもの

- ・ 長時間残業、休日出勤、年休取得の未消化
- ・ 産休、育休取得がその後の昇進等に響くような人事慣行
- ・ 同僚・顧客との付き合いなどの慣習による勤務時間外における拘束時間の長さ、家に仕事を持ち帰っての残業

### イ) 女性の就業に関わるもの

- ・ 結婚退職、出産退職の慣行
- ・ 中高年齢女性のいわゆる正社員としての中途採用枠の少なさ

### ウ) 就業形態の多様化に関わるもの

- ・ 終身雇用制とそれを支える賃金体系、昇進制度、退職金等
- ・ 新卒中心の一括採用形態

### エ) いわゆる正社員と短時間労働者、非就業者との公平性、中立性に関わるもの

- ・ 企業における扶養（配偶者）手当のあり方
- ・ 所得税における配偶者控除制度のあり方
- ・ 年金制度及び医療保険制度における被扶養配偶者の位置付けのあり方

## ② 子育てを支援するための諸施策の総合的かつ効果的な推進

### 1. エンゼルプランの推進

子育て支援のための施策としては、既に「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）が策定され、以下のような基本的方向の下で重点施策が展開されている。

#### ア) 子育てと仕事の両立支援の推進

- ・ 育児休業制度の充実や労働時間の短縮の推進等雇用環境を整備。
- ・ 低年齢児保育の拡充など保育サービスの整備を図るとともに保育

所制度の改善・見直しを含めた保育システムの多様化・弾力化。

#### イ) 家庭における子育て支援

- ・ 男女共同参画社会をつくりあげていくための環境づくりなどを含め、家庭生活における子育て支援策を強化。
- ・ 安心して出産できる母子保健医療体制を整備するとともに、地域子育てネットワーク（連携体制）づくりを推進。

#### ウ) 子育てのための住宅及び生活環境の整備

- ・ 良質な住宅の供給を促進することによる生活様式に応じた住宅の確保。
- ・ 子どもの健全な成長を支えるため、遊び等の場、スポーツ施設、社会教育施設、文化施設等を整備するとともに、子どもにとって安全な生活環境を整備。

#### エ) ゆとりある教育の実現と健全育成の推進

- ・ 子育て家庭の子育てに伴う心理的な負担を軽減するための、ゆとりある教育を実現。
- ・ 青少年団体の諸活動、文化・スポーツ活動等の推進による多様な生活・文化体験の機会の提供、子ども同士や高齢者との地域社会におけるふれあい、ボランティア体験などを通じて子どもが豊かな人間性を育めるような家庭や社会の環境づくりを推進。

#### オ) 子育て費用の軽減

- ・ 子育てに伴う家計の負担の軽減を図るとともに、社会全体としてどのような支援方策を講じていくか検討。

## 2. 少子化の要因への対応という観点からみた留意事項

先に整理を行った少子化の要因についての対応という観点からみた場合、子育て支援についての施策を進める上で特に次のことに留意すべきである。

#### ア) 子育てにかかる機会費用の上昇への対応

女性の社会進出が進行し、女性の平均賃金が上昇する中で、子育てを選択することによって継続就業を断念した結果、失うこととなる利益（子育てにかかる機会費用）が上昇していることを考慮すると、仕事と育児の両立のために、雇用環境を改善すると同時に多様な保育サービス等を確保することが特に重要である。

#### イ) 仕事と育児の両立支援

仕事と育児の両立を望むのは、一部の継続就業志向の女性に限られるので、その支援方策を講じても、その効果は一部における限定的なものとなるのではないかと指摘がある。

しかし、各種の意識調査では、継続就業を望ましいと考える女性の割合は着実に増加する傾向にあり、また、仮に出産や育児の際の休業制度や保育制度が整っていれば継続就業を望む女性の割合は相当程度

増加する、といった結果が見られる。

また、少子化の影響への対応として、労働力人口の減少という局面において、女性の就労の拡大が時代の要請となることを考えあわせれば、仕事と育児を両立させるための支援方策は着実に推進していかなければならない。

#### ウ) 核家族化、都市化の進展への対応

核家族化、都市化の進展により、育児に親族や近隣の支援も受けにくくなっており、また、地域の治安にも不安が高まっていることから、家庭における子育ての精神的、肉体的負担を軽減することも重要である。

#### エ) 子育てのための経済的負担軽減措置

子育てに伴う養育費や教育費などの経済的負担の大きさが理想の子ども数を持たない理由の一つとなっていることから、子育てを社会全体として支援するとともに、子どもを持つ世帯と持たない世帯との間の公平性を図るという観点から児童手当の充実や租税負担の軽減など子育て世代の経済的負担軽減措置について検討する必要があるという意見がある。

一方、出生率回復への効果という面では、経済的負担軽減措置よりも、仕事と育児を両立させるための支援方策の方がはるかに有効であるという意見もある。

これらの意見については、それぞれの方策の持つ意義、現実的な可能性や効果を総合的、多面的に考慮し、検討する必要があるだろう。

#### オ) 子育ての持つ楽しみや喜びの再確認

子どもを育てることの大変さ、仕事と育児の両立の困難さが強調されるあまり、子育ての持つ本来的な楽しみや喜びといったものが忘れ去られるような風潮を懸念する意見がある。また、これまでの仕事一筋の生き方の中で、父親は子育ての楽しみや喜びを体験する貴重な機会を失っているという指摘もある。

子育てには様々な苦労や困難があることは確かであるが、また大きな楽しみや喜びもあり、それを再確認することも必要である。そのためには、男女共に生涯学習など様々な機会を通じて、子どもを育て家庭を営む喜びや意義を理解させ、学ばせることも有益であろう。

#### カ) 乳幼児期における女性の就労支援方策

子どもの健全な発達という観点から、乳幼児期においては母親は育児に専念すべきであり、したがって、少なくとも乳幼児期の子どもを持つ女性の就労を支援することは好ましくない、とする意見もある。

しかし、父親はもとより、様々な保育サービス、地域社会などが一体となって、母親とともに育児を支えることができれば、母親にのみ育児される場合より、様々な人たちの愛情の中ではぐくまれ、むしろ子どもの健全な発達にとって望ましいとも言える。また、歴史的にみ

て、例えば大家族制の下で農業が主流であった時代は、母親も生産労働に従事していたように、母親がひとりで育児に専念しその負担が重くなったのは、都市化、被用者化が進んだ時期以降のことである、との指摘もある。

こうしたことにかんがみれば、乳幼児期における女性の就労支援方を講ずることは否定されるべきものではない、と考える。もとより、子どもの福祉に最大限の配慮が払われ、これが確保されるべきは当然である。

### 3. 今後検討すべき課題

以上のような留意点を踏まえ、今後さらに検討が必要な課題として、以下のものが挙げられる。

#### ア) 雇用環境の改善に関わるもの

- ・ 育児休業制度の定着促進（育児休業給付の活用促進）、企業による独自の育児休業の充実（期間の延長、育児休業給付の充実）
- ・ 代替要員の確保による育児休業を取得しやすい環境整備
- ・ 職場における保育サービス等への支援の充実
- ・ 勤務時間制の弾力化、勤務形態の多様化（フレックスタイム（弾力的勤務時間）制、在宅勤務やサテライトオフィス（企業が通勤負担の軽減を目的に通常の勤務地より自宅に近い場所に設置する事務所）勤務など職住一体又は職住近接勤務）
- ・ 短時間労働者の良好な処遇・労働条件の確保
- ・ 就業コースの多様化、復職後の就業コース変更の多様化
- ・ 派遣労働者の積極活用

#### イ) 子育て支援に関わるもの

- ・ 低年齢児保育を中心とする保育需要への対応
- ・ 公的な保育サービスを受けることができない者に対する支援
- ・ 延長保育、休日保育、病児保育等多様な保育サービスの提供
- ・ 学童保育の整備
- ・ 職住近接の住宅の整備、職場に近い住宅への子育て世帯優先入居
- ・ 専業主婦（夫）家庭における子どもの一時保育等育児者の精神的、肉体的負担を軽減する措置
- ・ 専業主婦をはじめ、子育てに対する不安や孤立感を持つ親に対する子育て相談等子育てを地域で支援していく仕組みづくり
- ・ 家庭教育に関する相談、情報提供体制の整備等
- ・ 子育て世帯に対する経済的負担軽減措置のあり方
- ・ 年金制度における対応のあり方

なお、以上の課題を検討するに当たっては、現行施策も含め、効果についての分析、見直しを行い、より効果的な推進を図る必要がある。

また、雇用環境の改善に関しては、その結果、企業が仕事と育児の両

立を望む者の採用そのものを手控えることにつながらないようにする、という視点が重要である。

### ③ 今後、更に議論が深められるべき課題

#### 1. 不妊が原因で子どもができない男女への対応等

子どもを持ちたいのに不妊が原因で子どもができない男女は、相当数存在していると考えられる。人工授（受）精など生命倫理に関わる面もあり、その点については慎重な議論が必要であり、また、子どもを産みたくても産めない者を心理的に追いつめるようなことがないように十分留意しつつ、不妊治療の研究の推進などを検討していくことが必要である。

頻繁な妊娠中絶による健康破壊や女性主導の避妊法の普及していないことなどの状況を踏まえ、女性が生涯にわたり主体的に健康を維持できるような支援のあり方を検討する必要がある。

#### 2. 多様な形態の家族のあり方

選択的夫婦別姓や通称使用の拡大、同棲など多様な形態の家族のあり方についての社会的な寛容度を高めることが、婚姻率ひいては出生率の回復につながる可能性についても議論を深める必要がある。

この点に関しては、選択的夫婦別姓は我が国社会の根幹に関わるものであり、慎重に考えるべきとの意見もある。

また、婚外子の問題については、我が国の民法が法律婚主義を採用していることなどを踏まえつつ、今後、国民的な議論を進めていくとともに、制度における婚外子であるが故の不利益的取扱いの是正や婚外子に対する社会的偏見の解消を図っていく必要がある。

## VI おわりに 一人口減少社会を「ゆとりと潤いのある社会」に

少子化が今後の我が国社会全体に及ぼす様々な計り知れない影響にかんがみ、少子化の背景や要因を幅広い視点に立って見極めながら、それへの政策的な対応を真剣に考える必要がある。

### （少子化は現在及び未来の我が国社会全体の状況に関連）

少子化の要因は多岐にわたるが、少子化は、基本的には、家庭や企業活動における固定的な男女の役割分業の下で、経済の成長と発展を強く志向し、その恩恵を享受してきた我が国社会全体の状況が深く関連しており、また、個人が子どもを産み育てることを負担と考え、更には未来の社会に対する様々な不安を感じていることを反映しているとも言えよう。

### （未来に希望を感じる社会の展望の必要性）

このような状況については、今後、更に掘り下げた議論や調査研究を行い、その過程で政府、地方自治体はもとより、国民一人ひとり、家庭、地域、企業それぞれが考えていくと同時に、我が国社会への警鐘として重く受け止め、個人が子どもを産み育てることを負担と感ずることなく未来に希望を感ずることのできる社会の展望を示さねばならない。

### **（少子化への対応）**

人口減少社会に対しては、まず、現在進められつつある経済構造改革、社会保障構造改革、財政構造改革などの構造改革を確実に実行し、少子化の影響への対応をする必要がある。

あわせて、子どもを産み育てる上で様々な不安や負担を感ずるようになっていくこれまでの我が国社会全体のあり方を問い直し、少子化の要因への対応をする必要がある。少子化の要因への政策的対応は、労働、福祉、保健、医療、社会保険、教育、住宅、税制その他多岐にわたるが、中核となるのは、固定的な男女の役割分業や雇用慣行の是正と、育児と仕事の両立に向けた子育て支援である。これらを着実に推進しつつ、それを基点としてその他の関連施策全般に展開していくことが求められている。

### **（性別や年齢による垣根を取り払う新たな雇用環境の創出）**

とりわけ、企業等が定年制や終身雇用、年功序列型賃金などの固定的な雇用慣行を改め、女性や高齢者などあらゆる個人がその意欲に応じて就労できるよう性別や年齢による垣根を取り払う新たな雇用環境を創出していくことは、少子化の影響への対応、少子化の要因への対応両面の観点から極めて重要な課題であり、人口減少社会への対応の基本となるべきものとする。

### **（新しい家族像を基本に据えた新しい地域社会、企業風土）**

そして、このような取組みを行うことは、男女が互いに尊敬し合って、喜びや愛情をはぐくみあえるような社会、個人（男女）の自立や自己実現と他者への貢献が両立するような男女共同参画社会の実現を目指すということである。我々は、男女が共に育児に責任を持つとともにその喜びも分かち合えるような新しい家族像を基本に据えて、家庭における子育ての孤立感や不安を受け止めることのできるような新しい地域社会、仕事と家事・育児さらには介護とを両立しつつその意欲や能力が活かされるような新しい企業風土を形成しなければならない。それは、次世代育成への社会的な連帯を図る、という形で我が国社会の新たな枠組みの構築を目指すということでもある。

### **（ゆとりと潤いの感じられる社会）**

このようにして実現される社会は、仕事と育児の両立に配慮が払われ、男女共にその能力が最大限に活かされるような、人口減少社会に対応した新たな効率性が発揮される社会である。また、出生率の回復への期待とともに、結婚や子育て

に希望が持て、子育ての持つ本来の楽しみや喜びを夫婦ともに実感できるゆとりと潤いの感じられる社会であると言える。

#### **（未来に希望の持てる安心できる社会）**

当審議会は、こうした取組みを通じて、将来に対する国民の様々な不安を取り除き、未来に希望を持てる安心できる社会を構築していくことが人口減少社会への対応として最も重要と考える。

しかし、我が国の人口問題を考える場合に、地球規模での人口問題に対する視点も忘れてはならない。世界人口は1950年の約25億人から現在は57億人と倍以上に膨れ上がり、2050年代には約100億人に至ると予想されている。このような人口増が、地球環境や地球資源に及ぼす影響も考慮し、環境・資源問題への取組みも求められる。

また、外国人の受入れについては、我が国経済社会に大きな問題が生じることも懸念されることから、安易な考え方に立ってなくずし的に行われることのないよう、その是非や方法について、関係の場で正面から十分に議論すべきである。

#### **（本報告書の性格）**

この報告書は、少子化の背景や要因等につき、少子化がもたらす人口減少社会への対応のあり方等について様々な論点や考え方を整理したものである。

もとより、少子化、そして人口減少社会をどう考え、将来の我が国社会はどのようにあるべきと考えるかは、「はじめに」においても述べたように、最終的には国民の責任であると同時に国民の選択である。

今後、本報告書を少子化、そして人口減少社会に関する国民的な議論の出発点として、国民のあらゆる層や関係各方面において大いに議論がなされ、来るべき人口減少社会への対応に関する国民的合意が形成され、今後の我が国が目指すべき社会に向けて、政府、地方自治体をはじめ企業、地域社会、そして家族、個人それぞれの幅広い国民的な取組みが進むことを望むものである。

## 人口問題審議会委員等名簿

麻	生	誠	放送大学教授
阿	藤	誠	国立社会保障・人口問題研究所副所長
井	上	俊一	日本大学教授
岩	淵	勝好	産経新聞社論説委員
大	石	泰彦	東京大学名誉教授
大	淵	寛	中央大学教授
岡	沢	憲芙	早稲田大学教授
木	村	治美	共立女子大学教授
熊	崎	清子	日本労働組合総連合会副事務局長
河	野	栄子	(株)リクルート代表取締役社長
河	野	洋太郎	全国生命保険労働組合連合会中央執行委員長
小	林	登	甲南女子大学教授
坂	元	正一	日本母性保護産婦人科医会会長
清	家	篤	慶應義塾大学教授
袖	井	孝子	お茶の水女子大学教授
千	葉	一男	王子製紙(株)取締役
坪	井	栄孝	日本医師会会長
福	田	歆一	東京大学名誉教授
水	越	さくえ	(株)イトーヨーカ堂取締役
南		裕子	兵庫県立看護大学学長
◎	宮	澤健	一橋大学名誉教授
宮	武	剛	毎日新聞社論説委員
八	代	尚宏	上智大学教授
山	本	正也	日本アクチュアリー会参与
○	吉	原健	厚生年金基金連合会理事長

### (専門委員)

網	野	武博	東京経済大学教授
岡	崎	陽一	元日本大学教授
金	子	武治	国立社会保障・人口問題研究所情報調査分析部長
木	村	陽子	奈良女子大学助教授
河	野	稠果	麗澤大学教授
高	山	憲之	一橋大学教授
山	田	昌弘	東京学芸大学助教授



少子化に関する基本的考え方について  
— 参考資料 —  
(案)

人口問題審議会  
平成9年10月

## 1. 少子化の現状と将来の見通し

(1) 合計特殊出生率の動向と見通し	
① 合計特殊出生率の動向	1
② 先進諸国の合計特殊出生率の状況	2
③ 合計特殊出生率の見通し	3
(2) 我が国人口の推移と見通し	
① 総人口の推移と見通し	4
② 年齢3区分別人口の推移と見通し	5
③ 仮に、生産年齢人口を20～64歳とした場合の 年齢3区分別人口の推移と見通し	6
④ 先進諸国の65歳人口割合別の到達年次	7

## 2. 少子化の影響

(1) 経済面の影響	
① 労働力・経済の見通し	8
② 社会保障（現行制度）の給付と負担の見通し（改定版）	12
(2) 社会面の影響	
① 世帯の家族類型・年齢5歳階級別・世帯主率の推移と見通し	14
② 出生年次ごとの兄弟・姉妹数の推移	15
③ よく遊ぶ友人の数	16
④ 過疎・超高齢化地域（自治体）の増大	17
⑤ 65歳以上人口割合別市町村数の見通し	18

## 3. 少子化の要因とその背景

(1) 未婚率の上昇	
① 合計特殊出生率変化の要素分解	19
② 年齢別未婚率及び生涯未婚率	20
③ 平均初婚年齢の上昇	21
④ 学歴別平均初婚年齢	22
⑤ 主要国の性・年齢階級別未婚率と平均初婚年齢	23
⑥ 未婚女子の同棲率の国際比較	24
⑦ 婚外出生割合の国際比較	25
⑧ 第1子出産時の母の平均年齢の国際比較	26
(2) 結婚に対する考え方、20歳代30歳代未婚者とその親との関係等	
① 結婚に対する考え方	27
② 女性の晩婚化の原因	28
③ 独身の理由	29
④ 未婚女性の結婚の意思	30
⑤ 結婚相手の条件	31
⑥ 20歳代未婚の者の、親との同居率の状況	32
⑦ 仕事をもつ20～34歳未婚女性の親との同居率の推移	33
⑧ 20歳代未婚者で親と同居している者の個室の有無、身の回りの家事	34
⑨ 30歳代の、親との援助関係の現状	35
⑩ 子どもに将来してやりたいことの国際比較	36
⑪ 結婚形態（恋愛結婚・見合い結婚）	37
⑫ 未婚者における異性との交際の状況	38

<b>(3) 平均出生児数と平均理想子供数との開き</b>	
① 平均出生児数・理想子供数・予定子供数の推移	39
② 予定子供数と出生児数の比較、理想子供数と予定子供数の関係	40
③ 理想の子供数をもととしない理由	41
<b>(4) 子供に対する価値観と子育て費用</b>	
① 子供に対する価値観	42
② 子育て費用	43
<b>(5) 女性の社会進出</b>	
① 進学率の推移	44
② 女性の雇用者数の推移	45
③ 妻の年齢階級別、夫婦とも雇用者である世帯の割合	46
④ 女子雇用者の勤続年数	47
⑤ 男女の賃金格差	48
<b>(6) 性別役割分業についての意識と実態、女性の継続就業の困難</b>	
① 「男は仕事、女は家庭」の考え方について	49
② 女性が職業をもつことについての考え	50
③ 望ましい女性の就業パターン	51
④ 夫(雇用者)の所得階級別妻の就業状況	52
⑤ 家計管理のタイプ	53
⑥ 末子の年齢別・世帯構成別に見た妻の就業状況	54
⑦ 夫婦の生活時間	55
⑧ 家族構成、子供の年齢別子供が病気の場合の対応	56
⑨ 女性有業者の離職理由	57
⑩ 長く働き続ける場合の困難や障害	58
⑪ 妻のライフコース別平均出生児数等	59
⑫ 女子(25～34歳)の労働力率と出生率の国際比較	60
<b>(7) 雇用者の就業をとりまく状況</b>	
① 労働時間及び年間労働日数の国際比較	61
② 単身赴任の状況	62
③ 労働力人口・雇用者・常雇の対人口比	63
④ 年齢階級別、週間就業時間の状況	64
⑤ 性別・年齢階級別所定内給与	65
⑥ 定年制の普及状況	66
⑦ 企業の人事労務管理上の方針	67
⑧ 一斉昇格制度・慣行の有無	68
⑨ 同一産業内転職による賃金の増減率	69
⑩ 勤続年数による退職金の格差及び転職による退職金の低下率	70
<b>(8) 育児支援策に対する考え方</b>	
① 子育ての環境整備のための方策に関する意識	71
② 子育てに対する社会的支援についての意識	72
<b>(9) その他</b>	
① 世界の主要地域別人口の見通し	73
② 住宅環境と出生児数との関係	74

# 1. 少子化の現状と将来の見通し

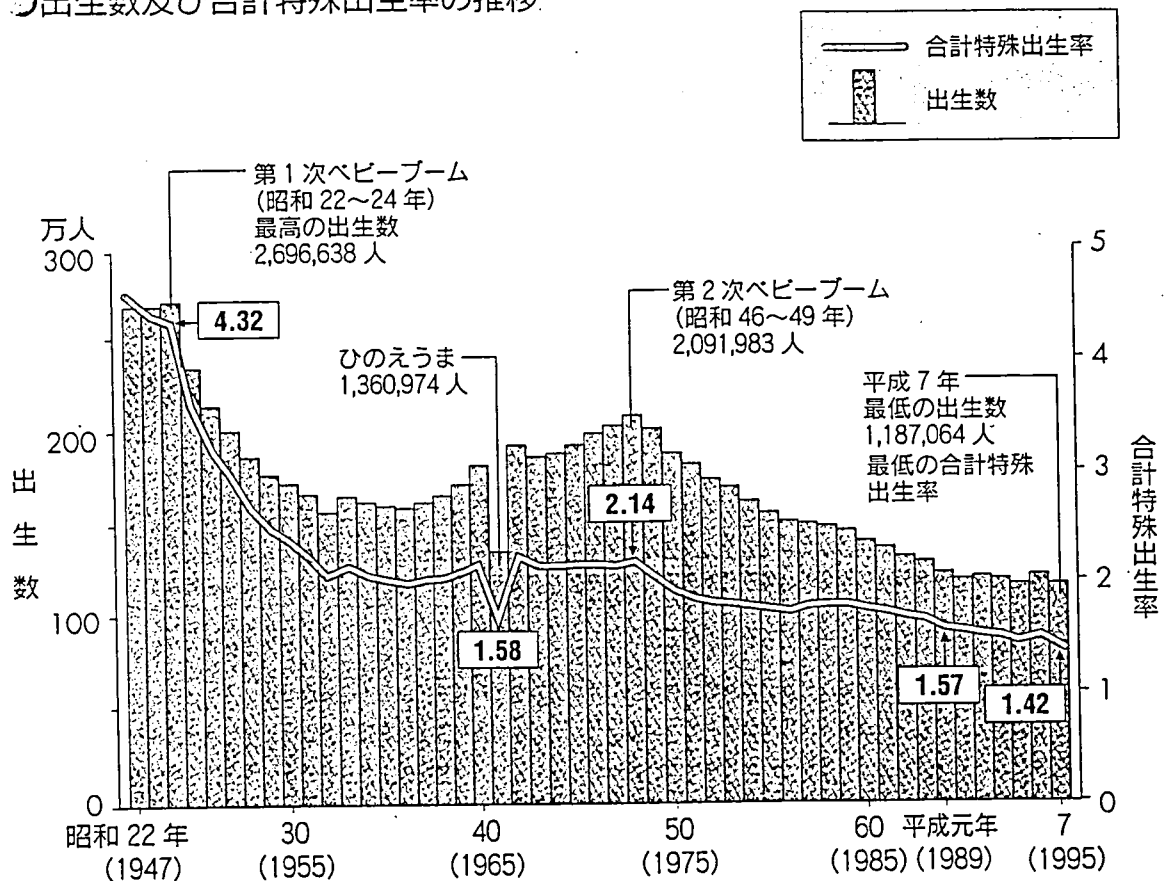
## (1) 合計特殊出生率の動向と見通し

### ① 合計特殊出生率の動向

出生率は近年急激に低下し、平成7年の合計特殊出生率は、現在の人口を将来も維持するのに必要な2.08（人口置換水準）を大きく下回る1.42となっている。

こうした出生率の低下により、昭和40年代後半には200万人を超えていた出生数は、平成7年には約120万人と6割程度の水準まで減少している。

### ㊦ 出生数及び合計特殊出生率の推移



(注) 「合計特殊出生率」とは、1人の女性が一生の間に生む平均子ども数である。

資料: 厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

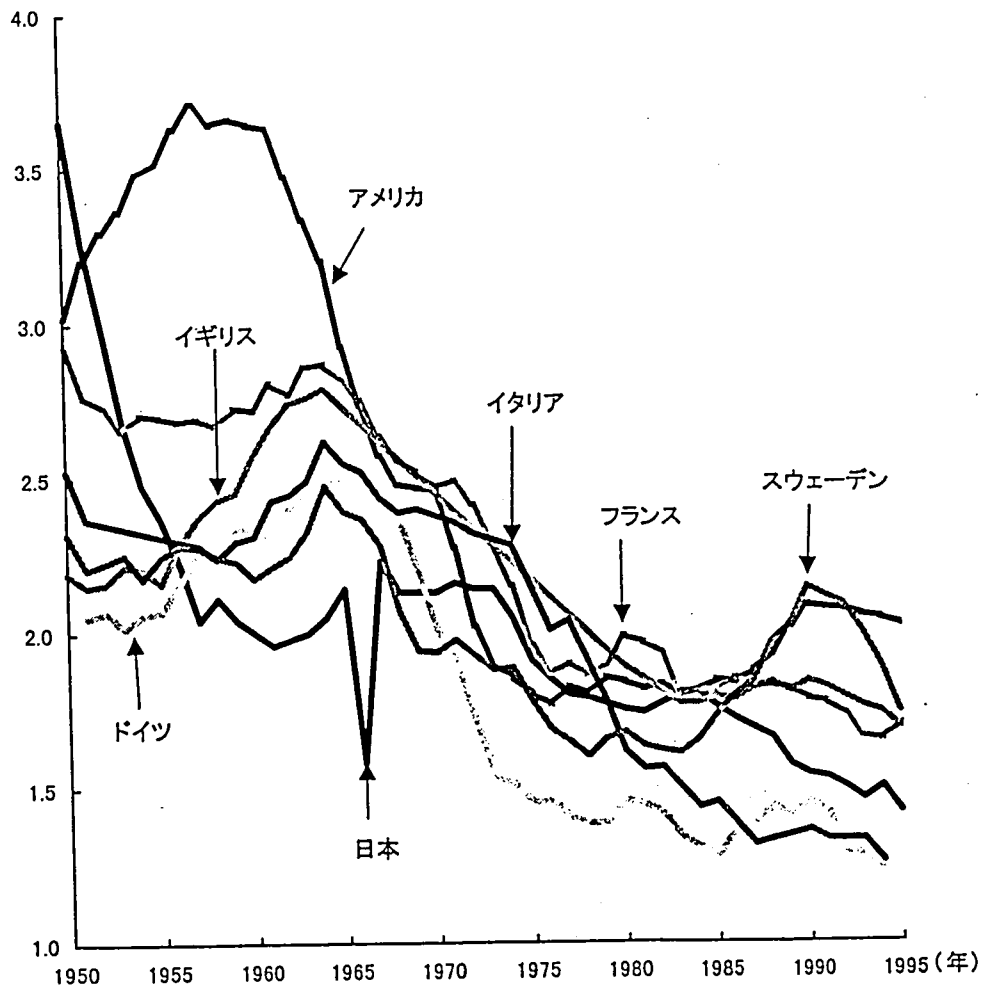
② 先進諸国の合計特殊出生率の状況

我が国の合計特殊出生率は、欧米先進諸国と比較してもイタリア、ドイツなどに次いで低い水準。

特に、アメリカ、スウェーデンは、1980年頃合計特殊出生率の低下を経験したが、現在ではアメリカ2.02、スウェーデン1.74まで回復。

●先進国における合計特殊出生率の推移

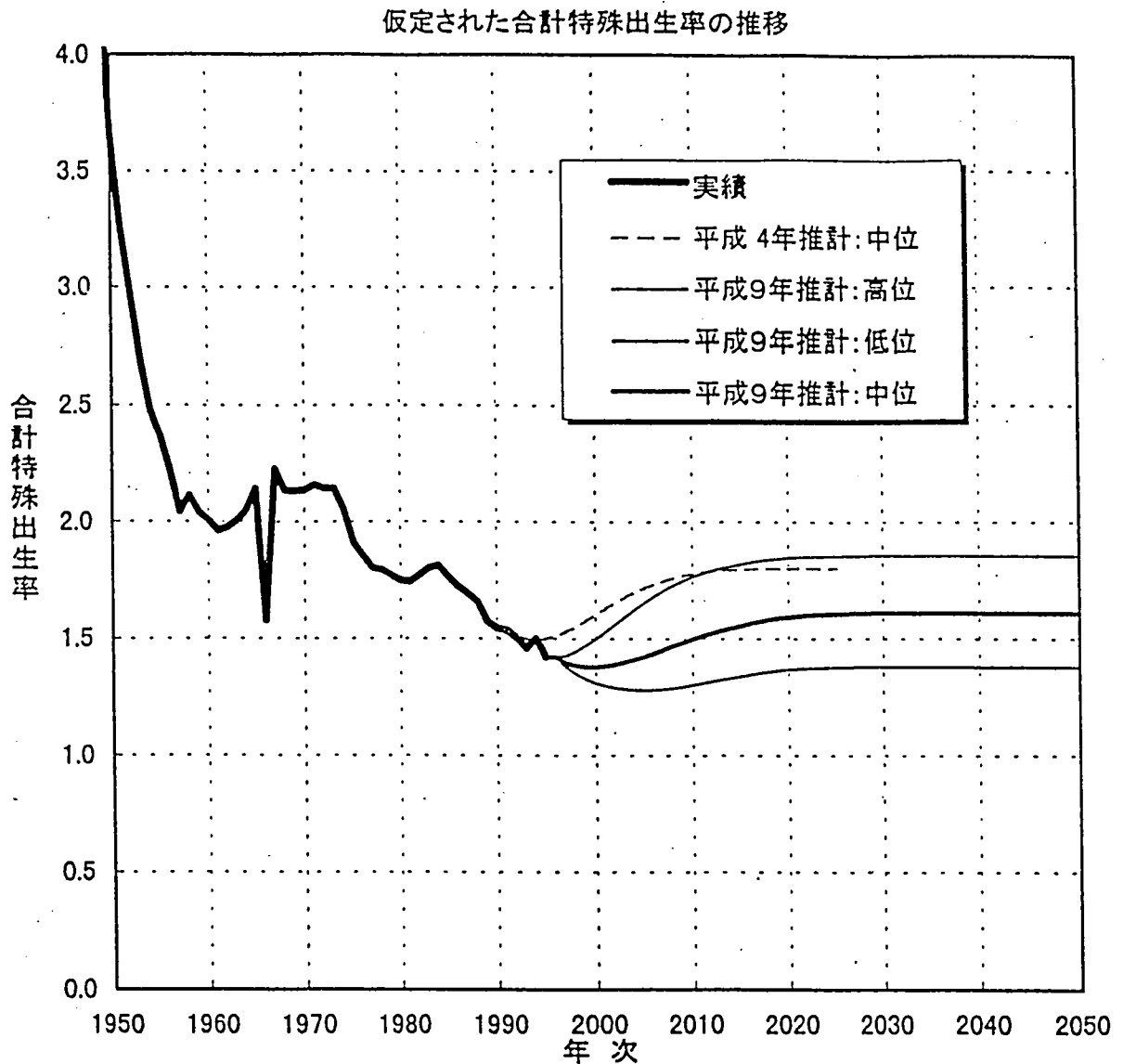
	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	イタリア	スウェーデン
1950年	3.65	3.02	2.19	2.92	2.05 (1951)	2.52	2.32
1980年	1.75	1.84	1.89	1.99	1.46	1.61	1.68
現在	1.42 (1995)	2.02 (1995)	1.69 (1995)	1.70 (1995)	1.24 (1994)	1.26 (1994)	1.74 (1995)



(注) イギリスは1984年まではイングランド・ウェールズの数値である。  
 ドイツは1991年までは旧西ドイツ、1992年以降は統一ドイツの数値である。  
 資料：日本は厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」。  
 諸外国は、UN, Demographic Yearbook による。  
 ただし1985年以降の数値は、Council of Europe, Recent demographic developments in Europe and North America U.S. Department of Health and Human Services, Monthly Vital Statistics Report による。

### ③ 合計特殊出生率の見通し

今後我が国の出生率は、中位推計、高位推計でも、現在の水準に比べある程度回復するものの、人口置換水準までには回復することは見込まれない。



#### 中位推計の合計特殊出生率の仮定値

平成7(1995)年	1.42 (実績値)
	↓
平成12(2000)年	1.38 (底)
	↓
平成42(2030)年以降	1.61

資料：「日本の将来推計人口（平成9年1月推計）」

国立社会保障・人口問題研究所

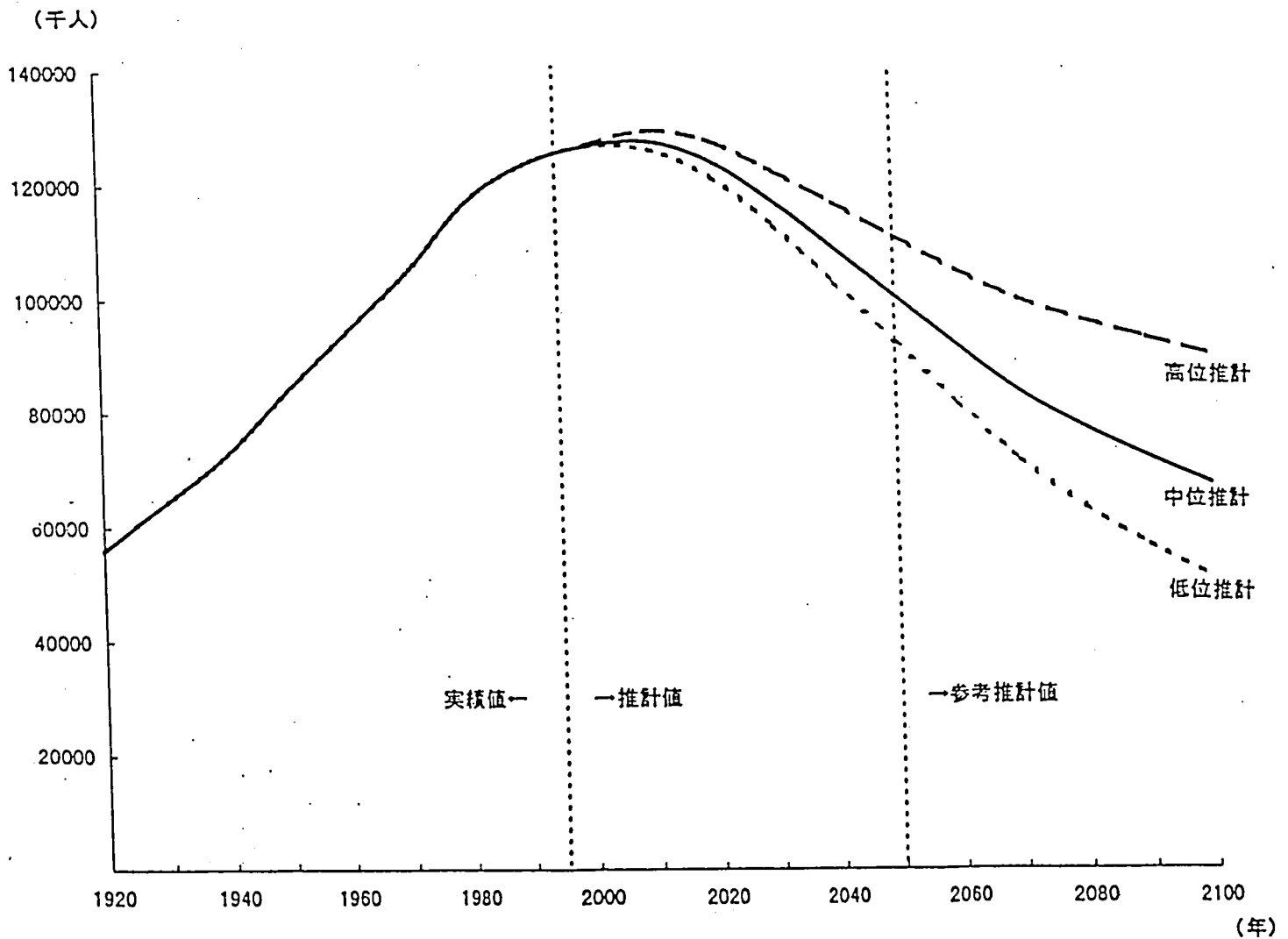
## (2) 我が国人口の推移と見通し

### ① 総人口の推移と見通し

我が国の総人口は、2050年には1億人（中位推計）と現在の1億2千6百万人より2割減となり、その後もさらに減少するものと予測される。

出生率が回復しない場合（低位推計）、総人口は2050年には9千2百万人、2100年には5千万人まで減少するものと見込まれる。

### 我が国の総人口の見通し

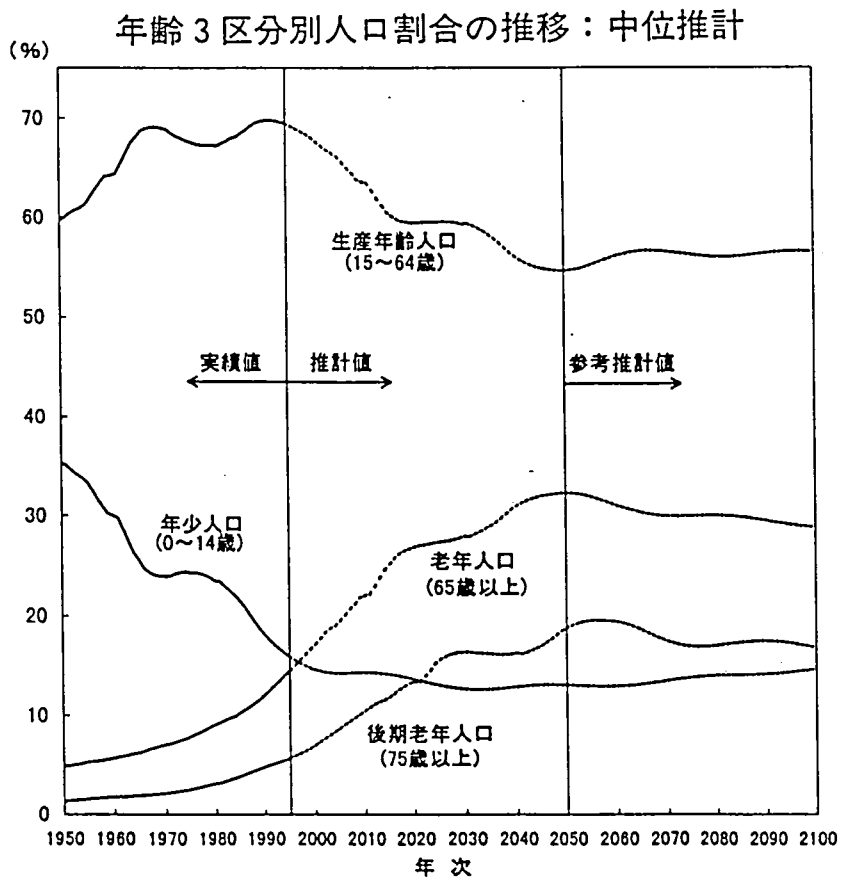
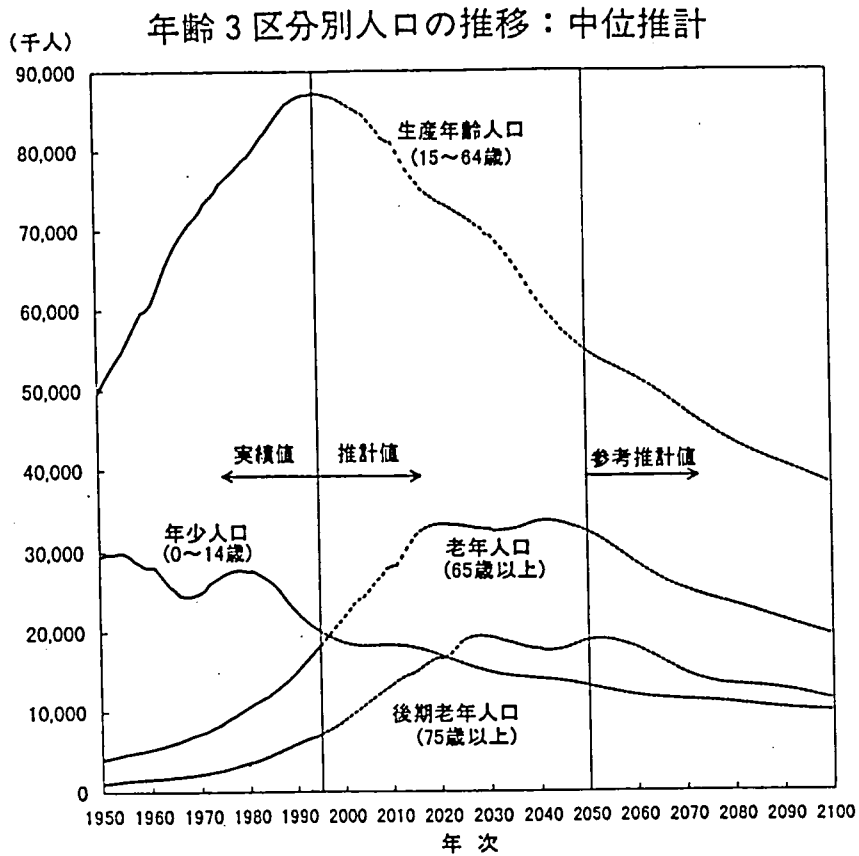


資料：「日本の将来推計人口（平成9年1月推計）」

国立社会保障・人口問題研究所

② 年齢3区分別人口の推移と見通し

出生率の低下により、15歳未満の子供の数はすでに減少。生産年齢人口も、1995年を頂点に減少。一方、65歳以上人口割合は、平均寿命の伸長と相まって3割を超える見通し。



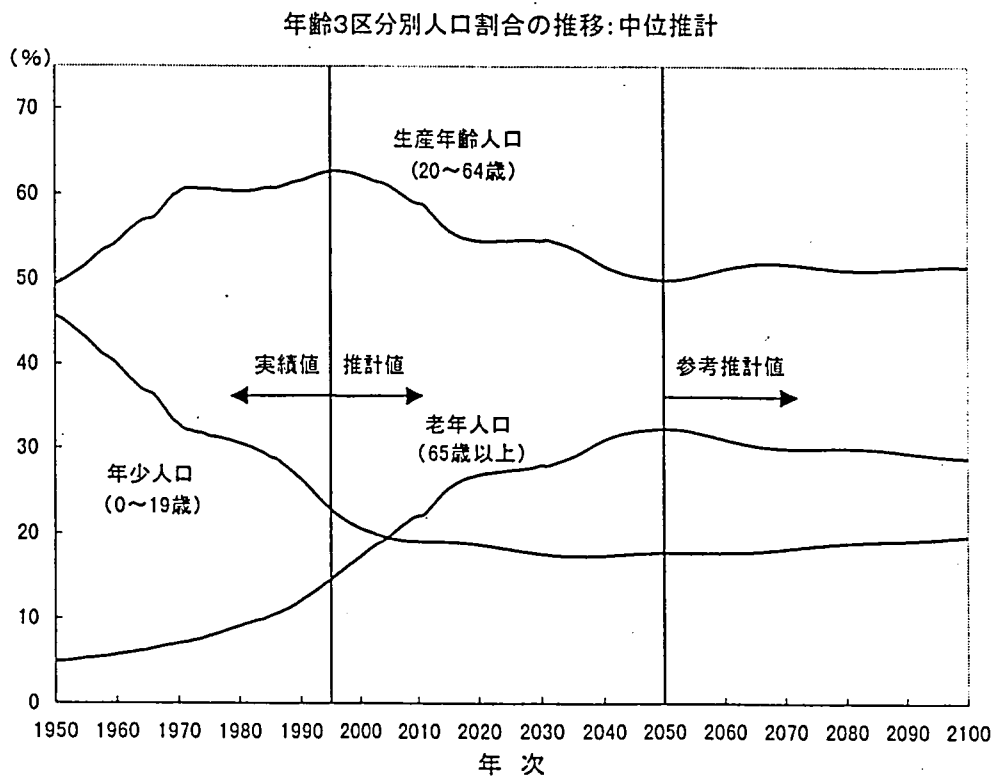
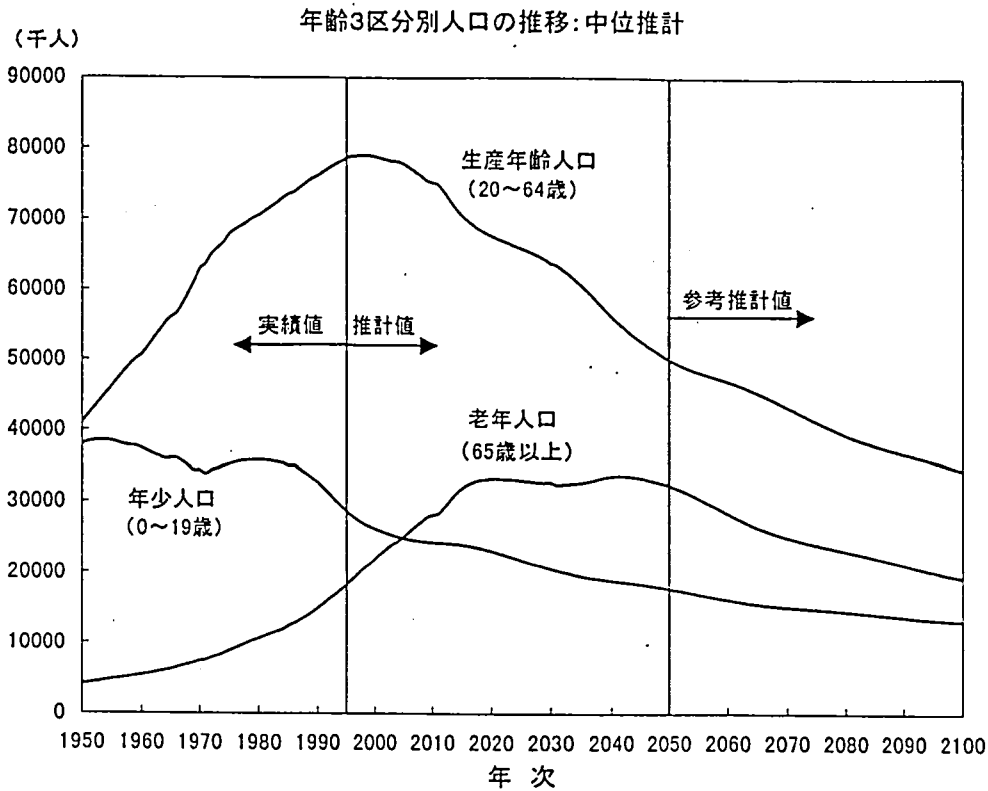
資料：「日本の将来推計人口（平成9年1月推計）」

国立社会保障・人口問題研究所



③ 仮に、生産年齢人口を20～64歳とした場合の  
年齢3区分別人口の推移と見通し

仮に、生産年齢人口を20～64歳とした場合でも、1998年を  
頂点に生産年齢人口は減少。



資料：「日本の将来推計人口（平成9年1月推計）」

国立社会保障・人口問題研究所

#### ④ 先進諸国の65歳以上人口割合別の到達年次

我が国の65歳以上人口割合は、1970年に7%に達した後、24年後の1994年に14%に達した。これに要した年数は、フランスの114年、スウェーデンの82年、比較的短いイギリスの46年やドイツの42年に比べてはるかに短い。

先進諸国の65歳以上人口割合別の到達年次

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	イタリア	スウェーデン
65歳以上人口割合が 7%に達した年	年 1970	年 1945	年 1930	年 1865	年 1930	年 1930	年 1890
	↓ 24年間	—	↓ 46年間	↓ 114年間	↓ 42年間	↓ 59年間	↓ 82年間
14%に達した年	年 1994	—	年 1976	年 1979	年 1972	年 1989	年 1972
現在の65歳以上 人口割合	% 14.6 (1995年)	% 12.8 (1995年)	% 15.7 (1994年)	% 14.5 (1993年)	% 15.3 (1994年)	% 16.3 (1994年)	% 17.5 (1994年)

資料：人口統計資料集（国立社会保障・人口問題研究所）等による。

## 2. 少子化の影響

### (1) 経済面の影響

#### ① 労働力・経済の見通し

労働力・経済の見通しについては、様々な試算があるが、現状のまま推移した場合には、労働力人口の減少、貯蓄率の低下、社会保障費など公的負担の上昇などにより、経済成長率の低下が見込まれており、勤労者1人当たり手取り所得が減少に転じるなど、概して悲観的。

経済、社会保障などについて思い切った改革を行ったとしても、経済成長率の低下、国民負担率の上昇は避けられない見通し。

#### 【様々な試算】

#### 1. 労働省職業安定局による労働力人口の見通し（平成9年6月）

- 我が国の労働力人口は2005年以降減少に転じ、2025年までに1996年の水準より1割弱も減少。

#### 2. 産業構造審議会総合部会基本問題小委員会の試算（平成8年11月）

- 現状のまま推移すれば、高齢化のピークを迎える2025年には、
  - ・ 経済成長率は大幅に鈍化し国民負担率は大幅に上昇。
  - ・ 勤労者1人当たりの手取り所得はマイナスの伸びに転落（働いても生活水準は向上しない状況に）。
  - ・ 財政赤字も拡大し、経常収支は赤字化。
- 相当な努力と痛みを伴う極めて大胆な経済構造・財政・社会保障改革が実施されることでようやく堅調な経済成長が見込まれる。

#### 3. 経済審議会構造改革推進部会

##### 財政・社会保障問題ワーキンググループの試算（平成8年11月）

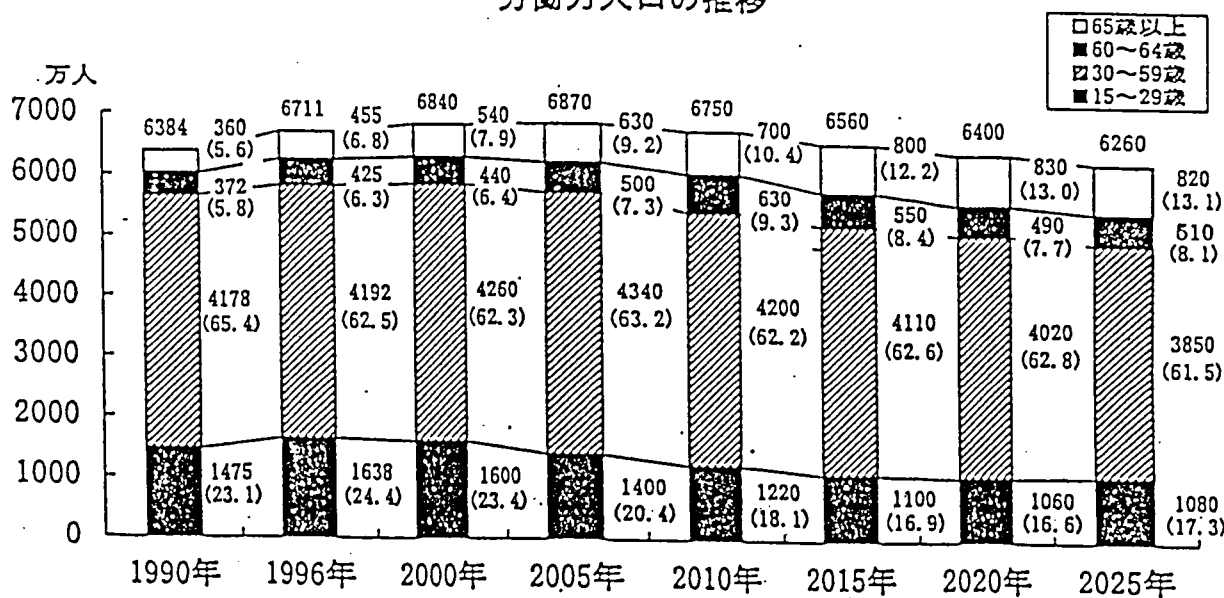
- 現行ケース、社会保障制度改革ケース、政府支出抑制ケース、社会保障制度改革と政府支出抑制ケースの併用ケースについてシミュレーション。
- 現行ケースでは、2025年度には、
  - ・ 経済成長率は鈍化し、国民負担率及びこれに財政赤字を加えた「潜在的国民負担率」は大幅に上昇する。
  - ・ 財政赤字が拡大し、経常収支も赤字へ転落し、「双子の赤字」となる。
- こうした「破局のシナリオ」を回避するためには、社会保障制度改革と財政支出抑制の双方が不可欠である。

# 1. 労働省職業安定局による労働力人口の見通し（平成9年6月）

## 労働力人口の見通し

平成9年6月に労働省職業安定局が新人口推計に基づき行った将来の労働力人口の推計によれば、1996年には67.11万人であった労働力人口は、若年層の労働力供給の減少に伴い、2005年に6870万人でピークを迎えた後、2015年には6560万人に、2025年には6260万人に減少するとされた。また、労働力人口の構成も大きく変化し、1996年に13.2%であった労働力人口全体に占める60歳以上の労働者の割合も2015年には20.6%に、2025年には21.2%に達し、21世紀には労働力の減少と高齢化という我が国がいまだかつて経験したことのない状況を迎えることになる。

労働力人口の推移



※ ( )内は構成比

(資料出所) 1990年、1996年は総務庁「労働力調査」

2000年以降は労働省職業安定局推計（平成9年6月）

資料：「65歳現役社会」の政策ビジョン—構築のためのシナリオと課題—  
（平成9年6月 労働省発表）

## 2. 産業構造審議会総合部会基本問題小委員会の試算（平成8年11月）

### ○ 現状のまま推移した場合の粗い試算

#### 【主な前提】

- ・ 人口は、平成4年9月の厚生省人口問題研究所の低位推計を使用。
- ・ 労働力率等はこれまでの統計により推計したものを活用。労働力人口は2000年以降減少する見込み。

など

	1995年度	2000年度	2010年度	2025年度
経済成長率 (%)	2.3%	2.6%	1.8%	0.8%
国民負担率 (%)	36.7% (44.1%)	39.7% (49.9%)	47.4% (58.9%)	60.0% (92.4%)
勤労者1人当たり 手取り所得伸び率 (%)	1.5%	1.9%	1.0%	▲ 0.3%

(注) 1. 経済成長率は実質GDP成長率。伸び率の2000年度以降は年平均伸び率。

2. 国民負担率の( )内は、財政赤字フローを各時点で国民が負担した場合であり、仮に当該勤労者世代が税等により負担する場合には、手取り所得はさらに低下。

### ○ 思い切った経済構造改革及び財政・社会保障改革を実施した場合

#### 【主な改革の内容】

- ・ 技術進歩、労働力供給の減少を2010年度以降回避など（経済）
- ・ 年金報酬比例部分の撤廃、医療費の削減など（社会保障）
- ・ 政府支出削減、公共投資抑制など（財政）

	1995年度	2000年度	2010年度	2025年度
経済成長率 (%)	2.3%	3.0%	2.3%	2.2%
国民負担率 (%)	36.7% (44.1%)	39.2% (45.1%)	42.9% (45.5%)	45.6% —
勤労者1人当たり 手取り所得伸び率 (%)	1.5%	2.5%	2.0%	1.7%

(注) 1. 経済成長率は実質GDP成長率。伸び率の2000年度以降は年平均伸び率。

2. 国民負担率の( )内は、財政赤字フローを各時点で国民が負担した場合であり、仮に当該勤労者世代が税等により負担する場合には、手取り所得はさらに低下。

### 3. 経済審議会構造改革推進部会

財政・社会保障問題ワーキンググループの試算（平成8年11月）

#### 【主な前提】

- ・ 人口は、平成4年9月の厚生省人口問題研究所推計の低位推計を使用。
- ・ 全要素生産性（技術進歩）の伸びについては、1995年度の1.5%（これまでの趨勢）から2025年度までに0.5%（米国の水準）まで低下すると想定。
- ・ （1）現行ケース、（2）社会保障制度改革ケース、（3）政府支出抑制ケース、及び（2）（3）の併用ケースについてシミュレーション。

#### 【推計結果の概要】

（単位：％）

	1994 年度	(1)			(2)と(3)		
		2000 年度	2010 年度	2025 年度	2000 年度	2010 年度	2025 年度
国民負担率 (潜在的国民負担率)	35.8 (39.2)	40.2 (42.0)	45.2 (52.0)	51.5 (73.4)	40.3 (41.2)	44.6 —	48.4 —
経常海外余剰	2.7	1.3	▲2.6	▲14.3	2.0	2.5	3.6
実質GDP成長率	1.9	2.8	1.9	1.1	2.8	1.9	1.2

- (注) 1. 「国民負担率」及び「潜在的国民負担率」は対国民所得比。  
 2. 「経常海外余剰」は対GDP比。  
 3. 「実質GDP成長率」は、1994年度は1990～1994年度の5年間の実績、2000年度は1996～2000年度の5年間、2010年度は2001年度～2010年度の10年間、2025年度は2011年度～2025年度の15年間の平均値。  
 4. (2)と(3)の併用ケースの「潜在的国民負担率」については、同ケースにおける一般政府財政収支が黒字となり、これを国民負担率に加え「潜在的国民負担率」とすることは適切ではないため空白としている。

② 社会保障（現行制度）の給付と負担の見通し（改定版）

我が国の社会保障給付費は年々増大し、平成37（2025）年度には、216兆円～274兆円となる見通し。

この時の社会保障に係る負担は、国民所得に対して29½%～35½%と、平成7（1995）年度の18½%から大幅に増大。

【試算の前提】

(1) 経済指標

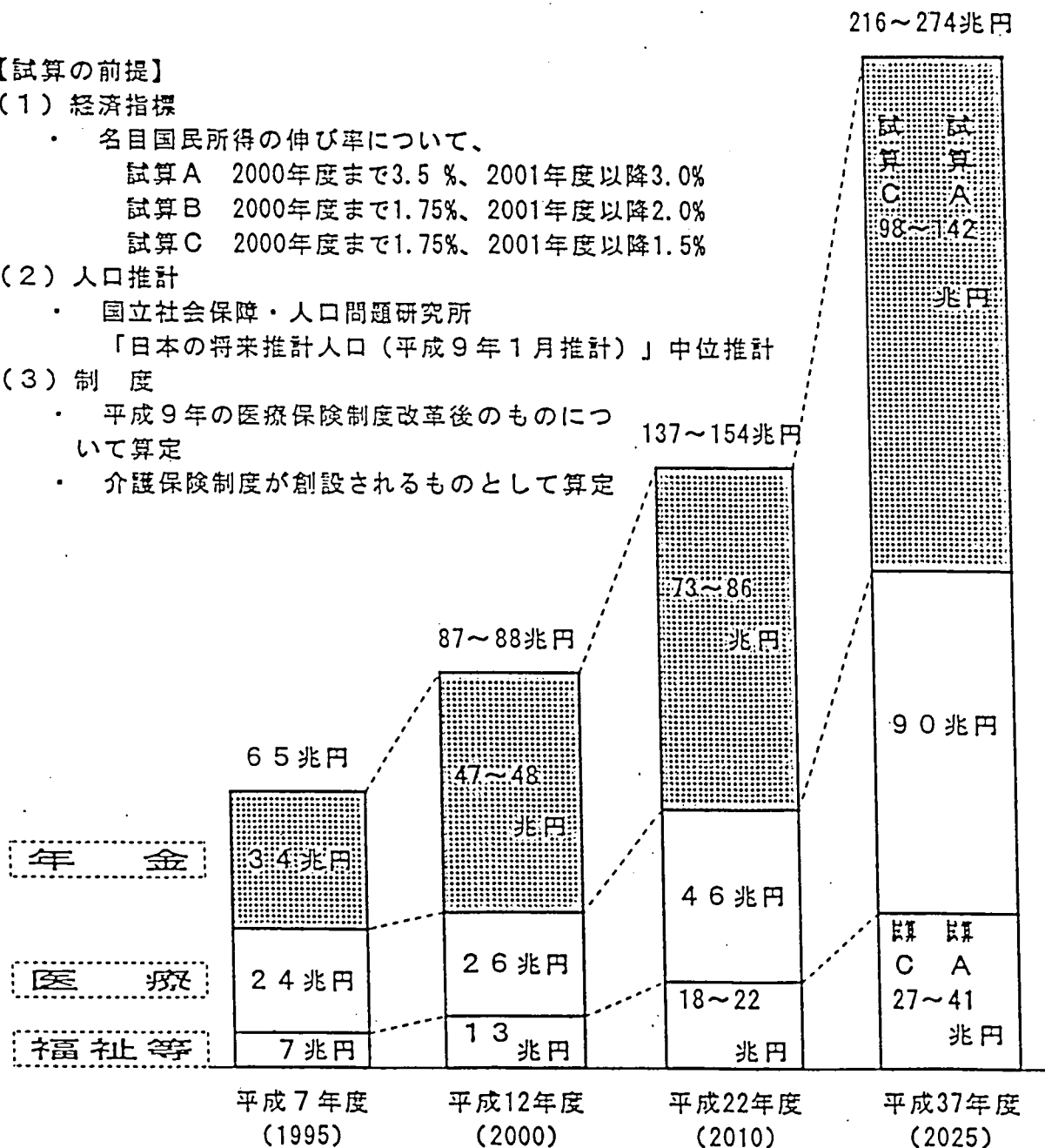
- ・ 名目国民所得の伸び率について、  
 試算A 2000年度まで3.5%、2001年度以降3.0%  
 試算B 2000年度まで1.75%、2001年度以降2.0%  
 試算C 2000年度まで1.75%、2001年度以降1.5%

(2) 人口推計

- ・ 国立社会保障・人口問題研究所  
 「日本の将来推計人口（平成9年1月推計）」中位推計

(3) 制度

- ・ 平成9年の医療保険制度改革後のものについて算定
- ・ 介護保険制度が創設されるものとして算定



社会保障に係る負担 / 国民所得	平成7年度 (1995)	平成12年度 (2000)	平成22年度 (2010)	平成37年度 (2025)
	18½%	20 ~ 20½%	24½% ~ 26%	29½% ~ 35½%

(注) 上段は試算Aの場合、下段は試算Cの場合である。

# 社会保障（現行制度）の給付と負担の見通し（改定版）の概要

平成9年9月  
厚生省

## 1. 試算の前提

### (1) 経済指標

A：名目国民所得の伸び率	2000年度まで	3.5%	2001年度以降	3.0%
B：名目国民所得の伸び率	2000年度まで	1.75%	2001年度以降	2.0%
C：名目国民所得の伸び率	2000年度まで	1.75%	2001年度以降	1.5%

### (2) 人口推計

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成9年1月推計）の中位推計

## 2. 試算結果

	平成7年度		平成37年度(2025年度)					
	NI比		A		B		C	
	兆円	%	兆円	%	兆円	%	兆円	%
社会保障給付費	65	17	274	29½	230	33½	216	35½
うち 年金	34	9	142	15½	109	16	98	16
医療	24	6	90	10	90	13	90	15
福祉等	7	2	41	4½	31	4½	27	4½
(介護(再掲))	(-)	(-)	(21)	(2½)	(16)	(2½)	(14)	(2½)
社会保障に係る負担	70	18½	272	29½	230	33½	216	35½

(注) 介護保険制度を導入した場合の試算である。

## 3. 留意点

(1) 本試算は一定の経済成長率を所与のものとしているが、実際問題としては、社会保障の構造改革と経済成長率とは相互に影響する関係にあり、また、国民負担率の在り方は、財政構造改革の方向とも関連するという事に留意する必要がある。

また、財政構造改革に伴う措置（社会保障関係費について、集中改革期間中（平成10年度（1998年度）～平成12年度（2000年度））、対前年度伸び率を高齢者数の増によるやむを得ない影響分（全体の2%以下）に抑制）については、本試算には折り込んでいない。

したがって、数値を確定的なものとして受け取ることは適当でない。

(2) 人口の高齢化等に伴い、社会保障に係る負担は、着実に上昇する。前提となる国民所得の伸び率が下がった場合に負担の割合が大きくなる分野は、医療である。一方、介護の負担の割合は、対国民所得比で2½%程度と将来とも相対的に小さいものと予測される。

(3) 仮に、社会保障以外の支出に係る公費負担の対国民所得比が現在の水準(約20%)から変化しないものとするならば、本試算においては、現行制度のままの場合の将来の国民負担率（一般政府財政赤字を含めない場合）は名目国民所得の伸び率に応じて約50%～56%となる。なお、一般政府財政赤字は平成7年度対国民所得比で8.8%となっている。

(4) 以上を踏まえれば、仮に社会保障の見直しのみで国民負担率を将来とも50%以下にとどめるとするならば、将来の経済成長率如何によるが、現行制度のままとした場合に比べ、今後中長期的に2割以上の給付の効率化、適正化が必要となることもあり得る。このため、介護保険制度の創設に続き、医療及び年金を中心に、将来に向けて給付の効率化、適正化を行うことが必要である。



## (2) 社会面の影響

### ① 世帯の家族類型・年齢5歳階級別・世帯主率の推移と見通し

今後、単独世帯を構成する者の割合が増加する一方、特に高齢者について、夫婦のみの世帯を構成する者の割合が増加する見込み。

図1 世帯の家族類型・年齢5歳階級別・世帯主率の推移【男：1970～2010年】

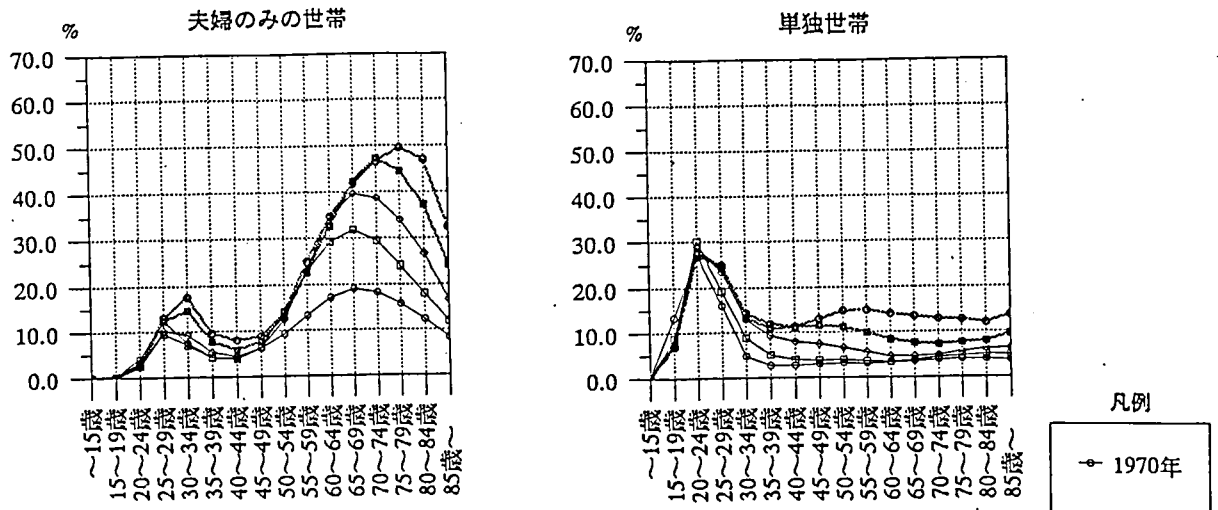
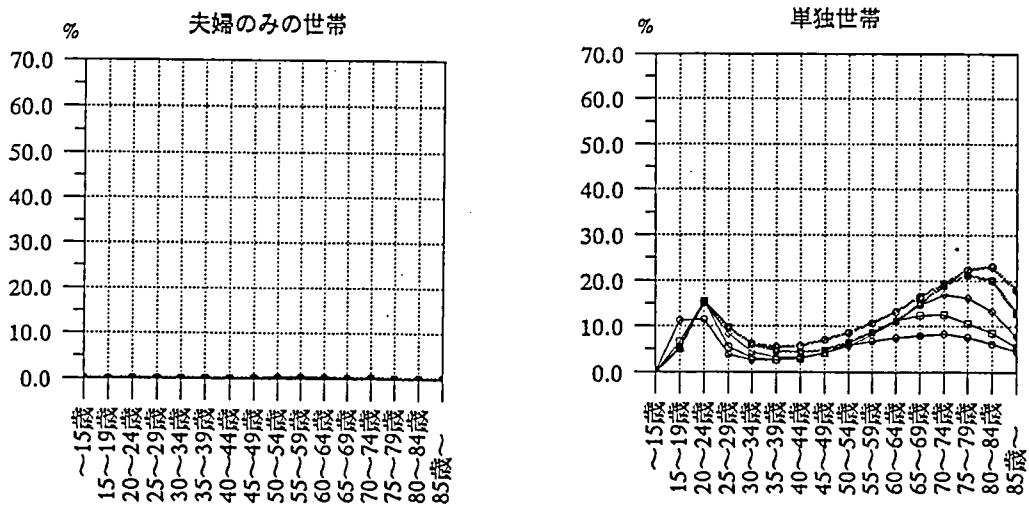


図2 世帯の家族類型・年齢5歳階級別・女子世帯主率の推移【女：1970～2010年】



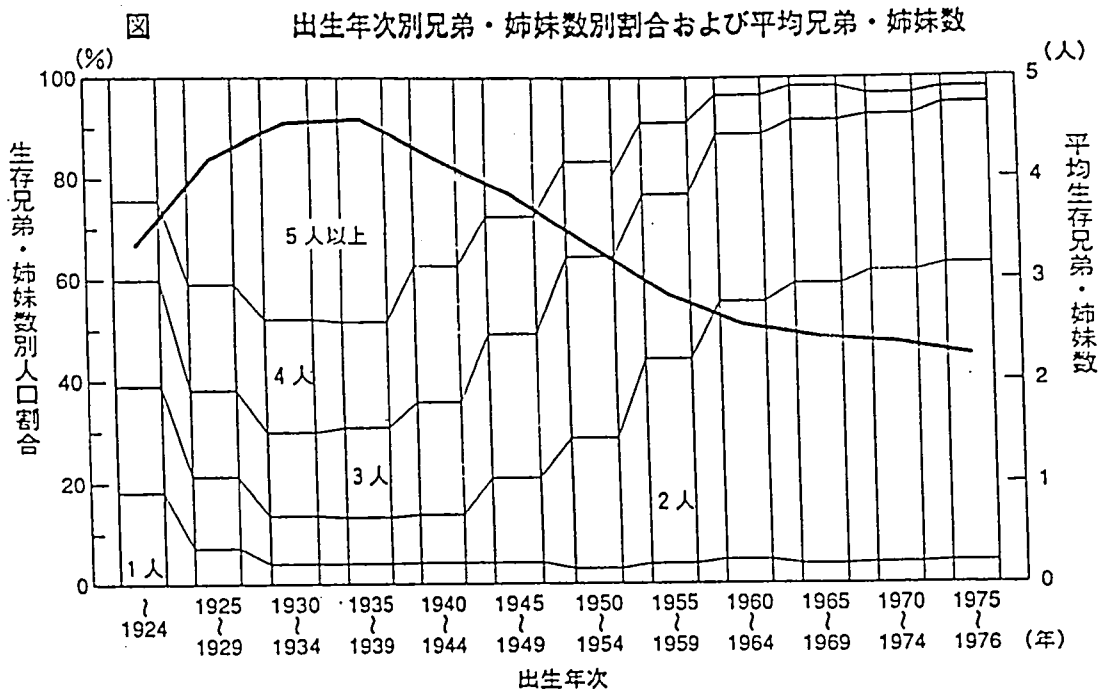
資料：「日本の世帯数の将来推計」国立社会保障・人口問題研究所

(注1) 世帯主率とは、同年齢の人口に占める世帯主である者の割合。

(注2) 平成4年9月推計に基づく推計である。

② 出生年次ごとの兄弟・姉妹数の推移

出生年次ごとの兄弟・姉妹数の推移をみると、兄弟・姉妹数は減少を続け、最近では2人兄弟・姉妹が6割を占めている。  
また、平均兄弟・姉妹数も2人程度となっている。

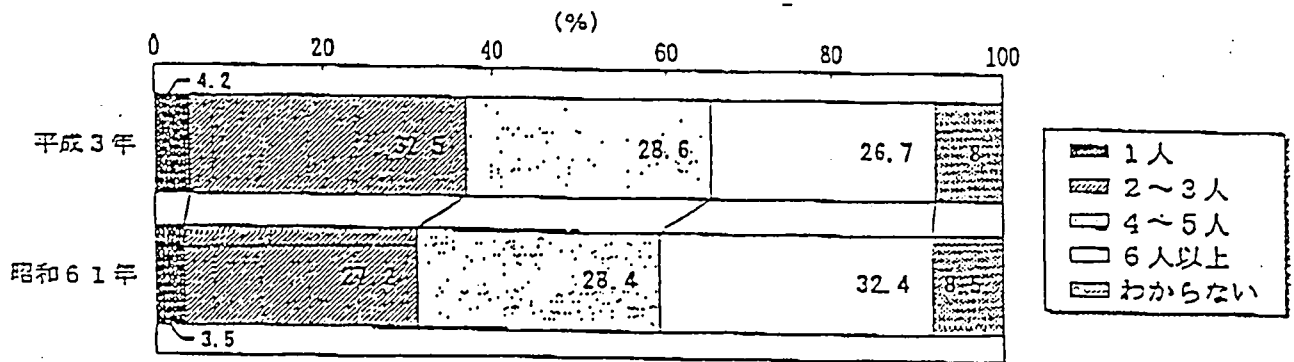


資料：厚生省人口問題研究所「第3回世帯動態調査」(1994年)

③ よく遊ぶ友人の数

よく遊ぶ友人の数は、平成3年では「2～3人」が32.5%と最も高く、昭和61年に「6人以上」の割合が32.4%と最も高かったことからみると、友人の数は減少している。

よく遊ぶ友人の数



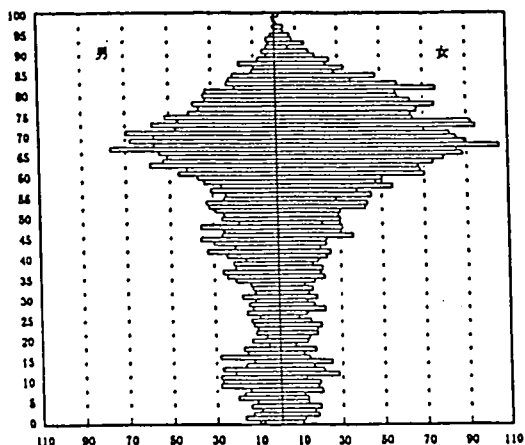
注) 小学校5年から中学校3年生までの児童・生徒のうち、ふだんよく遊ぶ友人が「決まっている」と回答した者(全体の69.6% [昭和61年]、65.6% [平成3年])について友人の数を聞いた結果。

資料) 厚生省「児童環境調査」による。

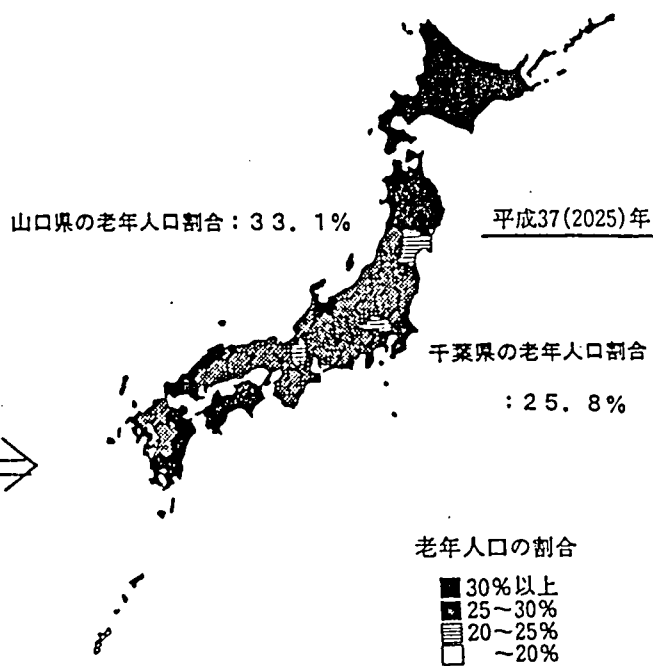
④ 過疎・超高齢化地域（自治体）の増大

現在でも、最も高齢化の進んだ町では、47.4%が65歳以上。少子化の進行により、2025年には、ほとんどの都道府県で65歳以上人口が3割前後（現在は1割～2割）となる見通しであり、地域に深刻な影響。

山口県東和町、1995年



都道府県別老年人口の割合



老年人口  
割合(%)  
47.43

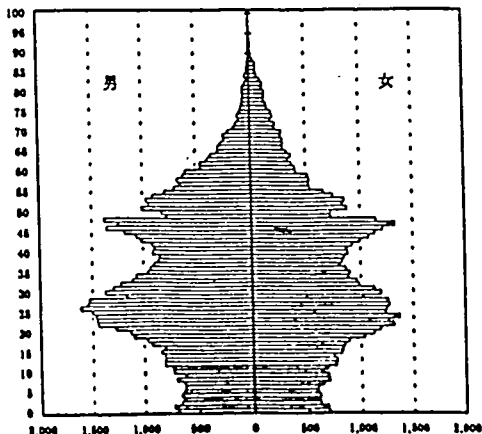
山口県の老年人口割合：19.0%

平成7(1995)年

千葉県の老年人口割合：11.3%

老年人口  
割合(%)  
5.66

千葉県旭安市、1995年



資料：「平成7年国勢調査」（総務庁統計局）

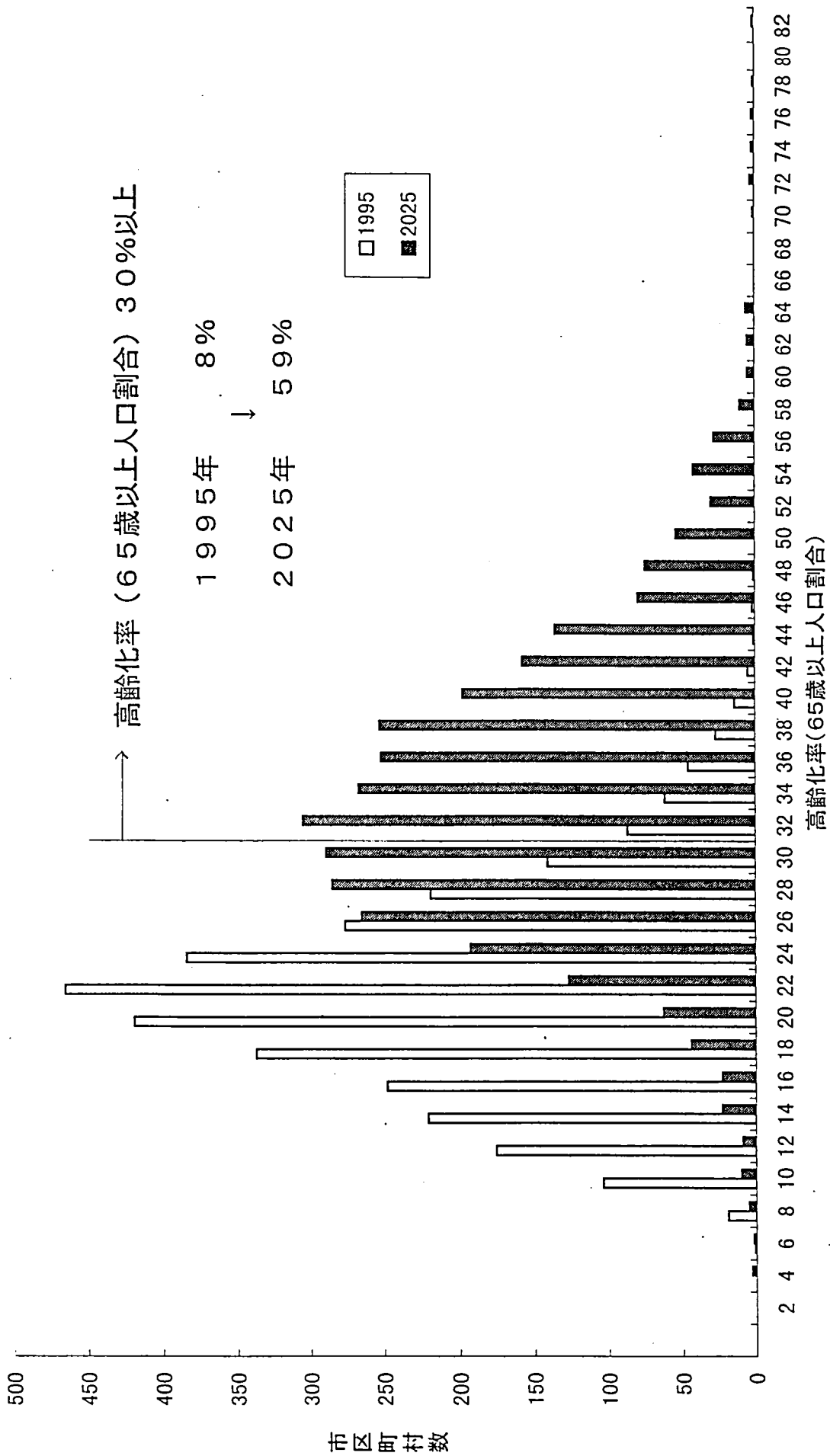
「都道府県の将来推計人口（平成9年5月推計）」

（国立社会保障・人口問題研究所）

⑤ 65歳以上人口割合別市町村数の見直し

65歳以上人口の割合が3割を超える市町村は、現在1割弱程度であるものが、2025年には約6割となる見直しもある。

図 高齢化率(65歳以上人口割合)別市区町村数



資料：「市区町村別将来推計人口」

(財) 統計情報研究センター (平成9年) (注) 例えば、高齢化率(65歳以上人口割合) 32%の欄は、30%以上32%未満の市区町村数である。

### 3. 少子化の要因とその背景

#### (1) 未婚率の上昇

##### ① 合計特殊出生率変化の要素分解

合計特殊出生率の変化を、「有配偶出生率」と「有配偶率」とに分けてみると、特に昭和55年以降は、有配偶率の減少による影響が大きく、20歳代から30歳代前半層が結婚しないことにより合計特殊出生率が低下していることが分かる。

表1 合計特殊出生率変化の要素分解：昭和25～平成7年

	合計特殊出生率の変化量				
	昭和25～35年	昭和35～45年	昭和45～55年	昭和55～平成2年	平成2～7年
	合計特殊出生率の変化				
期首	3.65	2.00	2.13	1.75	1.54
期末	2.00	2.13	1.75	1.54	1.42
変化量	-1.65	0.13	-0.39	-0.20	-0.12
	年齢別有配偶出生率の変化による影響				
総数	-1.38	0.08	-0.14	0.16	0.03
15～19歳	-0.01	-0.01	0.01	0.00	0.00
20～24	-0.06	0.01	0.01	-0.02	-0.02
25～29	-0.24	0.10	-0.05	-0.01	-0.03
30～34	-0.50	0.01	-0.07	0.14	0.04
35～	-0.57	-0.04	-0.04	0.05	0.03
	年齢別有配偶率の変化による影響				
総数	-0.27	0.05	-0.24	-0.36	-0.15
15～19歳	-0.04	0.01	-0.01	-0.01	0.00
20～24	-0.22	-0.02	-0.14	-0.13	-0.02
25～29	-0.04	0.04	-0.09	-0.20	-0.09
30～34	0.02	0.02	-0.01	-0.03	-0.04
35～	0.01	0.01	0.00	0.00	0.00

注：計算は、5歳階級データに基づく。  
資料：国立社会保障・人口問題研究所の算定による。

表2 年齢別にみた未婚率の推移

(単位：%)

	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年
(女子)							
20～24歳	68.1	71.6	69.2	77.7	81.4	85.0	86.4
25～29	19.0	18.1	20.9	24.0	<u>30.6</u>	40.2	<u>48.0</u>
30～34	9.0	7.2	7.7	9.1	<u>10.4</u>	13.9	<u>19.7</u>
35～39	6.8	5.8	5.3	5.5	6.6	7.5	10.0
40～44	4.7	5.3	5.0	4.4	4.9	5.8	6.7
45～49	3.0	4.0	4.9	4.4	4.3	4.6	5.6

資料：総務庁統計局「国勢調査」による。

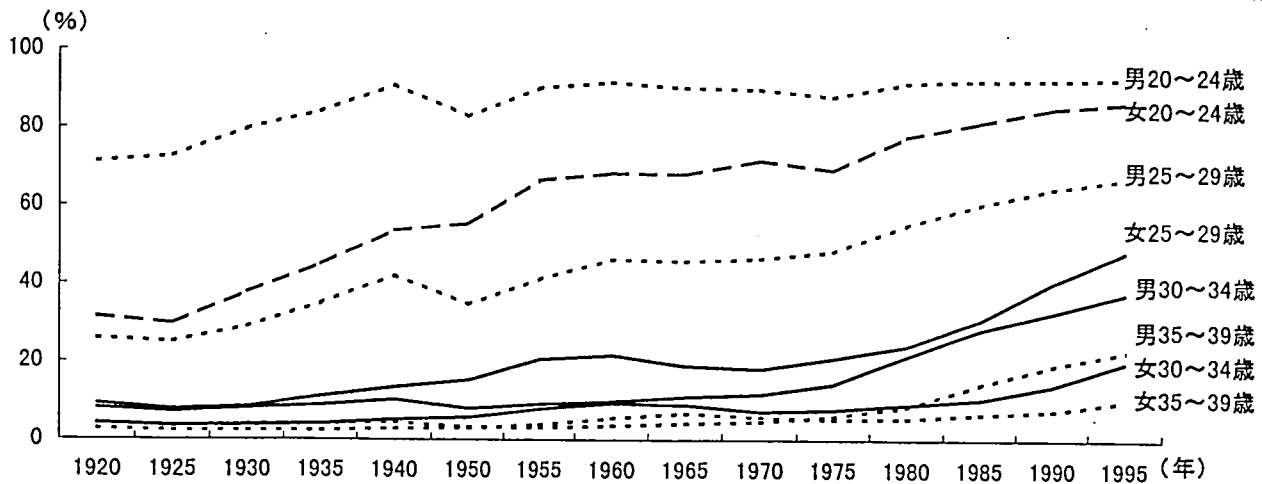
② 年齢別未婚率及び生涯未婚率

年齢別に未婚率の推移をみると、男女とも、上昇傾向にあり、晩婚化が進行。特に、男子の25歳～34歳、女子の20歳～29歳で著しい。  
また、生涯未婚率（50歳時の未婚率）も上昇傾向。

	男	女
20～24歳	92.6	86.4
25～29	66.9	48.0
30～34	37.3	19.7
35～39	22.6	10.0
40～44	16.4	6.7
45～49	11.2	5.6
50～54	6.7	4.5
生涯未婚率	8.9	5.1

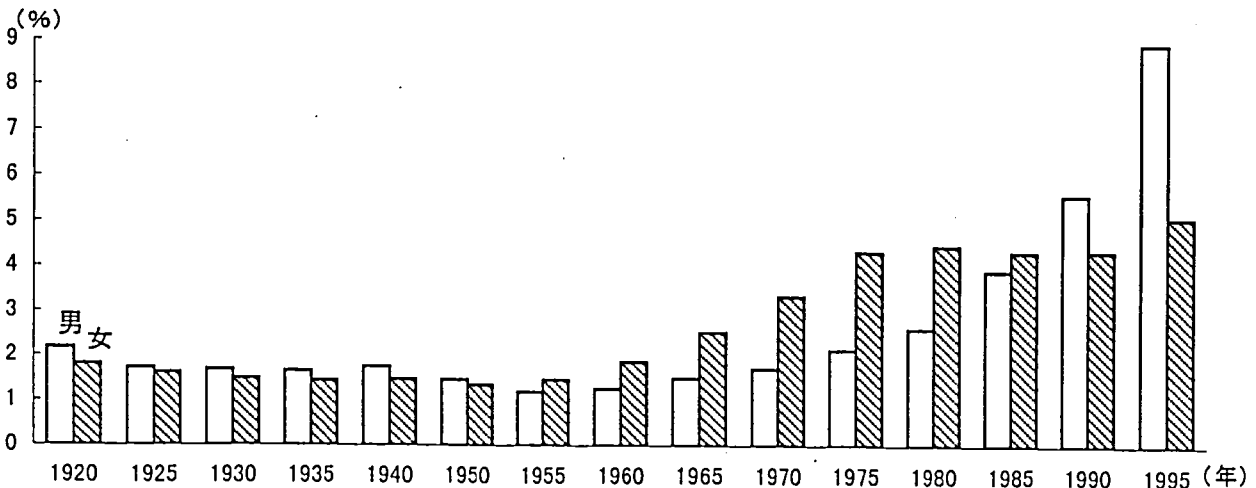
図 年齢別未婚率・生涯未婚率の推移

(年齢別未婚率)



資料：平成7年国勢調査(総務庁)

(生涯未婚率)

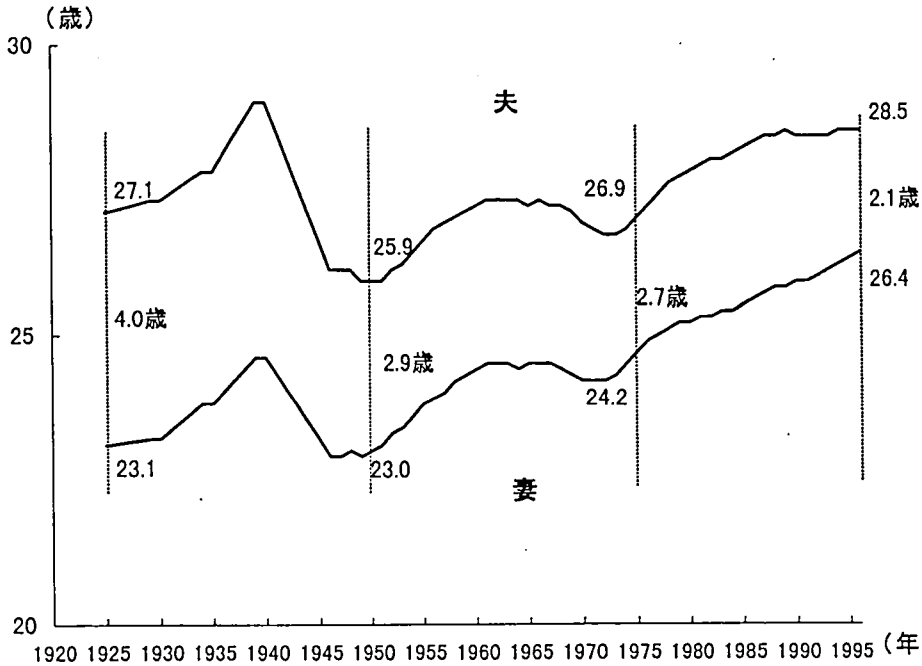


(注)生涯未婚率は各年次の50歳時の未婚率(45～49歳と50～54歳の未婚率の平均値)  
資料：総務庁「国勢調査」

### ③ 平均初婚年齢の上昇

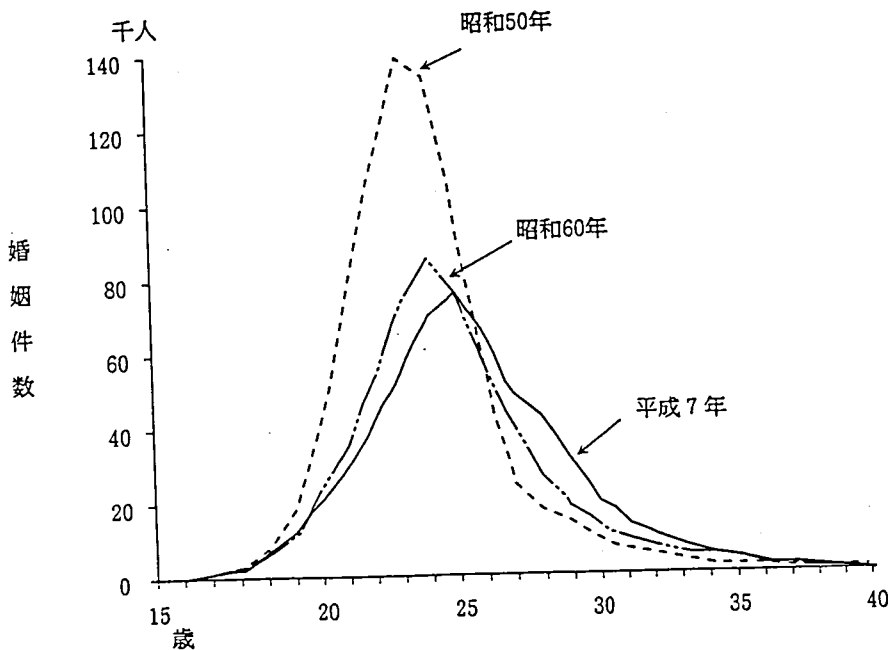
夫婦の初婚年齢は、男女とも上昇しており、妻の年齢別初婚件数割合の分布も高齢にシフトしている。

図 / 夫婦の初婚年齢



(注) 1. 1947年から67年までは結婚式をあげた時の年齢, 1968年以降は結婚式をあげた時または同居を始めた時の年齢である。  
 2. 1991年までの夫または妻の平均結婚年齢は算出平均値に0.46歳を加えた。1992年に調査票改正のため夫または妻の平均婚姻年齢算出の計算式を改めた。  
 資料: 厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

図 2 結婚生活に入った時の妻の年齢(各歳)別初婚件数





④ 学歴別平均初婚年齢

学歴別に平均初婚年齢をみると、女性では学歴が高くなるほど平均初婚年齢も高くなっており、男性では学歴による相違はみられない。

表 女性の学歴別平均初婚年齢 (SMAM)

年次	総数	中学校	高校	短大・高専	大学・大学院
1970年 全国	24.58	23.24	24.79	25.73	25.45
1980年	25.11	22.90	24.38	25.79	26.07
1990年	26.86	24.59	25.94	27.37	28.12
1990年 東京都	28.36	25.33	27.15	28.64	29.14
(参考男)					
1990年 全国	30.33	30.30	29.89	30.34	30.74
1990年 東京都	31.96	31.43	31.82	32.09	32.13

(注) SMAM (Singulate mean age at first marriage) は、国勢調査の年齢別未婚率から計算する結婚年齢である。

資料：厚生省人口問題研究所の算定による

⑤ 主要国の性・年齢階級別未婚率と平均初婚年齢

我が国の30歳代前半までの未婚率は、国際的にみてもスウェーデンに次いで高い水準。

平均初婚年齢の上昇は先進諸国に共通の現象であり、特に、デンマーク、スウェーデンは高い。

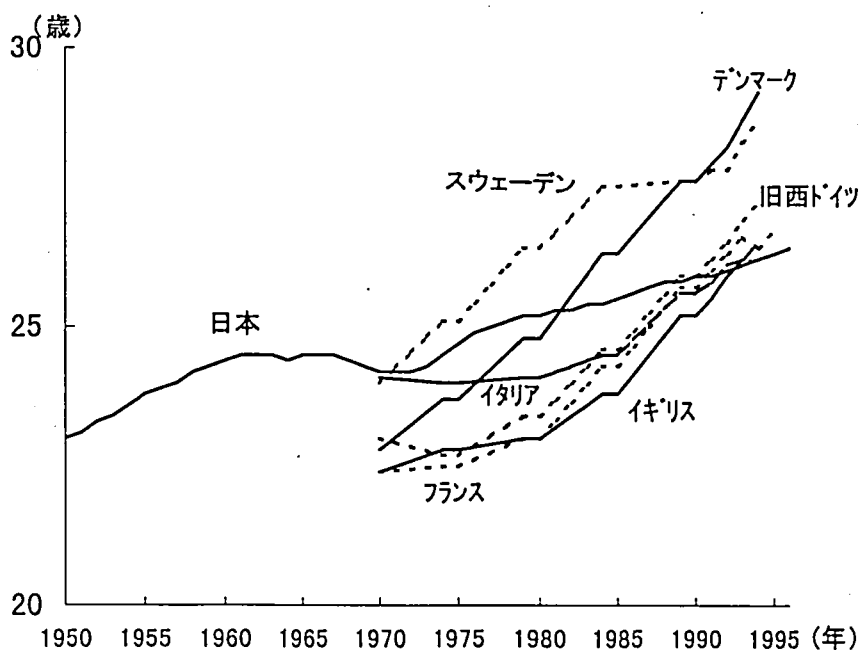
ただし、これらの国では、同棲率や婚外出生割合が高く、第1子出産時の母の平均年齢は日本と同程度かむしろ低くなっており、結婚と出産が必ずしも結びついていないことに留意する必要がある。

表 主要国の性・年齢階級別未婚率

年齢	日本 (1995年)	カナダ (1989年)	オランダ (1989年)	イギリス <sup>1)</sup> (1989年)	フランス <sup>2)</sup> (1989年)	アメリカ合衆国 (1990年)	スウェーデン (1988年)
男							
15~19	99.2	99.5	99.8	99.5	99.9	98.5	99.9
20~24	92.6	85.5	92.5	85.3	91.0	79.3	96.3
25~29	66.9	46.4	59.0	52.2	54.7	45.2	79.3
30~34	37.3	22.0	30.7	24.9	27.3	27.0	54.7
35~39	22.6	13.2	17.0	14.8	15.4	14.7	36.2
女							
15~19	98.9	98.0	98.6	97.5	99.2	95.0	95.5
20~24	86.4	67.7	78.8	70.0	77.6	62.8	89.7
25~29	48.0	29.6	39.7	35.2	38.4	31.1	63.9
30~34	19.7	14.9	19.0	15.5	18.3	16.4	39.6
35~39	10.0	9.8	10.3	8.7	11.5	10.4	24.5

(注) UN, Demographic Yearbook, 1990年版に基づいて算定したものである。日本は、総務庁「国勢調査」による。各性、年齢階級別人口総数100についての未婚者の率である。1)北アイルランドを除く。2)年齢は満年齢ではなく、出生年次に基づく。

図 先進諸国における女性の平均初婚年齢



資料: Council of Europe, Recent Demographic Developments in the Member States of the Council of Europe, 1991, 1996  
 ただし、日本は厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

⑥ 未婚女子の同棲率の国際比較

我が国の未婚女子の同棲率は1%～2%程度で、諸外国に比べて極めて低い。

表 主要国における未婚女子の同棲率 (%)

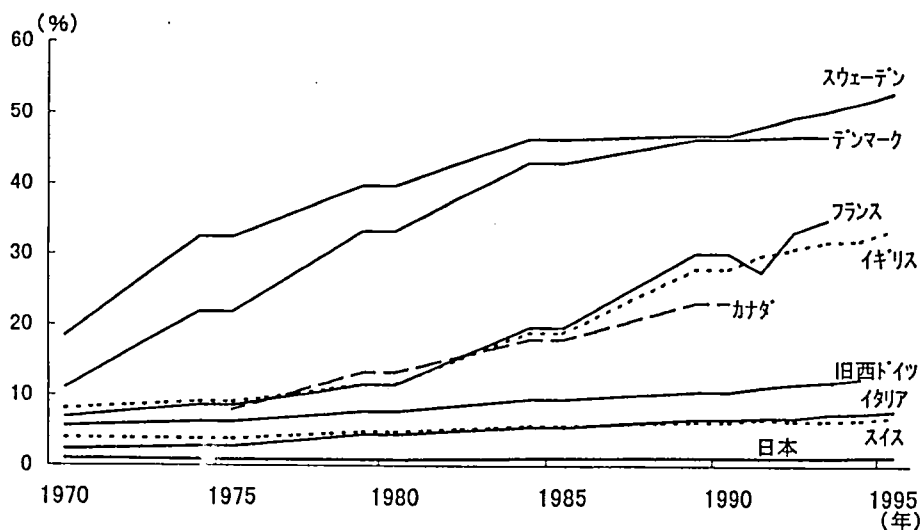
国名	年齢	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44
	年次						
日本	1987	0.8	0.8	0.0	0.6	..	..
	1992	0.8	1.1	1.4	1.6	..	..
デンマーク	1975	23	29	10	4	5	4
	1981	..	37	23	11	..	..
フランス	1975	1	3	2	1	0	1
	1981	1	8	5	2	1	1
	1986	..	19	11	8	5	5
旧西ドイツ	1972	..	3		3		..
	1981	..	7		12		..
イギリス	1976	1	2	3	2		
	1979	4	5	4	2	2	1
	1986-87	8		11	6	4	
オランダ	1975	1	10	..	..	..	..
	1982	2	16	10	..	..	..
スウェーデン	1975	14	29	17	8	5	4
	1980	13	32	26	14	8	6
	1981	..	44	31	14	10	7
カナダ 米 国	1981	3	15	21	19	16	3
	1976	..	2	1	..	..	..
	1982	2	5	16	11	3	1
	1986-87	9		16	17	13	12

資料：United Nations, World Population Monitoring 1991.  
ただし、日本は厚生省人口問題研究所「独身青年層の結婚観と子供観」(1994年)

⑦ 婚外出生割合の国際比較

我が国の婚外出生割合は1%程度で、諸外国に比べて極めて低い。

図 先進諸国における婚外出生割合



資料: Council of Europe, Recent Demographic Developments in Europe, 1992, 1994, 1996

表 先進諸国における婚外出生割合 (%)

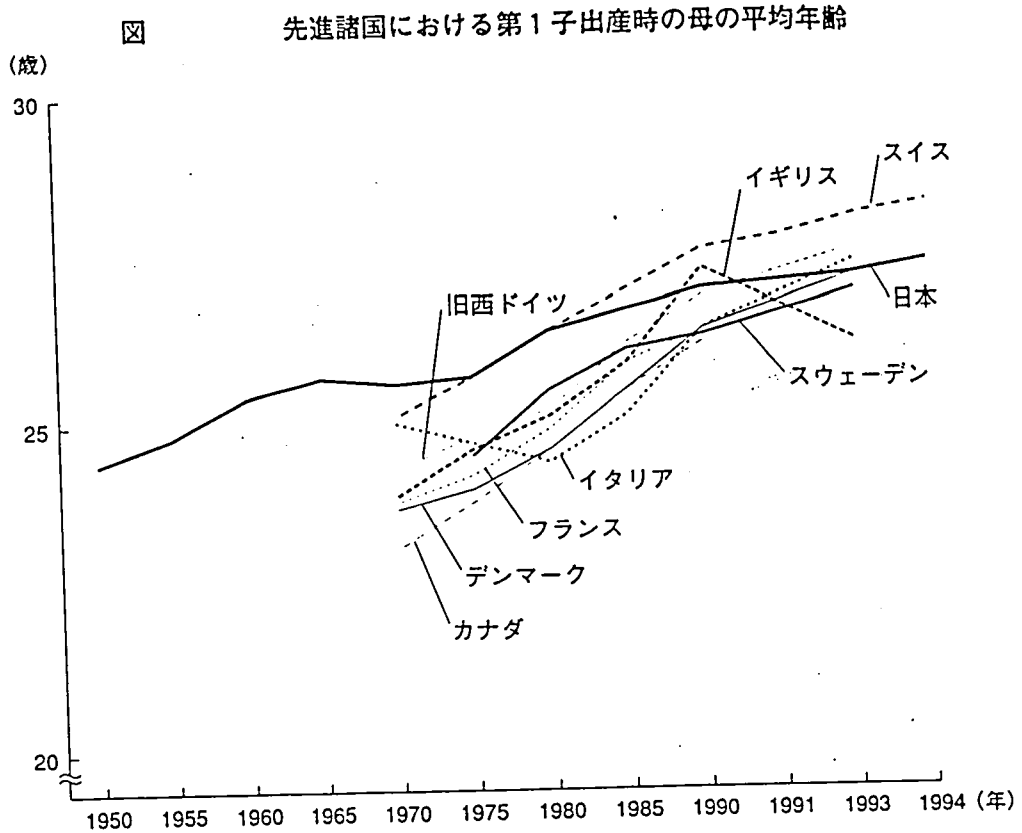
国	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年
日本	0.9	0.8	0.8	1.0	1.1	1.2
オーストリア	12.8	13.5	17.8	22.4	23.6	* 26.8
ベルギー	2.8	3.1	4.1	7.1	11.6	*** 18.5
デンマーク	11.0	21.8	33.2	43.0	46.4	** 46.8
フィンランド	5.8	10.1	13.1	16.4	25.2	* 31.3
フランス	6.8	8.5	11.4	19.6	30.1	**P 34.9
旧西ドイツ	5.5	6.1	7.6	9.4	10.5	* 12.4
ギリシア	1.1	1.3	1.5	1.8	2.2	2.9
アイスランド	29.8	32.9	39.7	48.0	55.2	* 59.7
アイルランド	2.7	3.7	5.0	8.5	14.6	22.7
イタリア	2.2	2.6	4.3	5.4	6.5	7.7
リヒテンシュタイン	4.5	3.6	5.3	5.4	6.9	...
ルクセンブルグ	4.0	4.2	6.0	8.7	12.9	13.1
オランダ	2.1	2.2	4.1	8.3	11.4	P 14.3
ノルウェー	6.9	10.3	14.5	25.8	38.6	47.6
ポルトガル	7.3	7.2	9.2	12.3	14.7	18.7
スペイン	1.4	2.0	3.9	8.0	9.6	** 10.8
スウェーデン	18.4	32.4	39.7	46.4	47.0	52.9
スイス	3.8	3.7	4.7	5.6	6.1	6.8
イギリス	8.0	9.0	11.5	18.9	27.9	33.6
カナダ	...	P 7.8	13.2	17.9	23.1	...
アメリカ	...	...	...	...	...	...

(注)\*\*\* 1992, \*\* 1993, \* 1994, P=provisional.

(資料) Council of Europe, Recent Demographic Developments in Europe, 1996.

⑧ 第1子出産時の母の平均年齢の国際比較

第1子出産時の母の平均年齢は、先進諸国において上昇傾向にあり、各国とも同じような水準。



資料：Council of Europe, Recent Demographic Developments in Europe, 1992.  
日本は厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

表 日本の第1子出生時の母の平均年齢の年次推移

	昭和40年	50	60	平成元年	6	7
平均年齢	25.7 歳	25.7	26.7	27.0	27.4	27.5

資料：厚生省大臣官房統計情報部「人口動態統計」

(2) 結婚に対する考え方、

20歳代30歳代未婚者とその親との関係等

① 結婚に対する考え方

「どちらかといえば賛成」を含めると、男性で6割弱（20歳代30歳代では8割弱）、女性で7割弱（20歳代30歳代では8割～9割）が「結婚は個人の自由である」と考えている。

一方、「どちらかといえば賛成」を含めると、男女とも約8割（20歳代30歳代では約7割）が「女性の幸福は結婚にある」と考えている。これは、国際的にみても非常に高く、スウェーデンでは2割に満たず、アメリカでは3割に満たない。

表1 「結婚は個人の自由である」という考え方について(平成4年) (%)

	賛成			反対			わからない
	賛成(小計)	賛成	どちらかといえば賛成	反対(小計)	どちらかといえば反対	反対	
総数	62.7	30.9	31.8	31.0	19.8	11.2	6.4
(男女)							
女性	66.1	34.0	32.1	27.8	17.9	9.9	6.1
男性	58.3	26.9	31.4	35.1	22.3	12.8	6.6
(男女・年齢)							
(女性)							
20～29歳	88.2	52.0	36.2	8.6	5.4	3.2	3.2
30～39歳	78.3	43.4	34.9	18.9	15.8	3.1	2.8
40～49歳	69.8	39.0	30.8	24.1	17.0	7.1	6.0
50～59歳	62.4	29.5	32.9	30.5	18.9	11.5	7.1
60歳以上	46.1	17.7	28.5	44.5	25.0	19.5	9.3
(男性)							
20～29歳	79.0	41.0	37.9	14.4	12.3	2.1	6.7
30～39歳	75.7	36.8	38.9	19.7	13.4	6.3	4.6
40～49歳	64.1	31.9	32.2	28.4	20.1	8.3	7.5
50～59歳	51.1	22.9	28.3	44.8	26.0	18.7	4.1
60歳以上	39.4	13.5	26.0	51.7	30.9	20.9	8.8

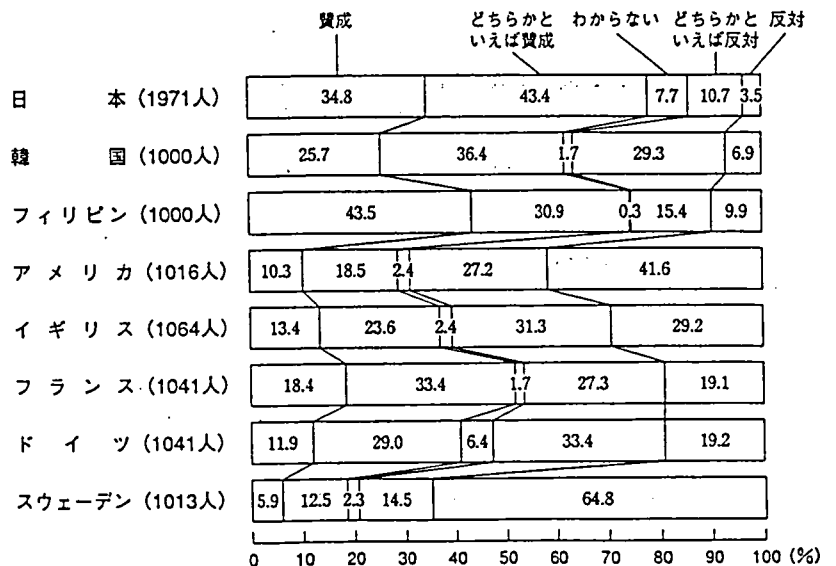
資料出所：総理府「男女平等に関する世論調査」(平成4年)

表2 「女性の幸福は結婚にある」という考え方について(平成4年) (%)

	賛成			反対			わからない
	賛成(小計)	賛成	どちらかといえば賛成	反対(小計)	どちらかといえば反対	反対	
総数	79.6	39.2	40.4	12.2	9.2	3.0	8.2
(男女)							
女性	78.2	34.8	43.4	14.2	10.7	3.5	7.7
男性	81.5	44.9	36.5	9.7	7.3	2.4	8.8
(男女・年齢)							
(女性)							
20～29歳	72.9	20.8	52.0	23.1	17.6	5.4	4.1
30～39歳	71.8	19.1	52.7	20.7	16.0	4.7	7.5
40～49歳	74.4	28.7	45.7	15.1	10.3	4.7	10.6
50～59歳	81.1	42.8	38.3	12.5	10.1	2.5	6.4
60歳以上	86.8	52.4	34.3	5.5	4.1	1.4	7.7
(男性)							
20～29歳	68.2	26.2	42.1	21.0	16.4	4.6	10.8
30～39歳	75.7	27.2	48.5	14.2	10.5	3.8	10.0
40～49歳	76.4	35.1	41.3	9.9	7.2	2.7	13.7
50～59歳	86.7	52.4	34.3	8.3	6.3	1.9	5.1
60歳以上	91.2	66.4	24.8	3.0	2.3	0.7	5.8

資料出所：総理府「男女平等に関する世論調査」(平成4年)

図 「女性の幸福は結婚にある」という考え方について(1992年調査)

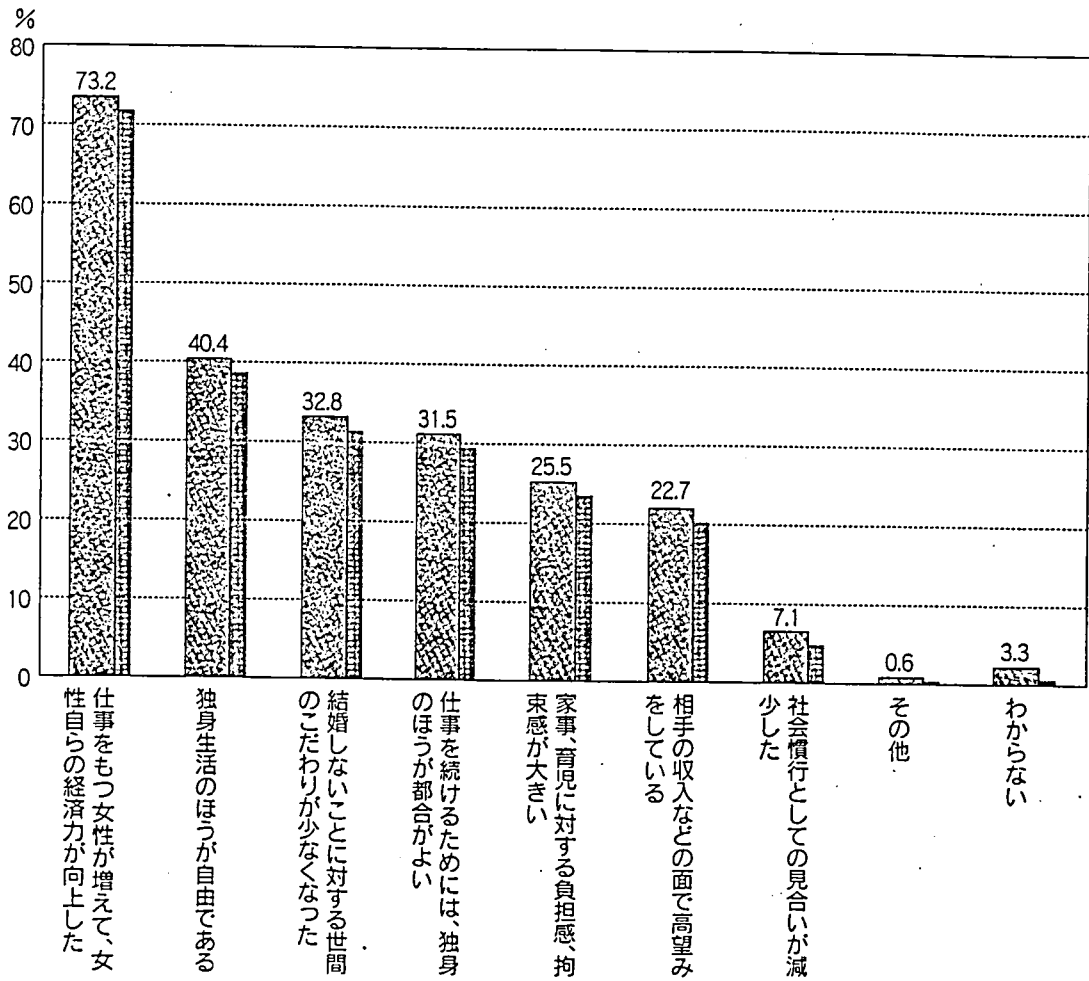


(注) 対象者は全国20歳以上の女性  
 資料：東京都生活文化局「女性問題に関する国際比較調査」(1994年)  
 ただし、日本は総理府「男女平等に関する世論調査」(平成4年11月)

## ② 女性の晩婚化の原因

女性の晩婚化の原因に関する世論調査によれば、「女性の社会進出と経済力の向上」を挙げる割合が最も高く、次いで「独身生活の自由」「結婚しないことに関する世間のこだわりが少なくなった」「仕事を続けるためには独身の方が都合がよい」「家事、育児に対する負担感、拘束感が大きい」となっている。

## ③ 女性の晩婚化の原因

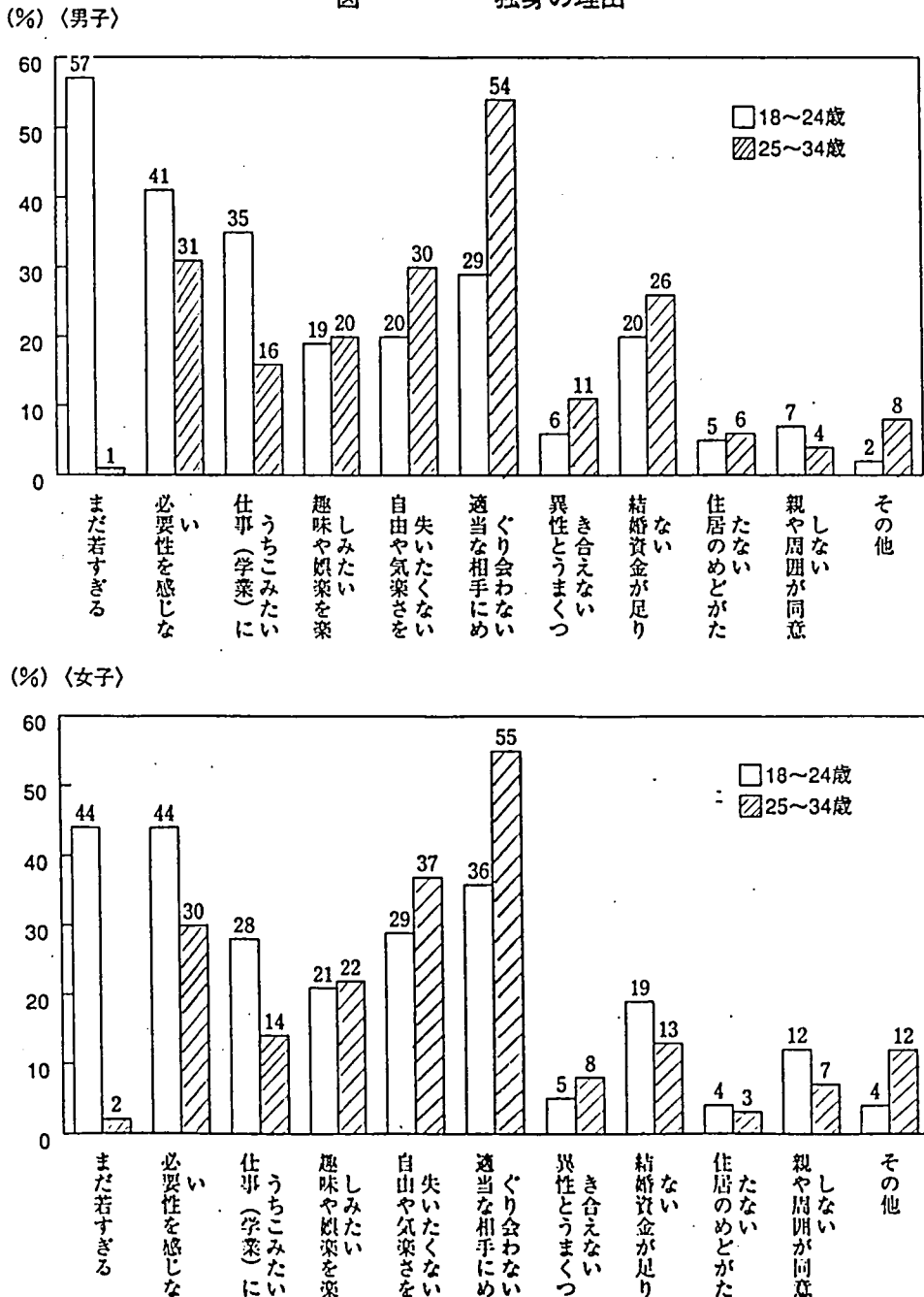


資料：総理府「女性の暮らしと仕事に関する世論調査(平成3年)」

### ③ 独身の理由

未婚率の上昇している25～34歳の独身の理由をみると、男女とも「適当な相手にめぐり会わない」が最も多く、この他、「必要性を感じない」「自由や気楽さを失いたくない」などが多くなっている。

図 独身の理由



(注) 未婚者のうち何%の者が、各項目を主要な独身にとどまっている理由(三つまで)として考えているかを示す。

資料: 厚生省人口問題研究所「独身青年層の結婚観と子供観」(1994年)



#### ④ 未婚女性の結婚の意思

18歳以上35歳未満の未婚女性の9割が「いずれ結婚するつもり」と考えているが、その割合は少しずつ減少している。

一方、「一生結婚するつもりはない」とする者が5%、「不詳」とする者が5%であり、「不詳」とする者の割合は、昭和57年度の1.7%から平成4年度には4.6%まで増加している。

また、「いずれ結婚するつもり」と答えた者の半分は、「理想的な相手が見つかるまでは結婚しなくてもかまわない」としており、この割合は、昭和62年から平成4年にかけて5%程度増加している。

表1 未婚女性の結婚の意思

(単位：%)

	昭和57年	昭和62年	平成4年
いずれ結婚するつもり	94.2	92.9	90.2
一生結婚するつもりはない	4.1	4.6	5.2
不詳	1.7	2.5	4.6
合計	100.0	100.0	100.0

表2 結婚意思をもつ未婚者の結婚に対する態度

(単位：%)

	昭和62年	平成4年
ある程度の年齢までには結婚するつもり	54.1	49.2
理想の相手が見つかるまでは結婚しなくてもかまわない	44.5	49.6
不詳	1.3	1.3
合計	100.0	100.0

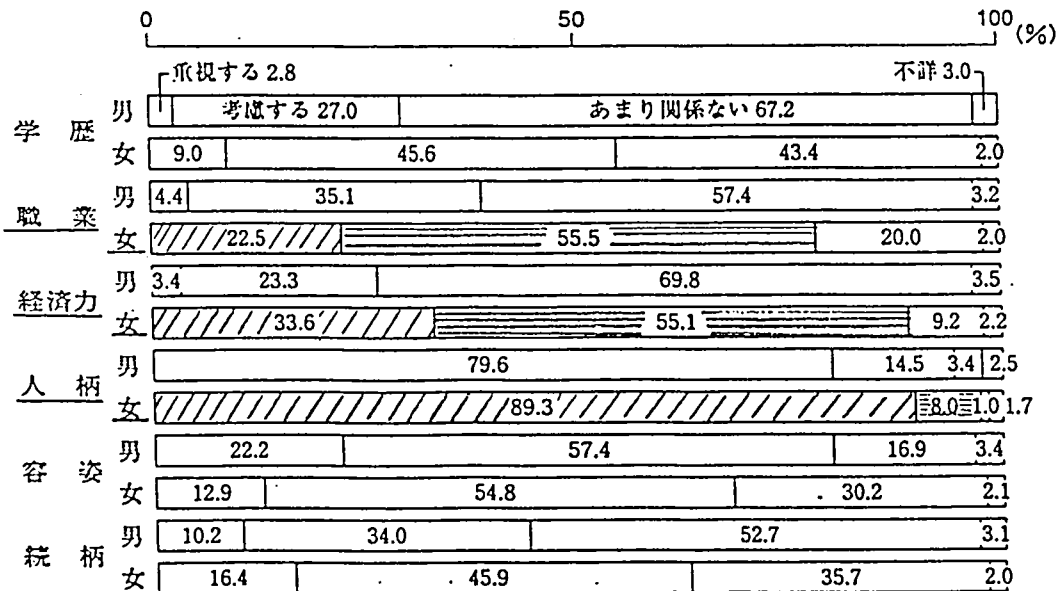
資料：国立社会保障・人口問題研究所「第10回出生動向基本調査」

(注) 全国の18歳以上35歳未満の未婚女性についての集計である。

⑤ 結婚相手の条件

結婚相手の条件として考慮・重視する項目は、男では「人柄」「容姿」が高く、女では「人柄」「経済力」「職業」が高くなっている。

図 結婚相手の条件項目別、考慮・重視する未婚者の割合



(注) 「いずれ結婚する」と答えた35歳未満の未婚者のみ  
資料：厚生省人口問題研究所「独身青年層の結婚観と子供観」(1994年)

⑥ 20歳代未婚の者の、親との同居率の状況

20歳代未婚の者の親との同居率は、東京都府中市では64.2%、長野県松本市では58.9%と比較的高くなっており、女性の同居率が高い。  
 また、50歳代で20歳代未婚の子がいる者では、府中市では96.8%が子と同居しており、松本市では51.7%が子と同居しており、娘との同居率が高い。

表 1 親との同別居 -20歳台-

		同居	別居	(総数)
府中	全体	64.2	35.8	(349)
松本	全体	58.9	41.1	(192)
府中	男性	54.5	45.5	(143)
	女性	70.9	29.1	(206)
松本	男性	51.5	48.5	(101)
	女性	67.0	33.0	(91)
府中	学生	68.7	31.3	(99)
	勤め人	62.2	37.8	(196)
	自営業	70.6	29.4	(17)
	その他	59.5	40.5	(37)
松本	学生	28.6	71.4	(56)
	勤め人	68.1	31.9	(113)
	自営業	88.9	11.1	(9)
	その他	83.3	16.7	(12)

表 2 子との同別居 -50歳台-

		同居	別居	(総数)
府中	全体	96.8	3.2	(376)
松本	全体	51.7	48.3	(267)
府中	息子	95.8	4.2	(190)
	娘	97.8	2.2	(186)
松本	息子	48.4	51.6	(157)
	娘	56.4	43.6	(110)
府中	学生	98.6	1.4	(72)
	勤め人	98.0	1.2	(247)
	自営業	100.0	-	(13)
	その他	94.0	6.0	(50)
松本	学生	6.4	93.6	(47)
	勤め人	63.5	36.5	(189)
	自営業	73.3	26.7	(15)
	その他	25.0	75.0	(8)

注1. 府中は「非該当(両親死亡)」2、および「同別居」不明4を除く。

注2. 松本は「現在の状態」不明2を除く。

注1. 府中・松本ともに、対象子(未婚20歳台)がいる者を総数とする。

注2. 府中・松本とも、対象子の属性不明の者を除く。

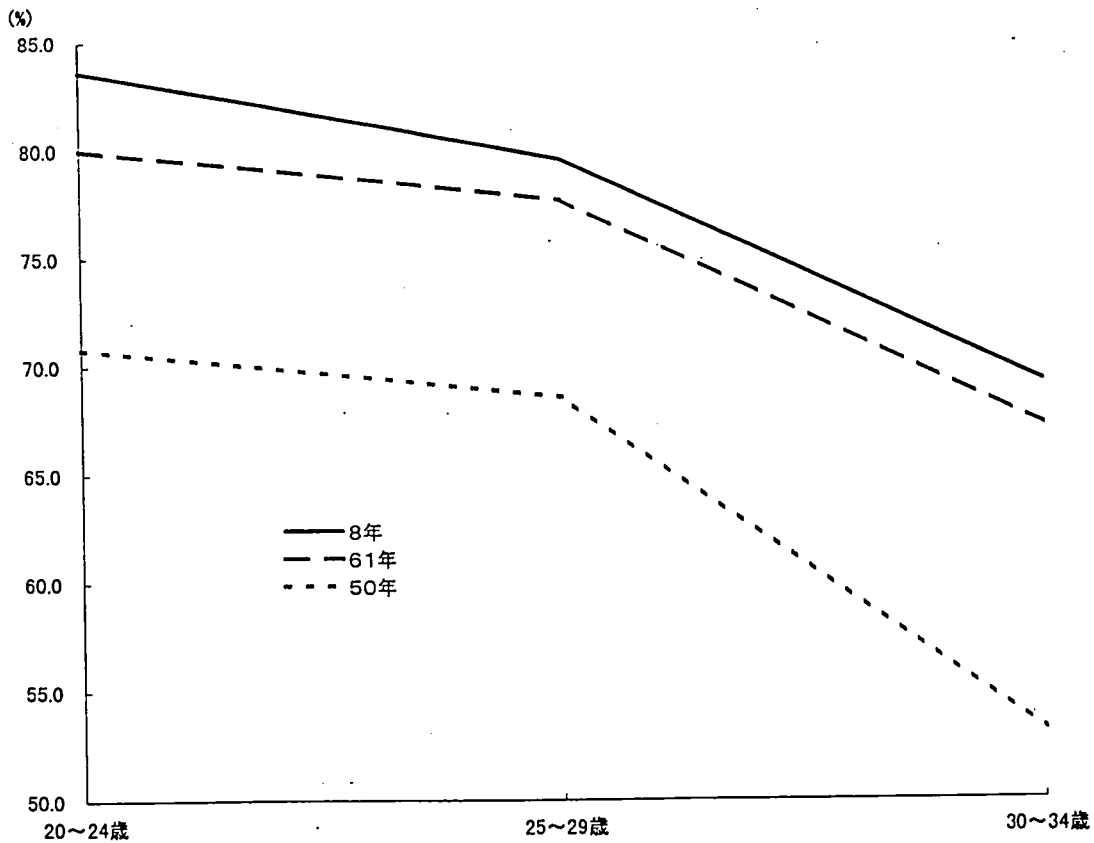
資料：「脱青年期」の出現と親子関係—経済・行動・情緒・規範のゆくえ—  
 平成6年1月 財団法人 家計経済研究所

- (注) 1. 東京都府中市及び長野県松本市におけるアンケート調査  
 2. 20歳代50歳代の男女それぞれについて、府中市500ずつ、松本市450ずつ、合計の3800、の調査対象に対し、それぞれ100~300程度、合計で1493の有効回答。

⑦ 仕事をもつ20～34歳未婚女性の親との同居率の推移

仕事をもつ20～34歳未婚女性の親との同居率の推移をみると、20歳代では昭和50年に7割程度であったものが、平成8年には8割強まで上昇している。また、30～34歳では、昭和50年に5割強であったものが、平成8年には7割程度まで上昇している。

表 仕事をもつ20～34歳未婚女性の親との同居率の推移



資料：国民生活基礎調査（厚生省大臣官房統計情報部）より作成

⑧ 20歳代未婚者で親と同居している者の個室の有無、  
身の回りの家事

20歳代未婚者で親と同居している者のうち、9割以上が個室をもっている。  
また、身の回りの家事については、「親がすべてしてくれる」「親がほとんどしてくれる」が合わせて、府中市では80.3%、松本市では72.1%と7割を超えている。一方、「自分でする」は、府中市では17.5%、松本市では23.4%と2割程度にとどまっている。

表 / 居住形態と個室の有無 -20歳台-

		持家	賃貸	(総数)	個室あり	個室なし	(総数)
府中	全体	56.6	43.4	(350)	91.5	8.5	(223)
松本	全体	51.3	48.7	(189)	93.7	6.3	(111)
府中	男性	47.9	52.1	(144)	92.2	7.8	(77)
	女性	62.6	37.4	(206)	91.1	8.9	(146)
松本	男性	42.4	57.6	(99)	94.0	6.0	(50)
	女性	61.1	38.9	(90)	93.4	6.6	(61)
府中	同居	85.7	14.3	(223)	91.5	8.5	(223)
	別居	4.8	95.2	(125)	-	-	
松本	同居	85.6	14.4	(111)	93.7	6.3	(111)
	別居	5.6	97.4	(79)	-	-	

注1. 持ち家は、親の名義も含む。

注2. 個室の有無は、府中・松本とも親との同居者に関するのみ。

表 2 身の回りの家事 -20歳台-

		親がすべて してくれる	親がほとんど してくれる	自分でする	親以外の 誰かがする	誰も しない	(総数)
府中	全体	12.1	40.1	39.8	3.1	5.1	(355)
松本	全体	10.5	33.7	50.5	2.6	2.6	(190)
府中	男性	16.6	30.3	37.9	7.0	9.0	(146)
	女性	9.1	46.9	41.1	0.5	2.4	(209)
松本	男性	15.2	28.3	51.5	1.0	4.0	(99)
	女性	5.5	39.6	49.5	2.6	2.6	(91)
府中	同居	18.4	61.9 (計80.3%)	17.5	1.8	0.4	(223)
	別居	0.8	2.4	79.2	4.8	12.8	(125)
松本	同居	18.0	54.1 (計72.1%)	23.4	4.5	-	(111)
	別居	-	5.1	88.6	-	1.3	(79)

資料：「脱青年期」の出現と親子関係—経済・行動・情緒・規範のゆくえ—  
平成6年1月 財団法人 家計経済研究所

- (注) 1. 東京都府中市及び長野県松本市におけるアンケート調査  
2. 20歳代50歳代の男女それぞれについて、府中市500ずつ、松本市450ずつ、合計の3800、の調査対象に対し、それぞれ100~300程度、合計で1493の有効回答。

⑨ 30歳代の、親との援助関係の現状

30歳代の者のうち、親から何らかの経済援助を受けている者は、未婚の者で28.4%と3割弱、親と同居している者で37.2%と4割弱にのぼっている。

また、家事、話し相手（相談）、育児といった経済以外の支援を受けている者は、未婚の者で45.5%と、親と同居している者で65.8%となっている。

表1 30歳代の、親との経済援助

[既婚・未婚別]

(単位：%)

	している	多少している	していない	受けている	多少受けている	受けていない
既婚	0.8	7.2	92.0	0.5	16.2	83.3
未婚	4.5	32.8	62.7	<u>6.0</u>	<u>22.4</u>	71.6

[同居・別居別]

(単位：%)

	している	多少している	していない	受けている	多少受けている	受けていない
同居	5.1	30.8	64.1	<u>3.9</u>	<u>33.3</u>	62.8
別居	0.8	6.8	92.4	0.8	14.8	84.4

表2 30歳代の、親との経済以外の支援

[既婚・未婚別]

(単位：%)

	している	していない	受けている	受けていない
既婚	31.7	68.3	35.1	64.9
未婚	40.9	59.1	<u>45.5</u>	54.5

[同居・別居別]

(単位：%)

	している	していない	受けている	受けていない
同居	50.6	49.4	<u>65.8</u>	34.2
別居	28.9	71.1	32.1	67.9

資料：「30代の家族と親子関係—社会調査実習報告書—」

1996年5月 明星大学社会学科

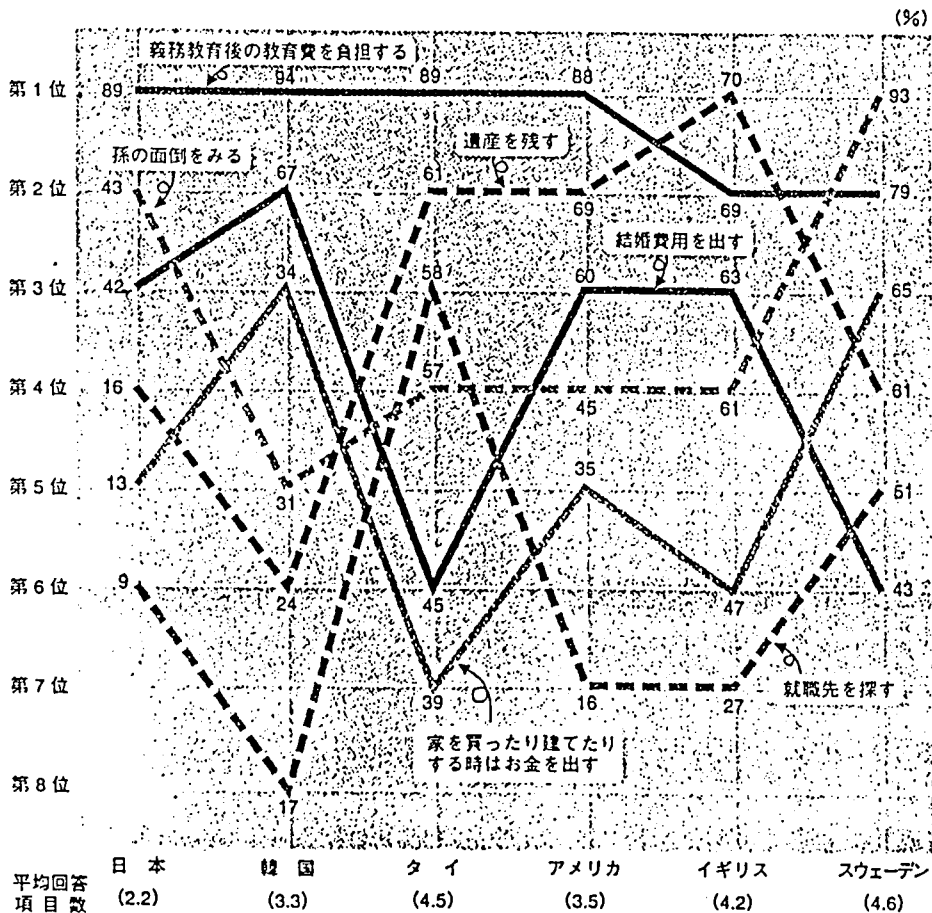
- (注) 1. 東京都府中市在住の30～39歳の者1500名にアンケート（有効回答：男性188、女性283、計471）
2. 受けている経済以外の支援は、未婚では「家事54.2%」「話し相手（相談）50.8%」が多く、既婚では「話し相手（相談）61.4%」「育児54.3%」が多い。（複数回答）

⑩ 子どもに将来してやりたいことの国際比較

「子どもに将来してやりたいこと」について、日本を含めた6カ国についてみると、6カ国とも「義務教育後の教育費を負担する」が比較的多く、7割～9割となっている。日本では、この他「孫の面倒をみる」「結婚費用を出す」が多くなっている。

平均回答項目数は、日本は2.2で6カ国の中で最も少なく、スウェーデンが4.6で最も多くなっている。

図 子どもに将来してやりたいこと（複数回答）



資料出所：「世界の家族と子ども」 財団法人 日本女子社会教育会  
 （「家庭教育に関する国際比較調査」による）

⑪ 結婚形態（恋愛結婚・見合い結婚）

1960年代後半から恋愛結婚が見合い結婚を上回っており、現在では8割以上が恋愛結婚。  
年齢階級別にみると、若い世代ほど恋愛結婚したいと答えている。

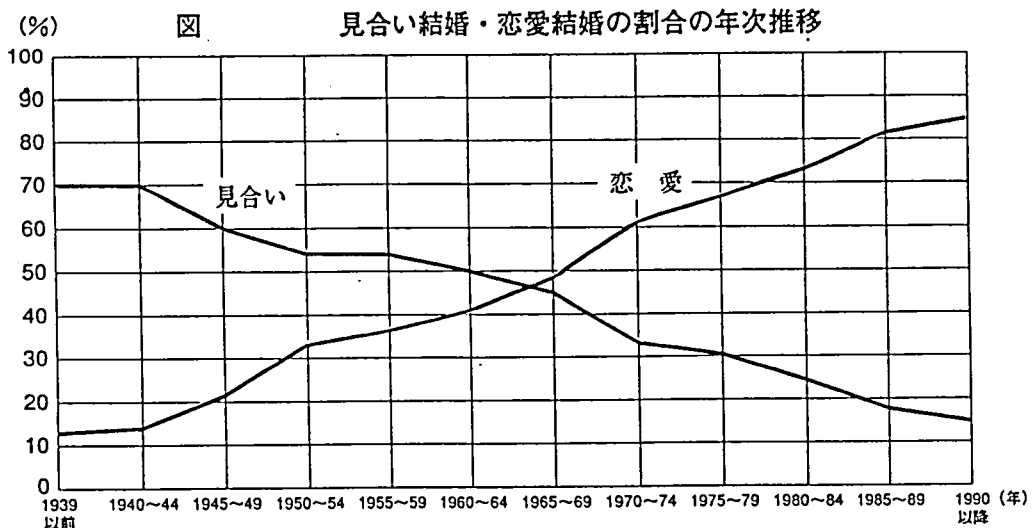


図 年齢別にみた希望する結婚形態別割合

年齢	性別	希望する結婚形態別割合 (%)		
		恋愛結婚したい	恋愛結婚にこだわらない	不詳
18~19歳	男	77.8	20.2	2.0
	女	80.4	18.7	0.9
20~24歳	男	72.0	26.4	1.6
	女	74.2	24.7	1.1
25~29歳	男	57.1	41.1	1.8
	女	60.5	38.0	1.5
30~34歳	男	36.3	60.2	3.5
	女	39.1	58.0	2.9

(注) 「いずれ結婚する」と答えた35歳未満の未婚者のみ  
資料：厚生省人口問題研究所「独身青年層の結婚観と子供観」(1994年)



⑫ 未婚者における異性との交際の状況

18歳以上35歳未満の未婚者の異性との交際の状況をみると、異性の交際相手（婚約者、恋人、友人として交際する異性）をもたないと回答した者が、男子47%、女子39%と高い割合となっている。（1992年 第10回調査）

未婚者における異性との交際状況

（男子）

	第8回 (1982年)	第9回 (1987年)	第10回 (1992年)
婚約者がいる	4.8%	2.9% < -1.9% >	3.2% < 0.3% >
恋人として交際している	17.1	19.4 < 2.3 >	23.1 < 3.7 >
友人として交際している	36.8	23.6 < -13.3 >	19.2 < -4.4 >
友人として交際している 異性がい 交際している異性はいない	36.8	48.6 < 11.8 >	47.3 < -1.3 >
不詳	4.5	5.5 < 1.1 >	7.2 < 1.7 >
合計 (総数)	100.0% (2732)	100.0% (3299)	100.0% (4215)

（女子）

	第8回 (1982年)	第9回 (1987年)	第10回 (1992年)
婚約者がいる	5.7%	4.6% < -1.1% >	3.9% < -0.7% >
恋人として交際している	18.2	26.2 < 8.1 >	31.6 < 5.3 >
友人として交際している	41.8	25.4 < -16.4 >	19.5 < -5.9 >
友人として交際している 異性がい 交際している異性はいない	30.1	39.5 < 9.4 >	38.9 < -0.6 >
不詳	4.2	4.3 < 0.1 >	6.3 < 2.0 >
合計 (総数)	100.0% (2110)	100.0% (2605)	100.0% (3647)

注：対象は、18歳以上 35歳未満の未婚者

< >内はそれぞれ前回調査との差（小数第2位における四捨五入値）

資料：「平成4年 第10回出生動向基本調査

（独身青年層の結婚観と子供観）」

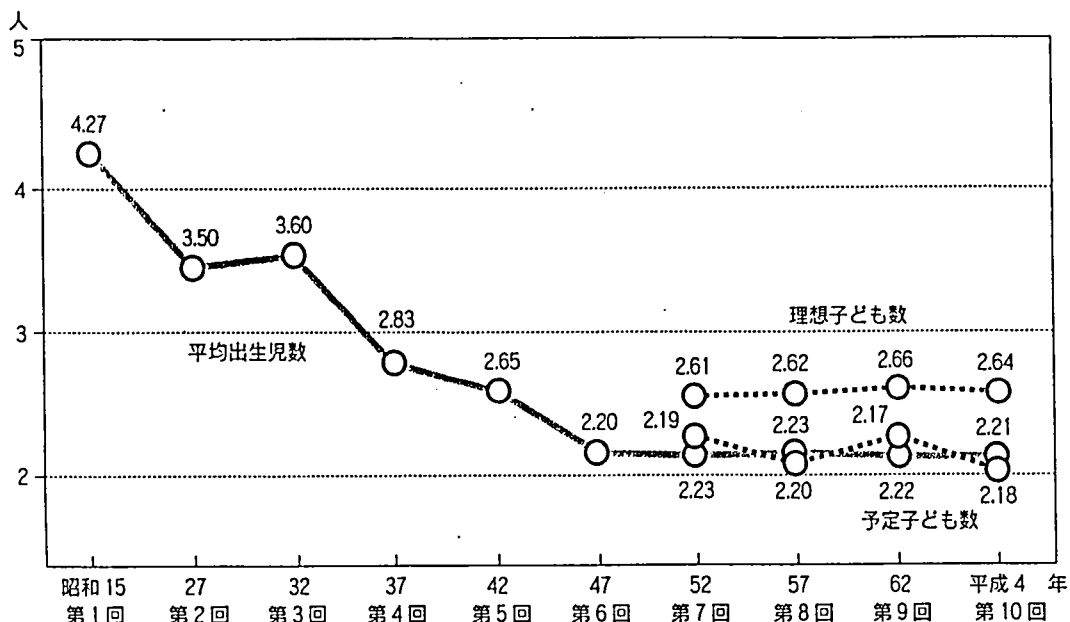
国立社会保障・人口問題研究所

### (3) 平均出生児数と平均理想子供数との開き

#### ① 平均出生児数・理想子供数・予定子供数の推移

夫婦の平均出生児数は、昭和15年の4.27人から、30年代後半には2人台に低下し、その後40年代以降は2.2人前後で推移。  
理想子供数は平均2.6人（3人を理想とする者が5割近く）であるが、予定子供数は平均2.2人（2人を予定とする者が5割以上）。

#### ● 平均出生児数・平均理想子ども数・予定子ども数の推移



(注) 1 理想子ども数、予定子ども数については、50歳未満の妻に対する調査。  
2 平均出生児数は、結婚持続期間15～19年の妻を対象とした出生児数の平均。第9回調査は、初婚の妻を対象とした集計である。第8回、第10回調査と同一の初婚同士の夫婦に基づいた平均出生児数は2.19人である。

	理想子ども数 (%)							平均理想子ども数
	総数	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	
昭和47年	100.0	1.0	2.1	27.6	43.9	16.0	9.5	2.82
52年	100.0	0.3	2.8	43.8	43.9	7.6	1.6	2.61
57年	100.0	1.6	2.3	40.3	45.3	9.3	1.2	2.62
62年	100.0	1.4	2.1	37.6	47.5	10.7	0.8	2.66
平成4年	100.0	1.5	2.6	37.8	47.8	9.3	1.0	2.64

注：妻の年齢が50歳未満を対象として集計。

	予定子ども数 (%)							平均予定子ども数
	総数	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上	
昭和52年	100.0	2.3	11.4	57.5	25.1	3.0	0.7	2.17
57年	100.0	2.1	8.6	59.4	26.3	2.5	0.5	2.20
62年	100.0	1.7	8.1	55.4	26.0	2.6	0.3	2.20
平成4年	100.0	2.4	8.7	55.4	25.6	2.2	0.3	2.18

注：(1) 合計が100.0にならないのは不詳があるため  
(2) 予定子ども数とは調査時点までの夫婦の生存子ども数（＝出生児数－死亡児数）に「あなた方ご夫婦はあと何人子どもを生むつもりですか」という質問によってとらえられる追加予定子ども数を加えたもの。

資料：厚生省人口問題研究所「出生動向基本調査(第10回)」[「出生力調査(第1～9回)」]

② 予定子供数と出生児数の比較、理想子供数と予定子供数の関係

コーホート（同時期に出生した集団）でみると、予定子供数に比べ出生児数がやや低い傾向があるものの、ほぼ一致。  
 また、理想子供数が2人以下の場合8割程度が予定子供数と一致しているが、理想子供数が多くなるほど、予定子供数が理想子供数を下回る傾向。

表 1 予定子供数と出生児数の比較

妻の年齢	第7回調査 (1977年)	第8回調査 (1982年)	第9回調査 (1987年)	第10回調査 (1992年)
予定子供数				
25～29歳	2.15人	2.29	2.35	2.21
30～34歳	2.21	2.23	2.28	2.21
出生児数				
35～39歳	2.15人	2.16	2.13	2.15
40～44歳	2.19	2.21	2.16	2.16
45～49歳	2.33	2.21	2.20	2.18

表 2 理想子供数と予定子供数の関係（平成4年）

理想子供数	予 定 子 供 数						
	総 数	0人	1人	2人	3人	4人	5人以上
0人	100.0( 121)	71.9%	5.0	20.7	2.5	-	-
1人	100.0( 212)	3.8	78.8	12.7	4.2	0.5	-
2人	100.0(3,149)	2.1	11.7	82.0	3.7	0.3	0.0
3人	100.0(3,973)	1.1	5.1	48.7	43.8	1.1	0.1
4人	100.0( 765)	0.9	2.4	35.8	45.6	14.9	0.4
5人以上	100.0( 84)	2.4	3.6	25.0	38.1	10.7	20.2
(前回調査)							
2人	100.0(3,053)	1.3%	10.6	83.8	3.9	0.5	0.0
3人	100.0(3,830)	0.9	5.5	47.2	45.4	1.0	0.1

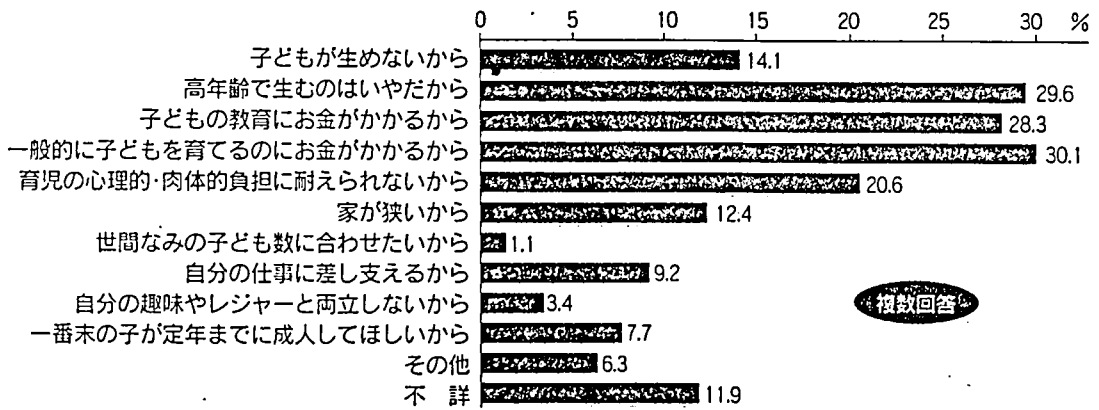
注：理想子供数または予定子供数が不詳のデータを除く。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

③ 理想の子供数をもとうとしない理由

理想子供数（約2.6人）と予定子供数・平均出生児数（約2.2人）との間にはギャップがあるが、この理由としては、「子供を育てるのにお金がかかるから」「子供の教育にお金がかかるから」といった経済的理由と「高齢で生むのはいやだから」「育児の心理的・肉体的負担に耐えられないから」といったものが多い。  
 ただし、30歳代についてみると、経済的理由は若い世代に比べて減少している。

● 妻が理想の数の子どもをもとうとしない理由(平成4年)



(注) 理想の数の子どもをもとうとしない理由については、50歳未満の妻で予定子ども数が理想子ども数よりも少ない者に対する調査。

資料：厚生省人口問題研究所「出生動向基本調査(第10回)」

表 理想の子供数をもとうとしない理由

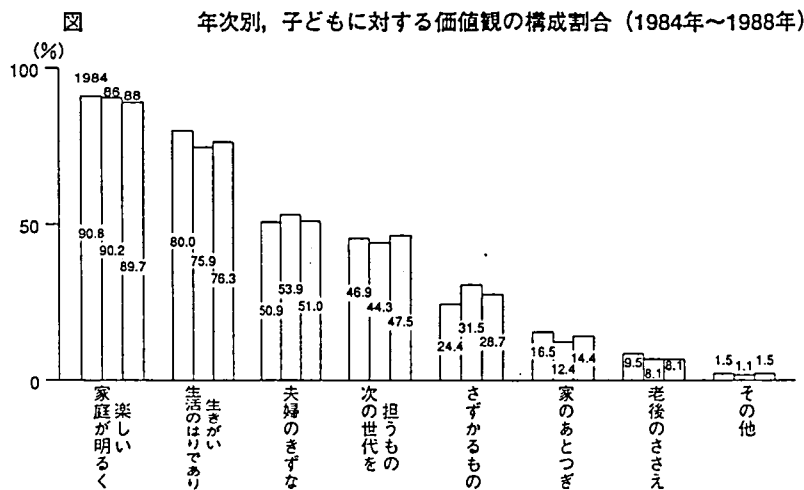
妻の年齢	標本数	予定子供数が理想子供数を下回る理由 (%)											
		子どもが生めないから	高齢で生むのがいやだから	子どもの教育にお金がかかるから	一般的に子どもを育てるのにお金がかかるから	育児の心理的・肉体的負担に耐えられないから	家が狭いから	世間なみの子ども数に合わせたいから	自分の仕事に差し支えるから	自分の趣味やレジャーと両立しないから	一番末の子が定年までに成人してほしいから	その他	不詳
25歳未満	(33)	3.0	3.0	54.5	57.6	30.3	30.3	-	9.1	12.1	3.0	3.0	12.1
25~29歳	(284)	3.2	10.2	49.3	66.9	27.8	29.6	0.4	10.6	10.6	9.5	6.7	4.2
30~34歳	(590)	10.2	22.4	38.3	46.4	32.4	19.3	1.4	12.2	5.9	8.6	6.1	5.9
35~39歳	(774)	13.3	36.2	29.6	28.9	27.1	13.0	1.4	12.3	4.0	9.3	7.6	7.0
40~44歳	(965)	16.8	36.1	22.1	19.4	14.2	7.3	1.0	6.2	1.1	7.5	5.2	15.1
45~49歳	(695)	19.7	28.6	17.3	15.8	8.9	5.0	0.9	6.6	0.4	5.0	6.5	21.3
総数	(3,341)	14.1	29.6	28.3	30.1	20.6	12.4	1.1	9.2	3.4	7.7	6.3	11.9

注：予定子供数が理想子供数を下回る夫婦について、なお多項目選択方式のため合計は100.0%を超える。

## (4) 子供に対する価値観と子育て費用

### ① 子供に対する価値観

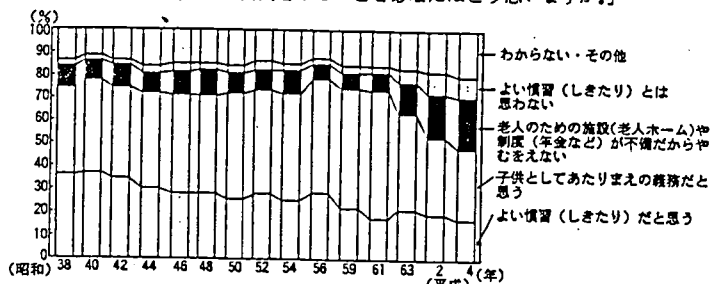
子供に対する価値観としては、「家庭が明るく楽しい」「生活のほりであり生きがい」と考えている者が8割～9割と高く、「家のあとつぎ」「老後のささえ」と考えている者は1割程度に止まっている。また、「老後の生活(くらし)を子供にたよらないつもり」とする者が徐々に増加し、5割を超えている。



資料：厚生省大臣官房統計情報部「昭和59・61・63年度人口動態社会経済面調査」(出生)

#### 変わる老親扶養に対する考え方

一よい慣習から当たり前の義務へ、さらにやむを得ないヘシフトー  
「子供が老父母の面倒をみることをあなたはどのように思いますか。」

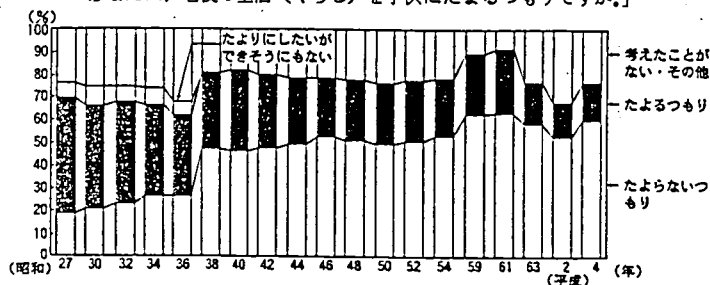


(備考1) 毎日新聞社「全国家族計画意識調査」により作成。

(備考2) 回答者は、全国に居住する50歳未満の有配偶女子(ただし、平成2年については未婚も含む)。

#### 老後生活は子供に頼らない

「あなたは、老後の生活(くらし)を子供にたよるつもりですか。」



(備考1) 毎日新聞社「全国家族計画意識調査」により作成。

(備考2) 昭和59、61年の「たよらないつもり」「たよるつもり」には「できればたよらないつもり」「できればたよるつもり」が含まれる。

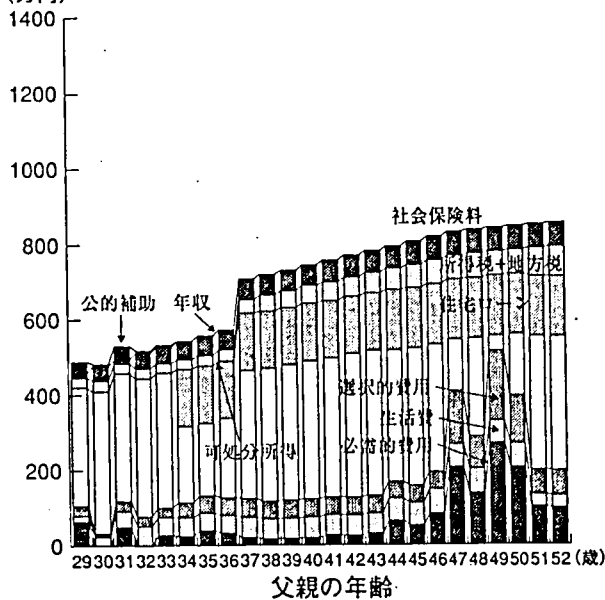
(備考3) 回答者は、昭和27年～38年までおよび平成4年は夫婦、昭和38年～83年までは有配偶女子、平成2年は未婚も含む女性(いずれも50歳未満)。なお、昭和38年から83年までは子供のいる人のみである。

## ② 子育て費用

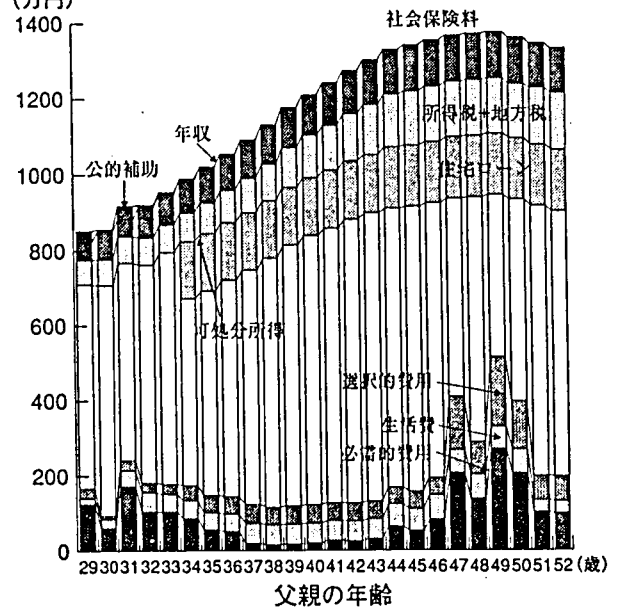
育児や教育の高度化が進む中、高等教育に要する費用や塾の費用などを含めた1人の子供が成人するまでに要する費用はおよそ2000万円に上ると試算される。

図 可処分所得に占める「子育てコスト」の割合

〈夫：一般労働者，妻：パート（末子が小学校入学後開始），  
子供2人，ローン有）  
(29歳で第1子，31歳で第2子を持つ。マンションを34歳で購入。)  
(万円)



〈夫：一般労働者，妻：フルタイム（末子が小学校入学後開始），  
子供2人，ローン有）  
(29歳で第1子，31歳で第2子を持つ。マンションを34歳で購入。)  
(万円)



- \* 選択的費用：家庭教育費、各種プレゼント費用、下宿費等
- 生活費：当該児童に係る食費、被服、光熱、水道費等
- 必需的費用：学費、通学費等の教育費

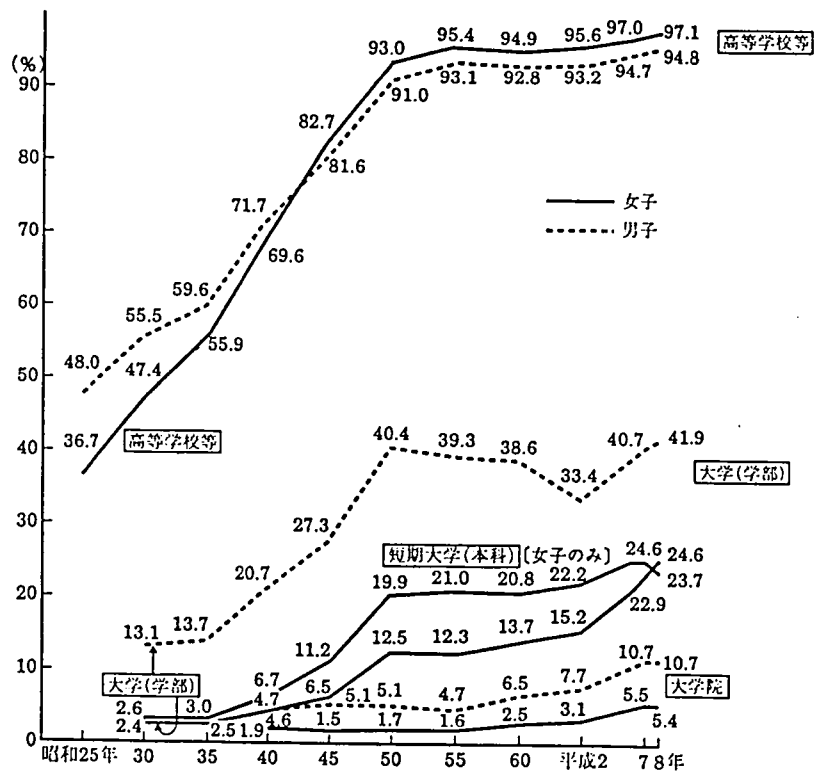
資料：「平成8年版 厚生白書」

## (5) 女性の社会進出

### ① 進学率の推移

女性の高学歴化は進み、平成8年には女子の大学（学部）への進学率が短期大学への進学率を上回っている。

図 学校種別進学率の推移



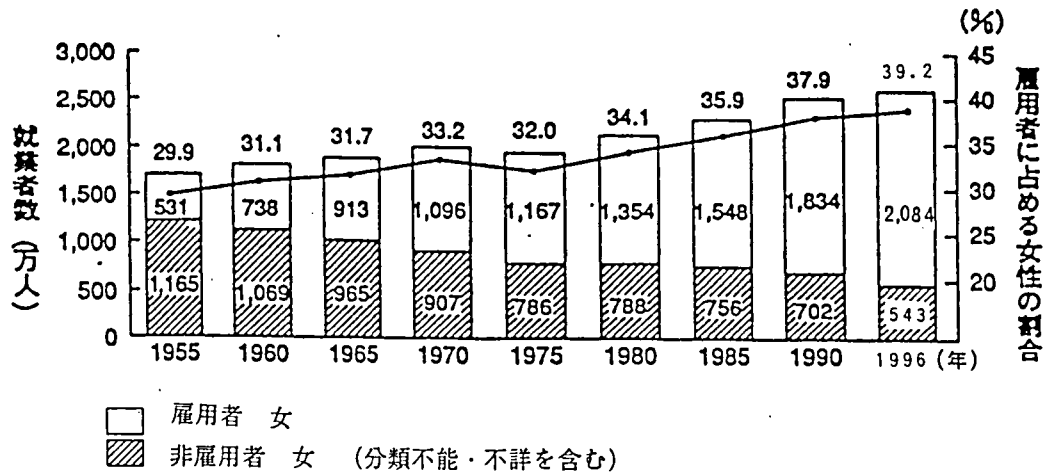
- 注：(1) 高等学校等…中学校卒業者のうち、高等学校等の本科・別科、高等専門学校に進学した者（就職進学した者を含み、浪人は含まない。また、高等学校の通信課程（本科）への進学者を除く。）の占める比率。
- (2) 大学（学部）・短期大学（本科）…浪人を含む。大学学部・短期大学本科入学者数（浪人も含む。）を3年前の中学校卒業者数で除した比率。
- (3) 大学院…大学学部卒業者のうち、ただちに大学院に進学した者の比率（医学部、歯学部は博士課程への進学者）。

資料出所：文部省「学校基本調査」

## ② 女性の雇用者数の推移

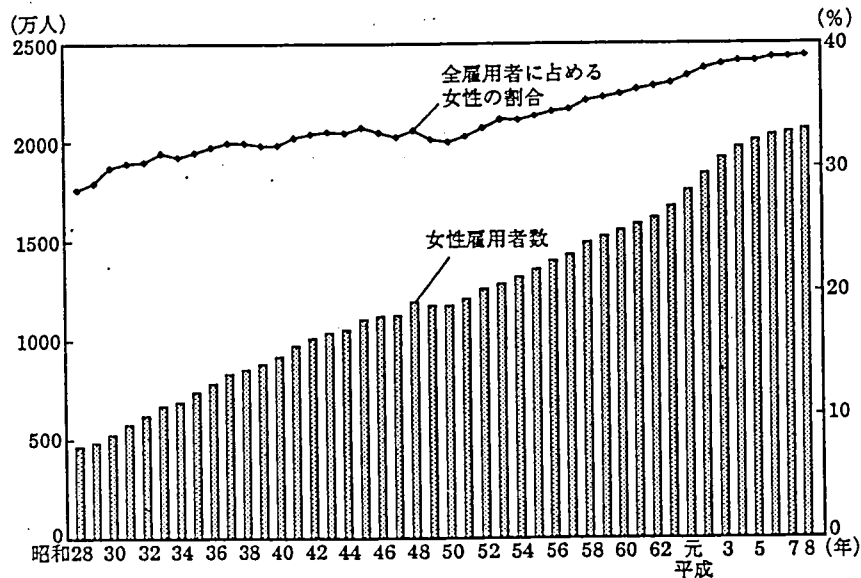
女性の雇用者数は年々増大しており、雇用者に占める女性の割合も、4割弱となっている。

図1 女性の雇用者数等の推移



資料：総務庁「労働力調査年報」

図2 女子雇用者数及び雇用者に占める女子比率の推移



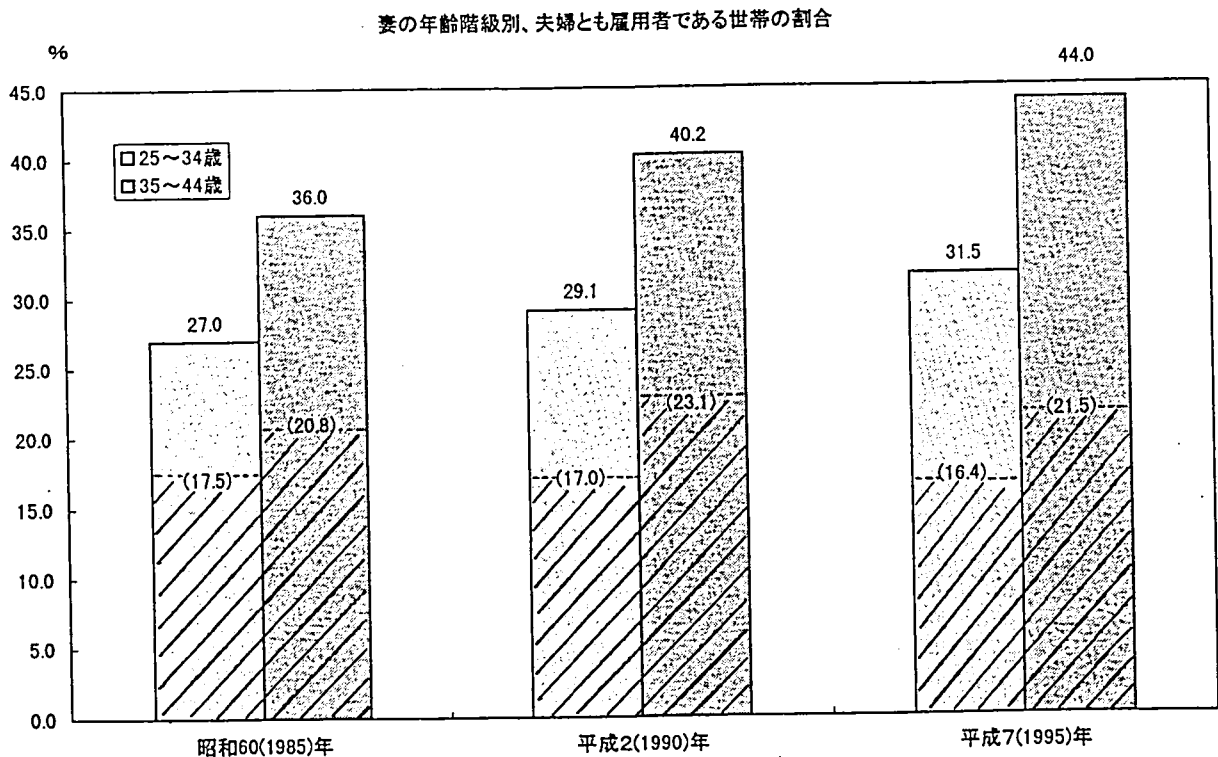
資料出所：総務庁「労働力調査」



③ 妻の年齢階級別、夫婦とも雇用者である世帯の割合

夫婦とも雇用者である世帯の割合は、妻の年齢が、25～34歳では昭和60年の27%から平成7年には31.5%へと増加しており、35～44歳では昭和60年の36%から平成7年には44%へと増加している。

なお、夫婦とも週間就労時間が35時間以上の世帯の割合は、年によって若干の変動はあるが、妻の年齢が、25～34歳では17%前後、35～44歳では20%から23%程度で推移している。



資料：労働力調査特別調査報告(総務庁統計局)

(注)( )内は、夫婦とも週間就労時間が35時間以上の割合(再掲)である。

#### ④ 女子雇用者の勤続年数

女子雇用者の勤続年数は伸びており、平均で7.9年。また、3割弱は10年以上勤続。

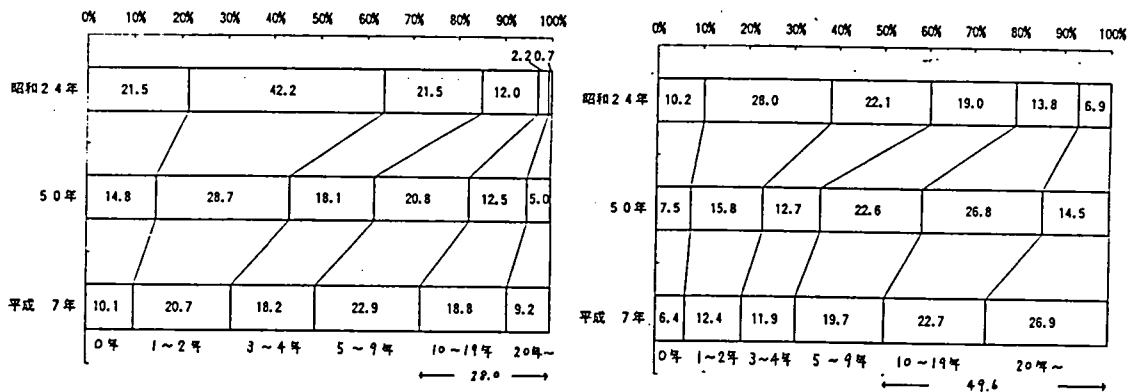
表 女子雇用者の平均年齢及び平均勤続年数の推移

	平均年齢(歳)		平均勤続年数(年)	
	女	男	女	男
昭和24年	23.8	32.5	3.2	6.6
29	25.4	33.2	3.6	7.2
35	26.3	32.8	4.0	7.8
40	28.1	33.2	3.9	7.8
45	29.8	34.5	4.5	8.8
50	33.4	36.4	5.8	10.1
55	34.8	37.8	6.1	10.8
60	35.4	38.6	6.8	11.9
平成2年	35.7	39.5	7.3	12.5
7	36.5	40.1	7.9	12.9

- 注：(1) 昭和45年以前は熱供給業、35年以前はサービス業、24年は不動産業、建設業が含まれていない。  
 (2) 昭和50年までは民・公営計、55年からは民営の数値  
 (3) パートタイム労働者は含んでいない。

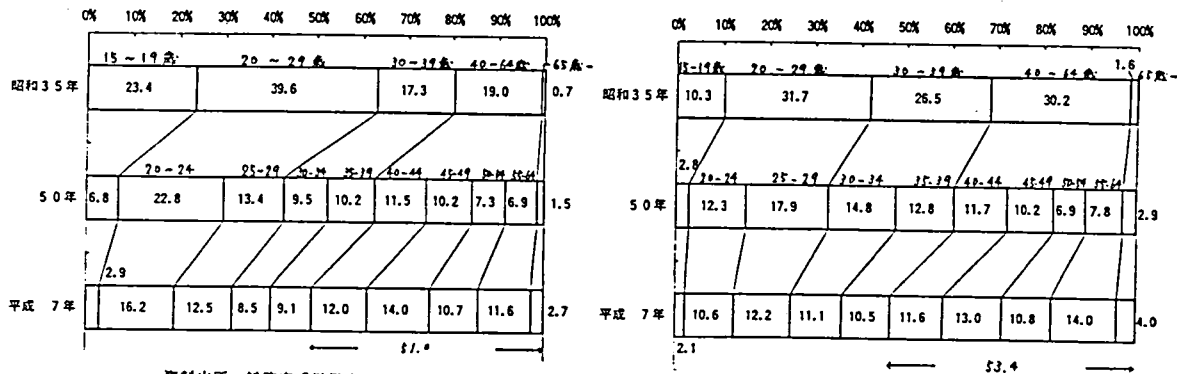
資料：昭和24年、29年については、労働省「個人別賃金報告」、  
 その他は労働省「賃金構造基本統計調査」

図1 勤続年数階級別にみた雇用者構成比の推移



注：昭和24年については事業所規模30人以上、それ以外については企業規模10人以上。  
 資料出所：昭和24年については労働省「個人別賃金調査」、それ以外については労働省「賃金構造基本統計調査」

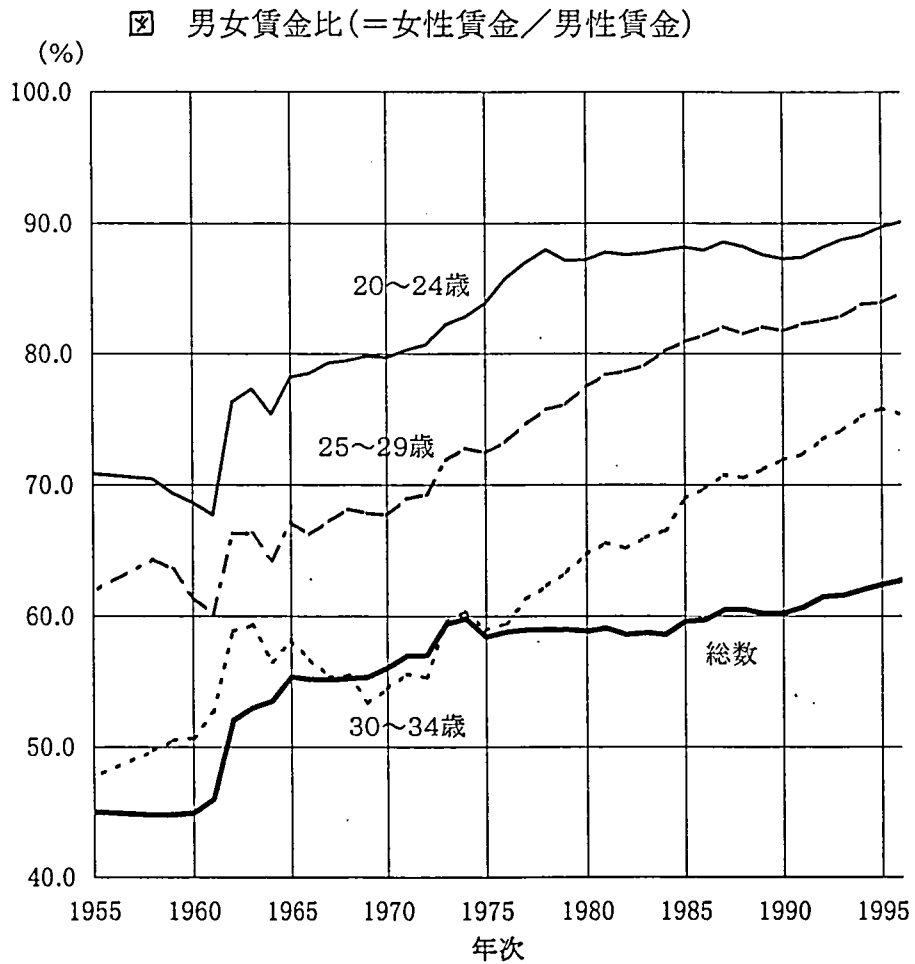
図2 年齢階級別にみた雇用者の構成割合の推移



資料出所：総務庁「労働力調査」

⑤ 男女の賃金格差

男女の賃金格差は依然として大きい、縮小する傾向にある。



(注) 1. 1954年～1961年はきまって支給する給与、1962年～1994年は所定内給与。  
 2. 1954年～1974年までは民官公営の数値、1975年以降は民営の数値による。  
 資料: 1954年～1987年は産業労働調査所「賃金長期系列50年(昭和63年)」による。  
 1988年～1994年は労働省「賃金構造基本統計調査報告」各年による。

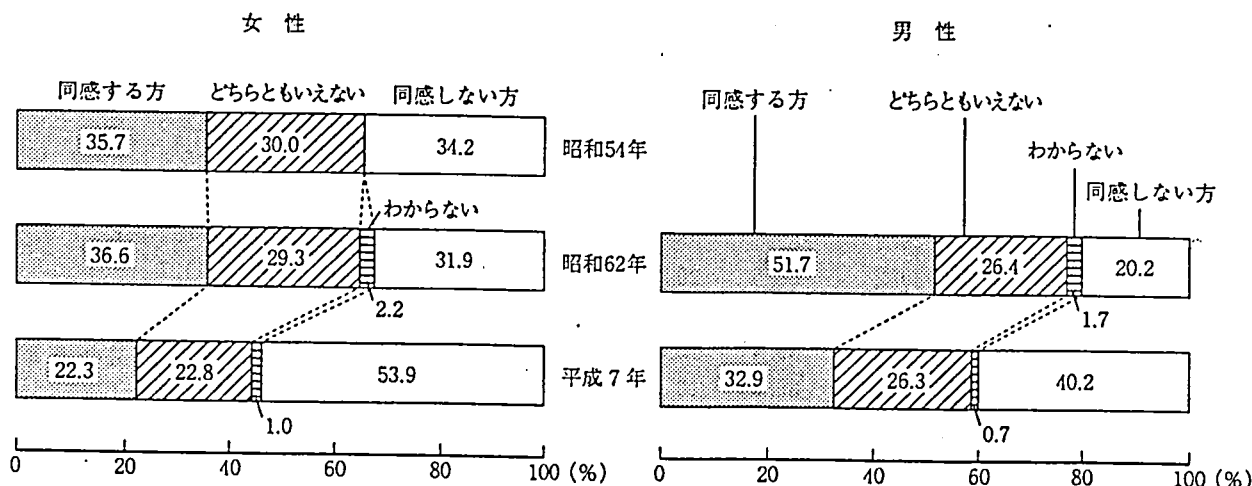
(6) 性別役割分業についての意識と実態、

女性の継続就業の困難

① 「男は仕事、女は家庭」の考え方について

「男は仕事、女は家庭」の考え方については、平成7年では、女性で約5割が、男性で約4割が同感しないとしている。一方、男子では、なお、約3割は同感するとしている。  
また、年齢別でみると、若い世代ほどこの考え方に反対する者が多い。

図 「男は仕事、女は家庭」の考え方



注：昭和54年調査では「わからない」という選択肢がない。

資料出所：総理府「婦人に関する世論調査」(昭和54年)、「女性に関する世論調査」(昭和62年)、「男女共同参画に関する世論調査」(平成7年)

表 妻の年齢別、夫妻就業状態別賛否：「夫は外で働き、妻は主婦業に専念すべき」 (%)

妻の年齢、 夫妻就業状態	総数	賛成			反対			不詳
		小計	まったく 賛成	どちらか といえば 賛成	小計	どちらか といえば 反対	まったく 反対	
総数	100.0	51.2	8.6	42.6	42.8	33.4	9.4	6.0
29歳以下	100.0	45.3	5.0	40.3	52.9	40.3	12.6	1.7
30～39歳	100.0	45.4	4.2	41.2	51.9	38.9	13.0	2.8
40～49歳	100.0	46.9	5.6	41.3	48.2	37.7	10.5	4.9
50～59歳	100.0	56.0	10.7	45.3	36.0	29.2	6.8	7.9
60～69歳	100.0	67.6	19.4	48.2	20.9	18.1	2.8	11.4
70歳以上	100.0	67.2	31.8	35.4	10.7	9.2	1.5	22.1
夫常勤・妻常勤	100.0	29.2	2.9	26.3	66.7	45.4	21.3	4.2
夫常勤・妻パート	100.0	39.8	3.4	36.4	56.7	43.7	13.0	3.5
夫常勤・妻自営業/家族従業	100.0	41.3	5.7	35.6	54.0	40.2	13.8	4.6
夫常勤・妻専業主婦	100.0	59.8	9.5	50.3	37.7	30.8	6.9	2.5
夫常勤以外・妻有職*	100.0	46.2	5.7	40.5	45.3	35.8	9.5	8.4

(注) 妻有職は常勤、パート、自営業/家族従業を含む

資料：厚生省人口問題研究所「第1回全国家庭動向調査」(1993年)

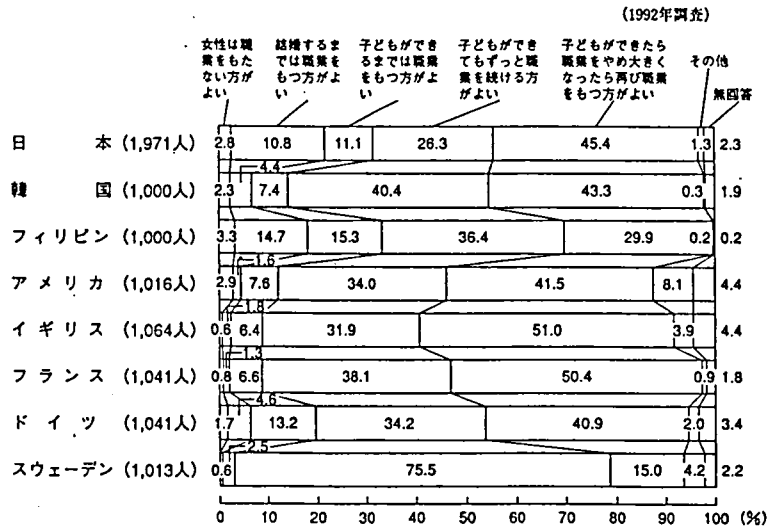
② 女性が職業をもつことについての考え

「子供ができてもずっと職業を続ける方がよい」や「子供ができたなら職業をやめ大きくなったら再び職業をもつ方がよい」といった、結婚や出産後も仕事をする方がよいと考えている者の割合は、日本でも7割を超えており、女性の就業意識は低くはない。

国際的にみると、スウェーデンでは9割以上、韓国・アメリカ・イギリス・フランスでは8割程度、フィリピン・ドイツでは7割程度となっている。

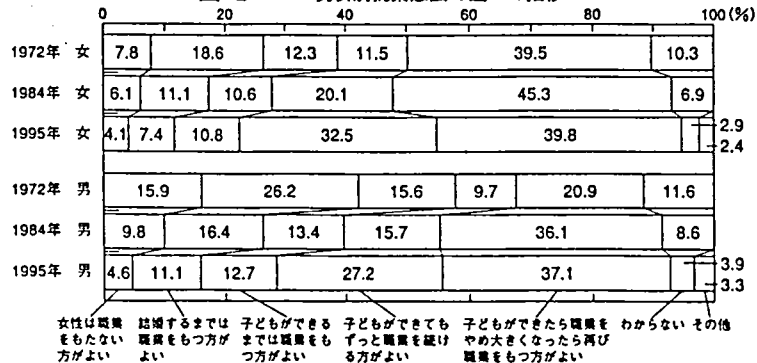
なお、日本の女性は、「女性は職業をもたない方がよい」「結婚するまでは職業をもつ方がよい」「子供ができるまでは職業をもつ方がよい」が合わせて24.7%を占め、家庭の主婦を想定している者の割合が比較的高く、「子供ができてもずっと職業を続ける方がよい」とする継続就業を想定している者の割合は、増えてきてはいるものの、比較的小さい。また、男性の意識も、ほぼこれに一致している。

図1 女性が職業をもつことについての考え



(注) 対象者は全国20歳以上の女性  
 資料：東京都生活文化局「女性問題に関する国際比較調査」(1994年)  
 ただし、日本は総理府「男女平等に関する世論調査」(平成4年11月)

図2 男女別就業意識の遷移



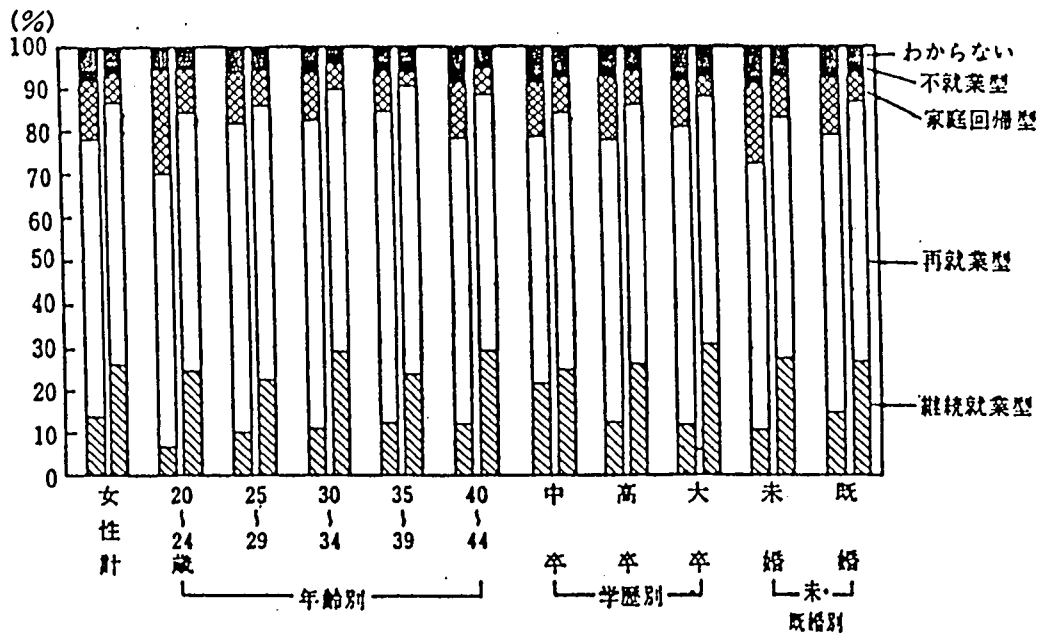
(注) 1972年は18歳以上、1984年及び1995年は20歳以上の者を対象として調査している。  
 資料：総理府「婦人に関する意識調査」(昭和47年10月)、「婦人に関する世論調査」(昭和59年5月)、  
 「男女共同参画に関する世論調査」(平成7年7月)

### ③ 望ましい女性の就業パターン

女性が考える望ましい女性の就業パターンとしては、「就職（業）し、結婚や出産で一時家庭に入るにしても、再び働く」（「再就業型」）を挙げる者が最も多く、現行の制度・慣行のもとでは「就職（業）し、長く働く」（「継続就業型」）を挙げる者はそれほど多くない。

但し、仮に出産や育児のとき休業制度や保育制度などが完全に整っているとした場合には、「継続就業型」を挙げる者の割合が増加する。

図 望ましい女性の就業パターン



(出所) 労働省編「労働白書(平成3年版)」大蔵省印刷局、1991年。

(資料) 総理府「女性の就業に関する世論調査」1989年。

(注) 左 「一般的に、女性の生涯にわたる生活の中で、就職(業)のあり方として最も望ましい形態はどれでしょうか。」に対する女性の回答

右 「仮に、出産や育児のとき休業制度や保育施設などが完全に整っているとしたら、女性は生涯を通じてどのような働き方をしたらよいと思いますか。」に対する女性の回答

本調査の選択肢を次のとおりにとまとめた。

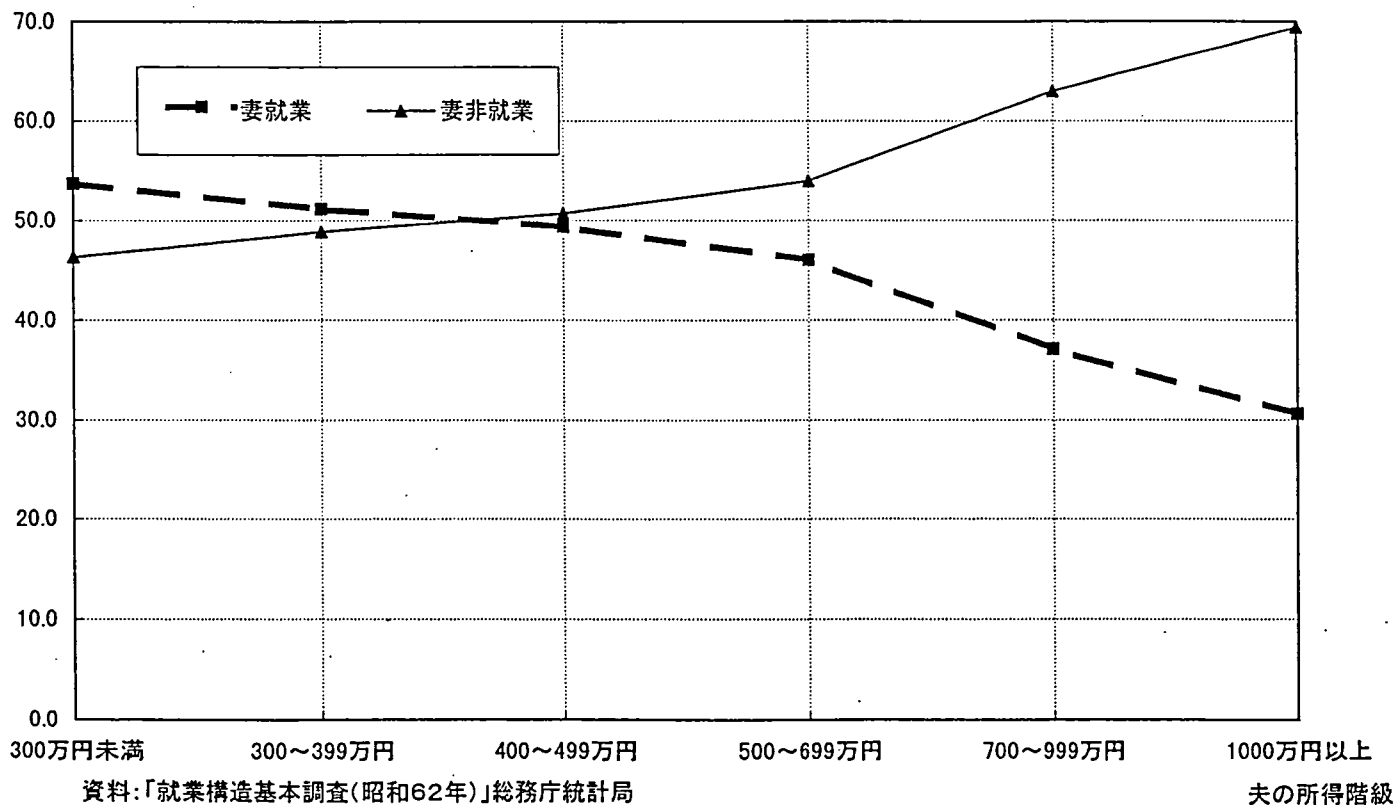
- ・「就職(業)し、長く働く」を「継続就業型」
- ・「就職(業)し、結婚や出産などで一時期家庭に入るにしても、再び働く」を「再就業型」
- ・「就職(業)し、結婚や出産などを契機として家庭に入る」を「家庭復帰型」
- ・「就職(業)しない」を「不就業型」
- ・「わからない」、「その他」を「わからない」

#### ④ 夫（雇用者）の所得階級別妻の就業状況

世帯主が男性かつ雇用者で、その配偶者（妻）のいる世帯について、妻の就業状況をみると、夫の所得が高いほど、妻が就業している割合は低くなっている。

夫（雇用者）の所得階級別妻の就業状況

妻の就業・非就業の割合(%)



(注)世帯主が男性かつ雇用者で、その配偶者のいる世帯における妻の就業・非就業の構成割合である。

## ⑤ 家計管理のタイプ

家計管理のタイプを見ると、片働き世帯では、4分の3の世帯で妻が家計を管理（委任タイプ）しており、共働き世帯でも、妻が家計を管理している世帯（一体タイプ）が最も多く半分以上を占めている。

家計管理のタイプ別世帯数の構成割合の状況

		1996年9月調査
片働き	手当タイプ	25.7%
	委任タイプ	74.3%
	合計	100.0%
共働き	一体タイプ	52.2%
	扶養タイプ	14.7%
	拠出タイプ	14.7%
	支出分担タイプ	8.9%
	夫管理タイプ	9.4%
	合計	100.0%

資料：「平成8年度消費生活に関するパネル調査について」（財）家計経済研究所

(注) 1. 年間消費支出額や貯蓄額等の調査項目に関して、同一個人を時系列的に追跡する調査（パネル調査）。

2. 全国の24～34歳の女性を対象とした調査。

3. 全国から1500サンプルを抽出し1993年以降継続的に調査。

4. 家計管理のタイプは、次の通り。

手当タイプ：夫のみ収入があり、夫は収入の一部を共通の財布（妻管理）に入れる。

委任タイプ：夫のみ収入があり、夫は収入全てを共通の財布（妻管理）に入れ、夫は共通の財布からこづかいをもらう。

一体タイプ：夫婦ともに収入があり、両者の収入すべてを共通の財布（妻管理）に入れ、夫は共通の財布からこづかいをもらう。

扶養タイプ：夫婦ともに収入があるが、妻は収入を共通の財布に入れず。

拠出タイプ：夫婦ともに収入があり、夫は収入の一部を共通の財布（妻管理）に拠出し、妻も収入を共通の財布に拠出する。

支出分担タイプ：夫婦ともに収入があるが、共通の財布はなく、夫、妻それぞれの財布から共通の費用を出す。

夫管理タイプ：夫婦ともに収入があり、両者の収入を共通の財布（夫管理）に入れる。



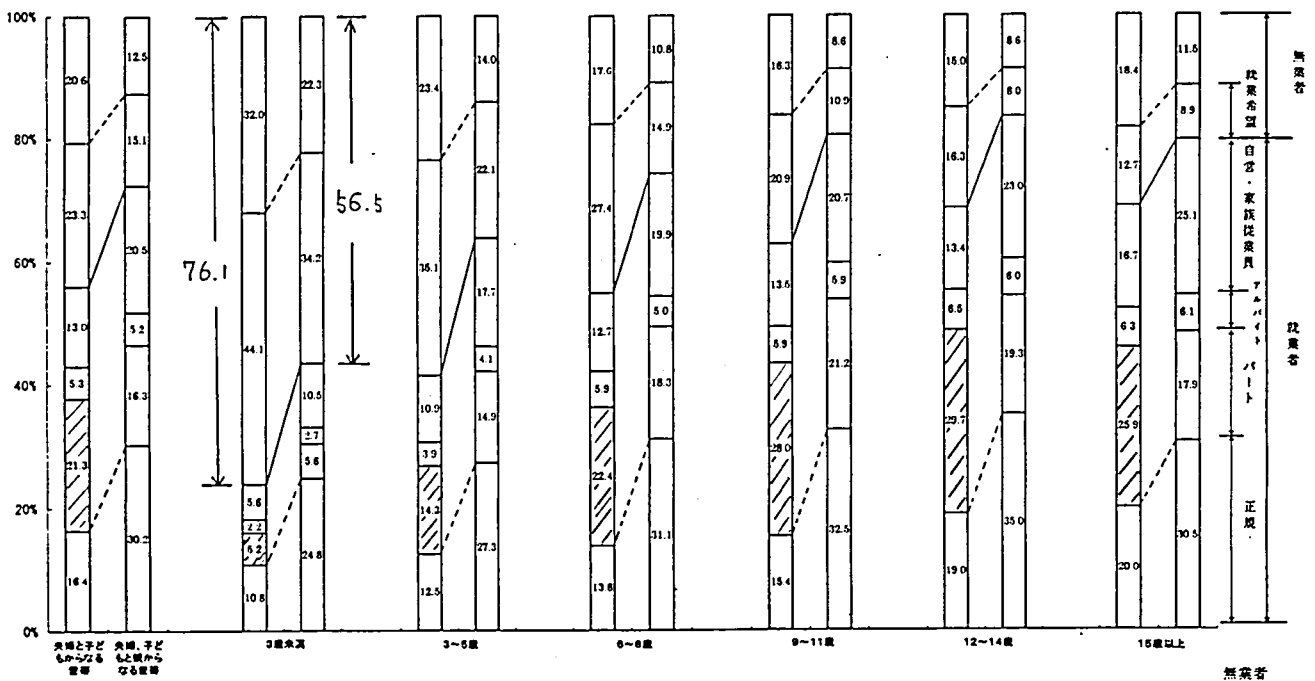
⑥ 末子の年齢別・世帯構成別に見た妻の就業状況

末子の年齢別に妻の就業状況をみると、末子が3歳未満の場合には、無業者の割合が極めて高くなっているとともに、正規就業者については、末子の年齢を問わずに比較的就業割合が安定している。

一方、末子の年齢が上昇すると、パート形態の就労が増加していることがみてとれる。

なお、親が同一世帯にいる場合には、正規就業者の割合が著しく高くなっている。

図 末子の年齢別・世帯構成別妻の就業状況(妻55歳未満)



資料：総務庁統計局 「平成4年就業構造基本調査報告」

参考 未婚女性の就業状況

年齢	雇用者(主に仕事)	雇用者(従に仕事)	非就業者
25~29歳	79.3	2.4	15.0
30~34歳	73.8	12.1	11.6
	2.5		

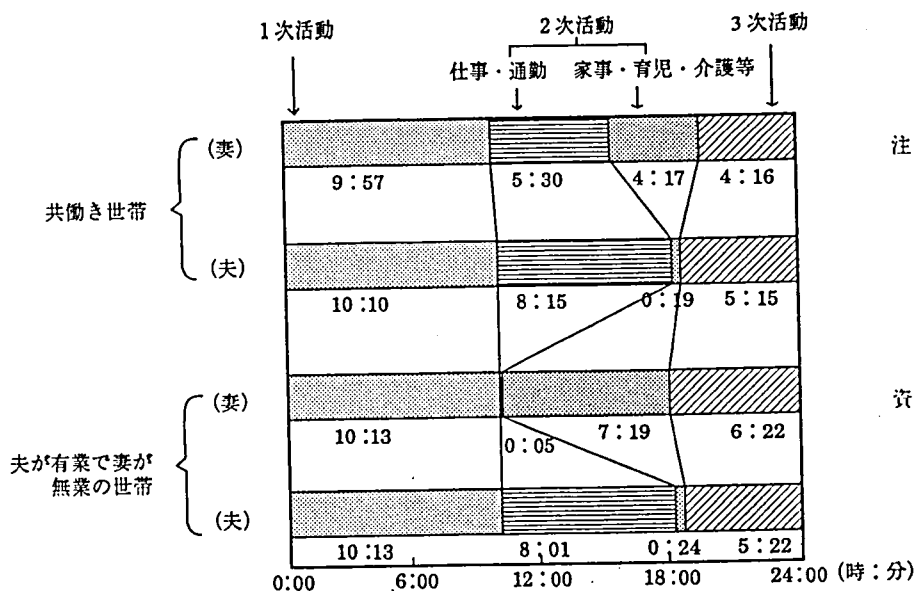
資料：総務庁統計局 「平成7年国勢調査報告」

## ⑦ 夫婦の生活時間

妻の就業の有無に関わらず、夫の家事・育児・介護等への参加時間は短い。

国際的にみても、日本の男性は、仕事の時間が長く、家事の時間は短い。一方、日本の女性は、仕事の時間、家事の時間とも比較的長いといえる。

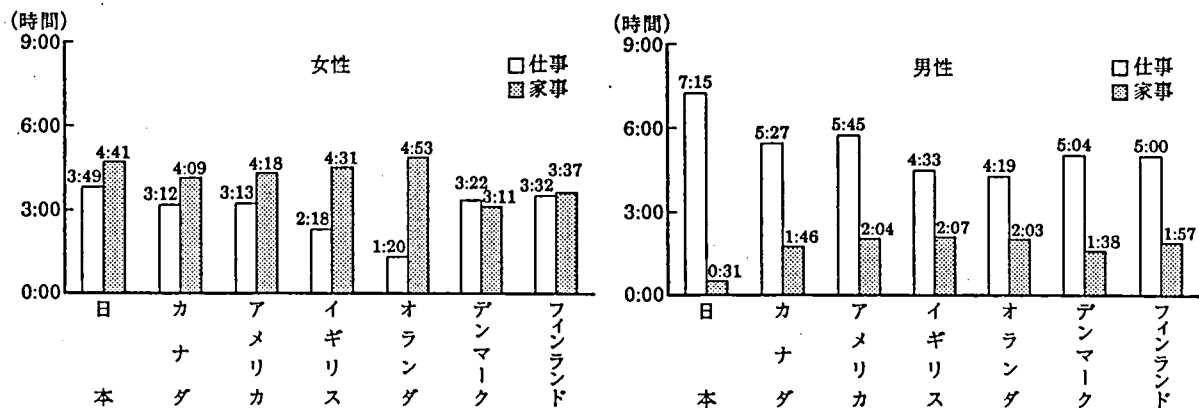
図 1 夫婦の生活時間



注：「1次活動」とは、睡眠、食事のように生理的な活動、「2次活動」とは仕事、家事のように社会生活を行う上で義務的な性格の強い活動、「3次活動」とはこれら以外の各人が自由に使える時間における活動をいう、また、「家事・育児・介護等」には「看護」、「買物」が含まれている。

資料出所：総務庁「社会生活基本調査」（平成3年）

図 2 生活時間の国際比較



注：(1) 「仕事」には通勤時間は含まれていない。「家事」には育児、介護、買い物が含まれている。

(2) 日本は1990年、イギリス、デンマーク、フィンランドは1987年、カナダは1986年、アメリカ、オランダは1985年の数値。

資料出所：NHK放送文化研究所「生活時間の国際比較」（1994年）

⑧ 家族構成、子供の年齢別子供が病気の場合の対応

1歳から小学校入学前の子を養育する女子労働者に対するアンケート調査によると、子供が病気の場合には、7割近い者が「自分が会社を休む」としている。

家族構成が、子供と配偶者の場合、「配偶者が会社を休む」とする者は10.7%、「配偶者と役割分担してやりくりする」とする者は22.2%に止まっており、「自分が会社を休む」とする者が70.1%と主として母親が対応している。

表 家族構成、子供の年齢別子供が病気の場合の対応

(%)

		自分が会社を 休む	配偶者が会社 を休む	配偶者と役割 を分担してや りくりする	親、姉妹姉妹 など親族にみ てもらおう
合計		67.9	8.2	17.7	50.3
家 族 構 成 (同居)	子供	81.3	6.3	—	56.3
	子供と配偶者	70.1	10.7	22.2	45.0
	子供と親	66.7	—	5.6	77.8
	子供と配偶者と自分の親	64.0	5.3	9.7	64.0
	子供と配偶者と配偶者の親	64.2	4.7	12.6	53.5

(注) 1. 複数回答あり。

2. この他、次のような回答がある。

- ・ 「友人、知人、近所の人にみてもらおう」合計で1.2%
- ・ 「ベビーシッター、家政婦にみてもらおう」合計で0.9%
- ・ 「無認可保育施設(ベビーホテルなど)に預ける」合計で0.1%
- ・ 「保育ママ、地方自治体が紹介する人に預ける」合計で0.2%
- ・ 「その他」合計で0.9%
- ・ 「無回答」合計で0.6%

資料：「幼児期の子の母親の生活と就業の実態に関する調査」(平成6年3月)

財団法人 婦人少年協会

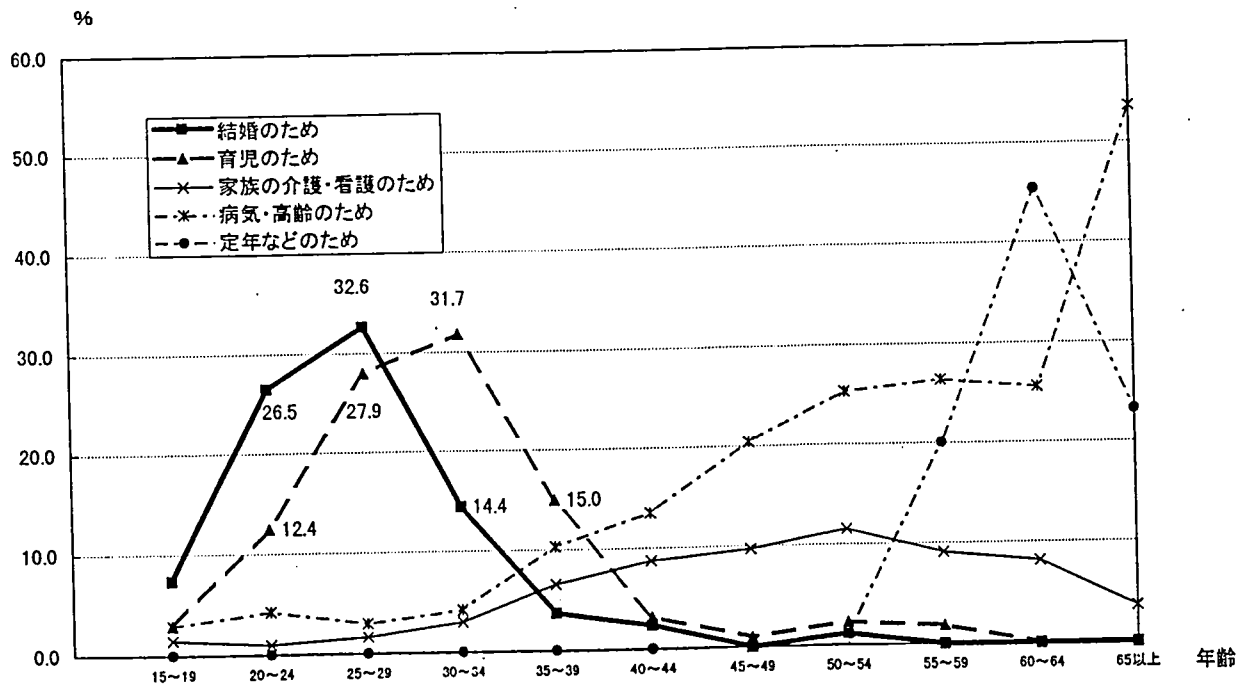
⑨ 女性有業者の離職理由

女性有業者の離職理由をみると、20～24歳、25～29歳では「結婚のため」が最も多くそれぞれ26.5%、32.6%。次いで「育児のため」がそれぞれ12.4%、27.9%となっている。

30～34歳では、「育児のため」が最も多く31.7%、次いで「結婚のため」が14.4%となっている。

年齢が上昇すると、「介護のため」とする割合が上昇している。

図 女性有業者の離職理由

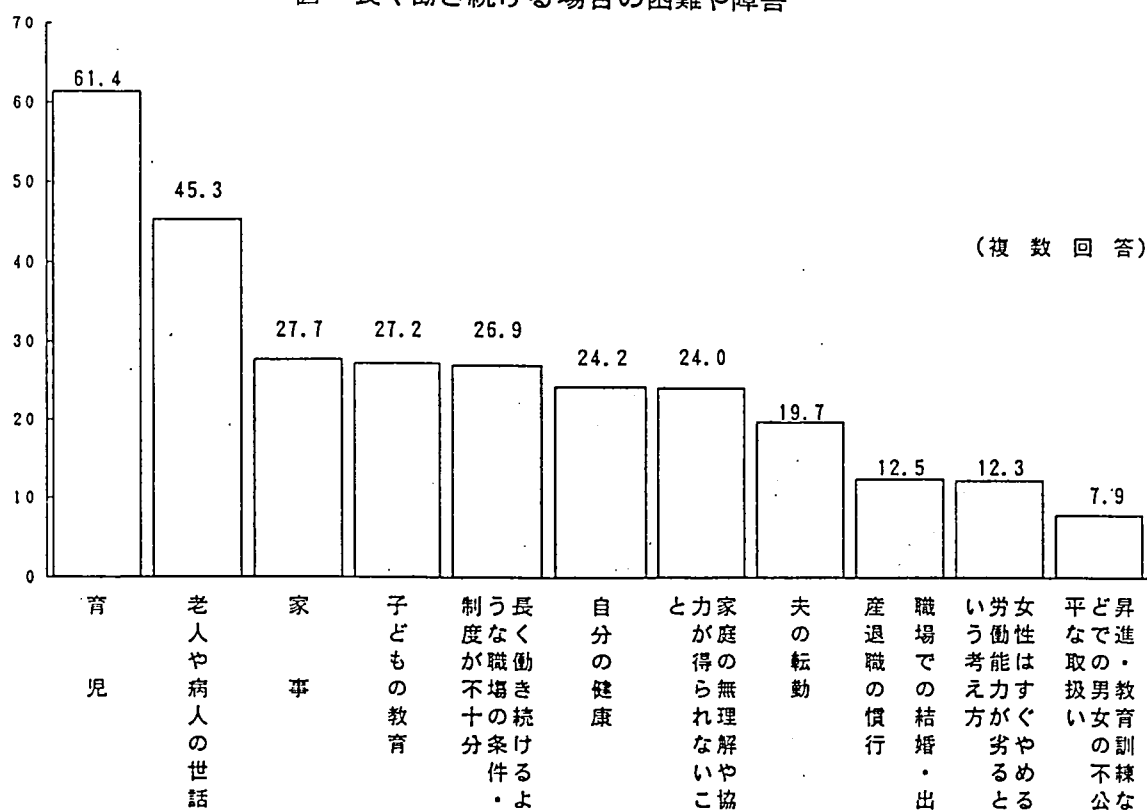


資料:「就業構造基本調査」(平成4年)総務庁

⑩ 長く働き続ける場合の困難や障害

長く働き続ける場合の困難や障害としては、「育児」を挙げる者が最も多く、以下「老人や病人の世話」「家事」「子供の教育」などとなっている。「家庭の無理解や協力が得られない」「夫の転勤」など家庭の事情や、「職場の条件・制度が不十分」「職場での結婚・出産退職の慣行」など女性の労働環境に係るものも挙げられている。

図 長く働き続ける場合の困難や障害



(資料) 総理府広報室「女性の就業に関する世論調査」(平成元年10月)  
(全国20歳以上60歳未満の者 5,000人が対象)

⑪ 妻のライフコース別平均出生児数等

妻のライフコース別の平均出生児数を、結婚持続期間10年以上についてみると、人口集中地区では、一貫就業コースの出生率が他のコースに比べて低く、非人口集中地区ではコースによる違いはみられない。  
特に、人口集中地区では、無子割合が、結婚10～14年で27.4%、15～19年で12.1%と極めて高くなっている。

表 妻のライフコース、結婚持続期間別平均出生児数、無子割合

(人)

地域	ライフコース	結婚持続期間				(参考)無子割合	
		0～4年	5～9年	10～14年	15～19年	10～14年	15～19年
全国	一貫就業	0.40	1.54	2.05	2.16	14.1%	7.9%
	再就職	1.61	2.05	2.28	2.28	-	-
	専業主婦	0.90	1.90	2.20	2.10	3.6%	3.8%
	その他	1.26	1.92	2.21	2.27	3.1%	2.0%
人口集中地区	一貫就業	0.32	1.28	1.67	<b>1.94</b>	<b>27.4%</b>	<b>12.1%</b>
	再就職	1.59	1.91	2.19	2.26	-	-
	専業主婦	0.88	1.83	2.17	2.08	4.2%	3.2%
	その他	1.16	1.79	2.17	2.25	4.0%	3.1%
非人口集中地区	一貫就業	0.58	1.89	2.32	2.34	4.5%	4.4%
	再就職	1.67	2.23	2.39	2.30	-	-
	専業主婦	1.01	2.09	2.27	2.15	1.7%	5.4%
	その他	1.53	2.16	2.28	2.30	1.6%	-

(注) 一貫就業：結婚就業。出生児なしは調査時点就業。出生児ありは出生時就業、調査時点就業。

再就職：結婚就業。出生時不就業、調査時点就業。(出生児ありのみが対象)

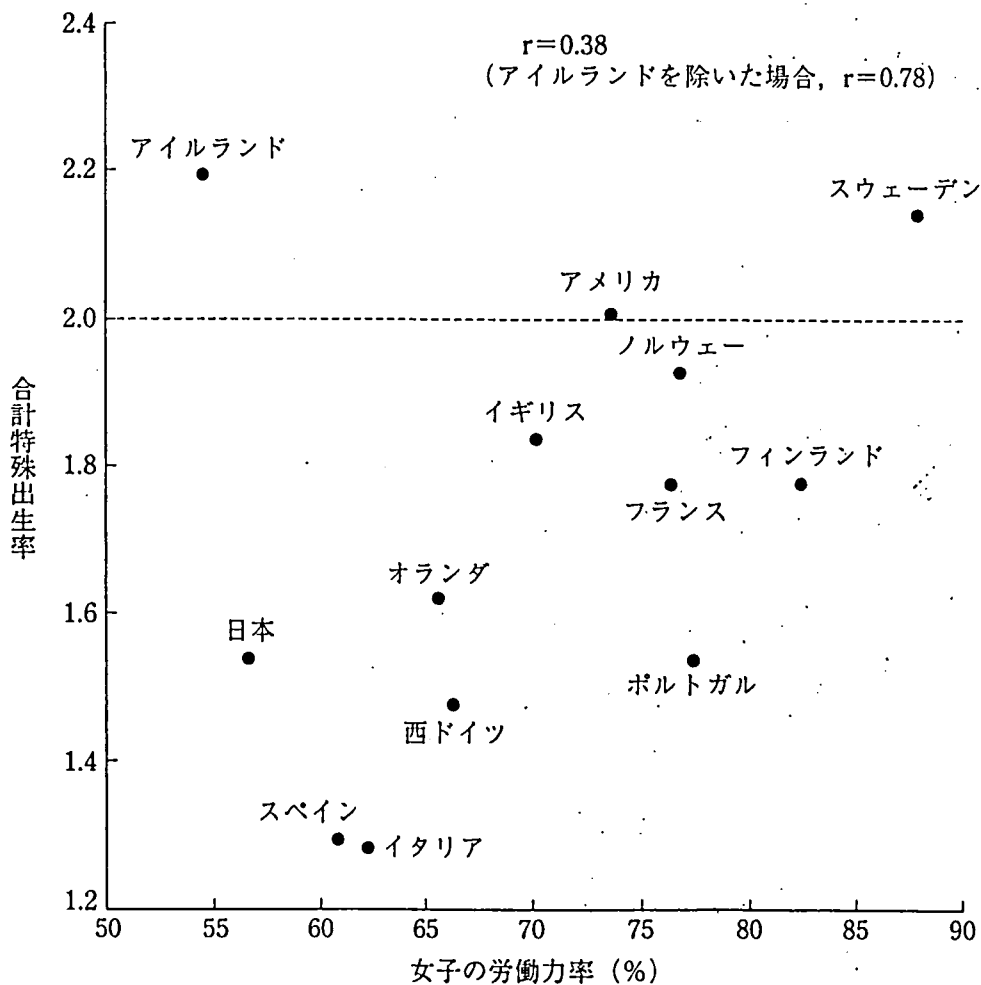
専業主婦：結婚就業。出生児なしは調査時点不就業。出生児ありは出生時不就業、調査時点不就業

資料：国立社会保障・人口問題研究所「第10回出生動向基本調査(平成4年)」

## ⑫ 女子(25~34歳)の労働力率と出生率の国際比較

女子(25~34歳)の労働力率と出生率との関係の国際比較をみると、一般に、女子の労働力率の高い国では、合計特殊出生率も比較的高くなっている。

女子(25~34歳)の労働力率と出生率の国際比較



資料出所：OECD, *Labour Force Statistics*, 1991.

出典：先進諸国の人口問題（阿藤誠編）東京大学出版会 1996年

## (7) 雇用者の就業をとりまく状況

### ① 労働時間及び年間労働日数の国際比較

1995年(平成7年)の年間総実労働時間を諸外国と比べると、日本は、1975時間と、アメリカの1986時間に次いで長い。また、所定外労働時間は1990年(平成2年)頃までは最も長かったが、景気低迷のもとで、1995年(平成7年)では152時間となっており、アメリカ、イギリスよりは短くなっている。

また、1994年(平成6年)の年間労働日数は、241日で、最も長くなっている。

表 年間総実労働時間、年間労働日数の国際比較(製造業・生産労働者)

(時間)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
1980年	2,162 (209)	1,893 (146)	1,883 (125)	1,719 (104)	1,759
1985年	2,168 (230)	1,929 (172)	1,910 (161)	1,663 (83)	1,644
1990年	2,124 (219)	1,948 (192)	1,953 (187)	1,598 (99)	1,683
1995年	1,975 (152)	1,986 (234)	1,943 (198)	1,550 (88)	1,680
年間労働日数 (1994年)	241日	233日	229日	220日	227日

資料：労働省資料

- (注) 1. ()内は所定外労働時間(再掲)。フランスは不明。  
 2. 事業所規模は、日本5人以上、アメリカ全規模、その他は10人以上。  
 3. 常用パートタイムを含む。

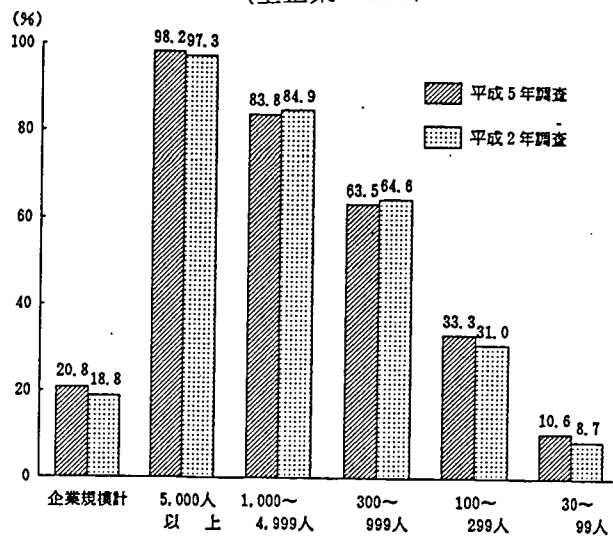


## ② 単身赴任の状況

国内勤務の単身赴任者がいる企業の割合は、20.8%（平成5年）となっており、従業員5000人以上の大企業では、98.2%となっている。

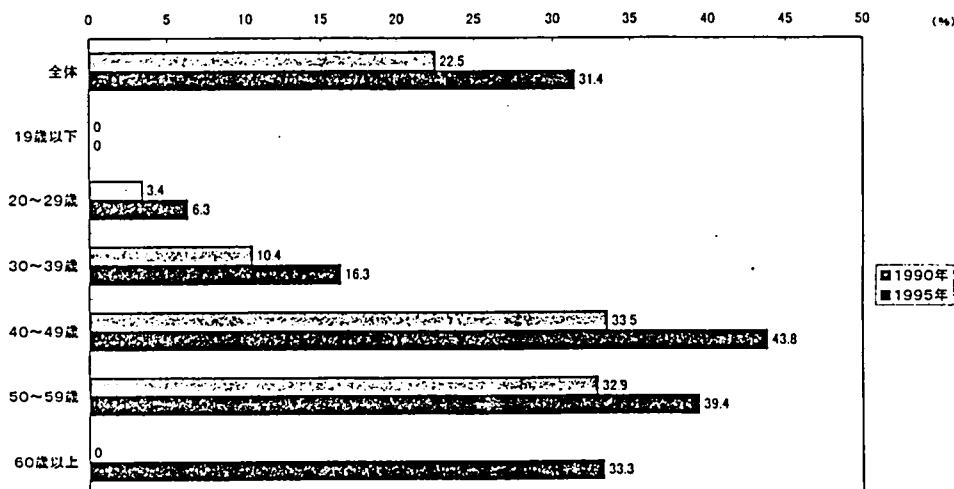
また、従業員1000人以上の大企業で働く男性の有配偶転勤者のうち31%が単身赴任者となっている。

図1 国内勤務の単身赴任者がいる企業割合  
(全企業=100)



資料：「平成5年 雇用管理調査報告」労働大臣官房政策調査部

図2 男性の年齢別単身赴任割合



資料「平成7年『雇用動向調査報告』労働大臣官房政策調査部

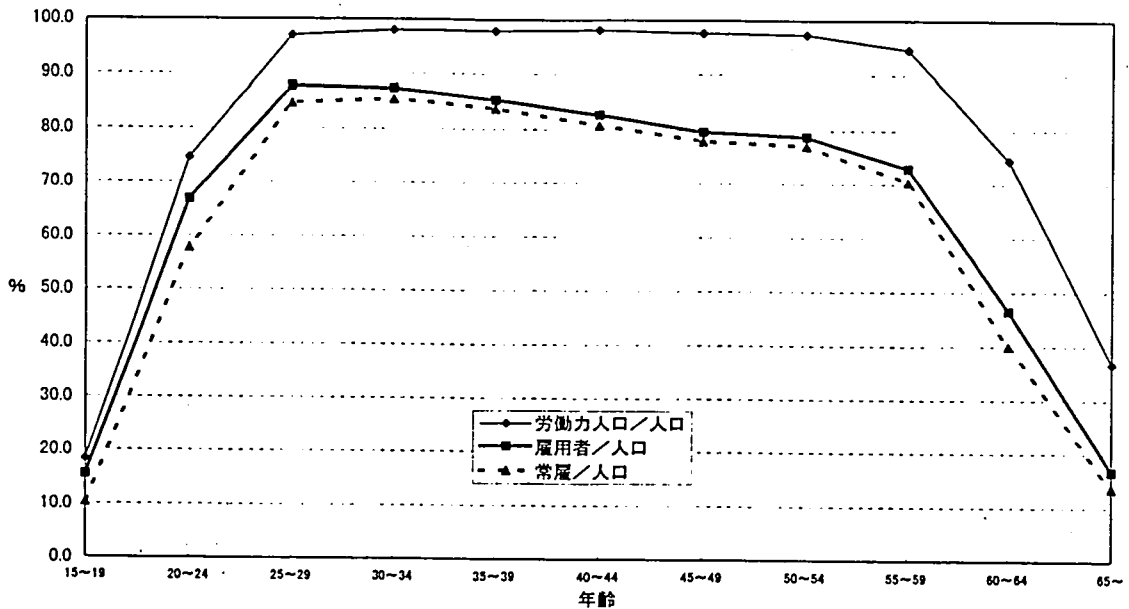
注：企業規模1,000人以上  

$$\text{単身赴任割合} = \frac{\text{有配偶者転居した者のうち単身赴任者}}{\text{有配偶で転居した者}} \times 100$$

### ③ 労働力人口・雇用者・常雇の対人口比

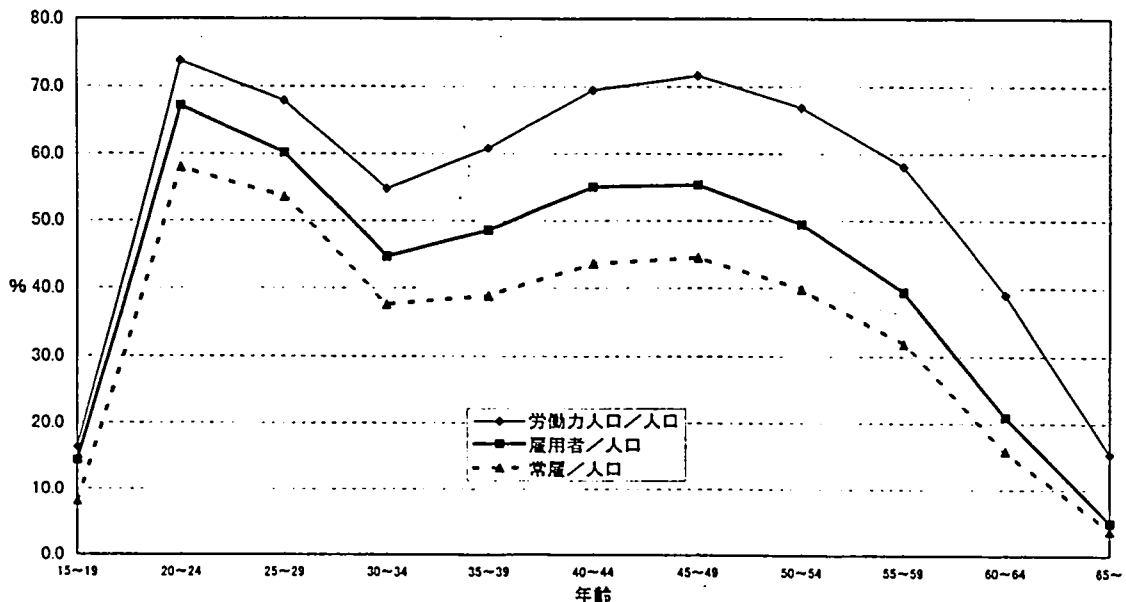
労働力人口・雇用者・常雇の対人口比をみると、特に女性の35歳以降について、雇用者と常雇との間に乖離があり、非常雇として働いている者が比較的多いことが分かる。

図1 男子労働力人口・雇用者・常雇の対人口比(平成8年)



資料:総務庁「労働力調査年報」(平成8年)  
 (注)雇用者及び常雇は、非農林水産業である。

図2 女子労働力人口・雇用者・常雇の対人口比(平成8年)



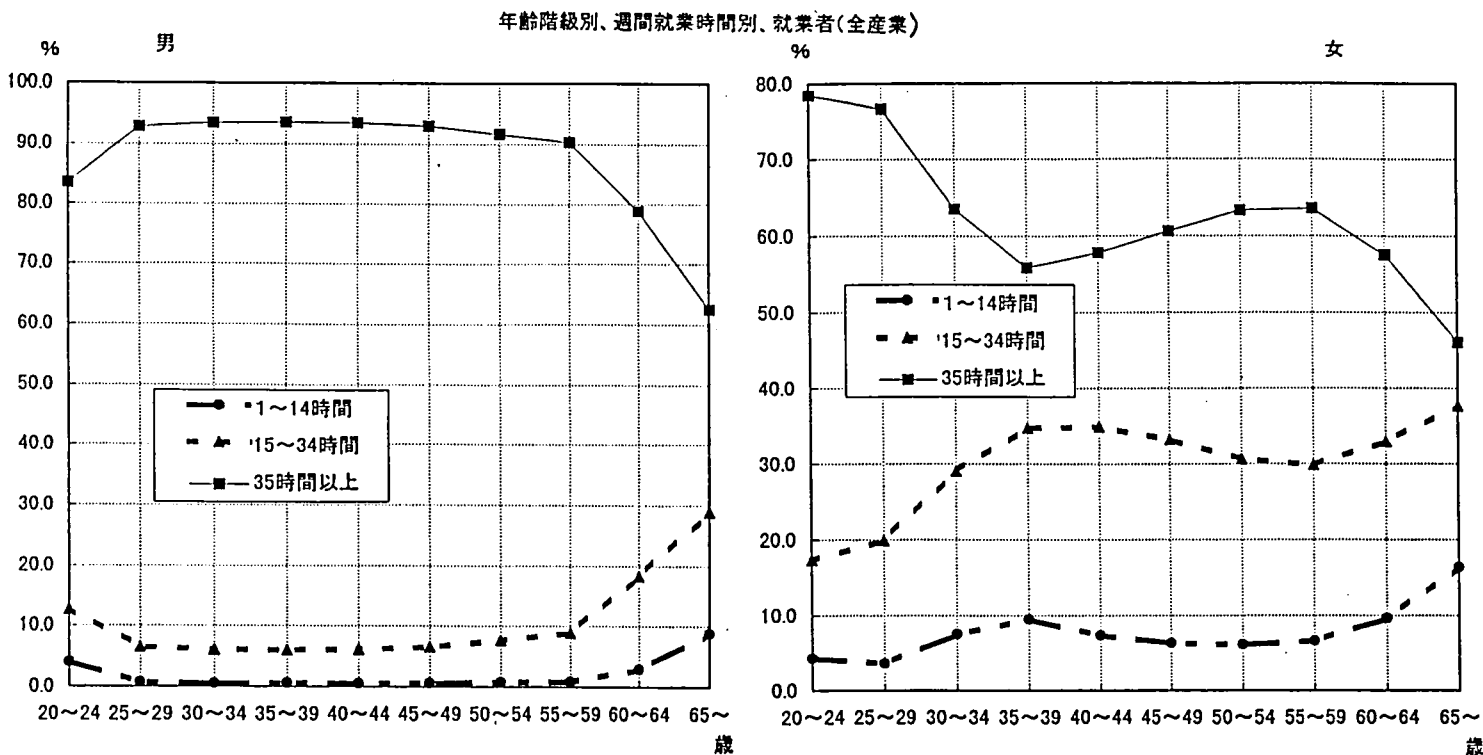
資料:総務庁「労働力調査年報」(平成8年)  
 (注)雇用者及び常雇は、非農林水産業である。

#### ④ 年齢階級別、週間就業時間の状況

週間就業時間を年齢ごとに見ると、60歳代以降、週当たり35時間以上就業する者の割合が低下し、短時間就業の者の割合が増加している。

また、女子では、30代後半から40代前半にかけて、いったん短時間就業の者の割合が増加している。(全産業)

また、高齢者の希望する勤務形態をみると、特に男子において、年齢の上昇とともに普通勤務を希望する割合が減少し、短時間勤務などを希望する割合が上昇している。



資料：平成8年労働力調査年報(総務庁統計局)

表 高齢者の希望する勤務形態(不業者のうち仕事をしたいと思っている者)

(単位：%)

	男子			女子		
	55~59	60~64	65~69	55~59	60~64	65~69
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
普通勤務	67.5	43.0	23.4	15.0	14.6	12.5
短時間勤務	12.8	43.4	48.5	60.5	53.3	46.5
任意就業勤務	9.5	7.0	14.6	10.4	11.3	17.9
その他	10.2	6.6	13.5	14.1	20.8	23.1
短時間希望及び任意就業希望(再掲)	22.3	50.4	63.1	70.9	64.6	64.4

資料：平成8年高齢者就業実態調査速報

(注)勤務形態については次の通り

普通勤務…普通勤務で会社に雇われたい

短時間勤務…短時間勤務(勤務日数が少ない、1日の労働時間が短い)で会社などに雇われたい

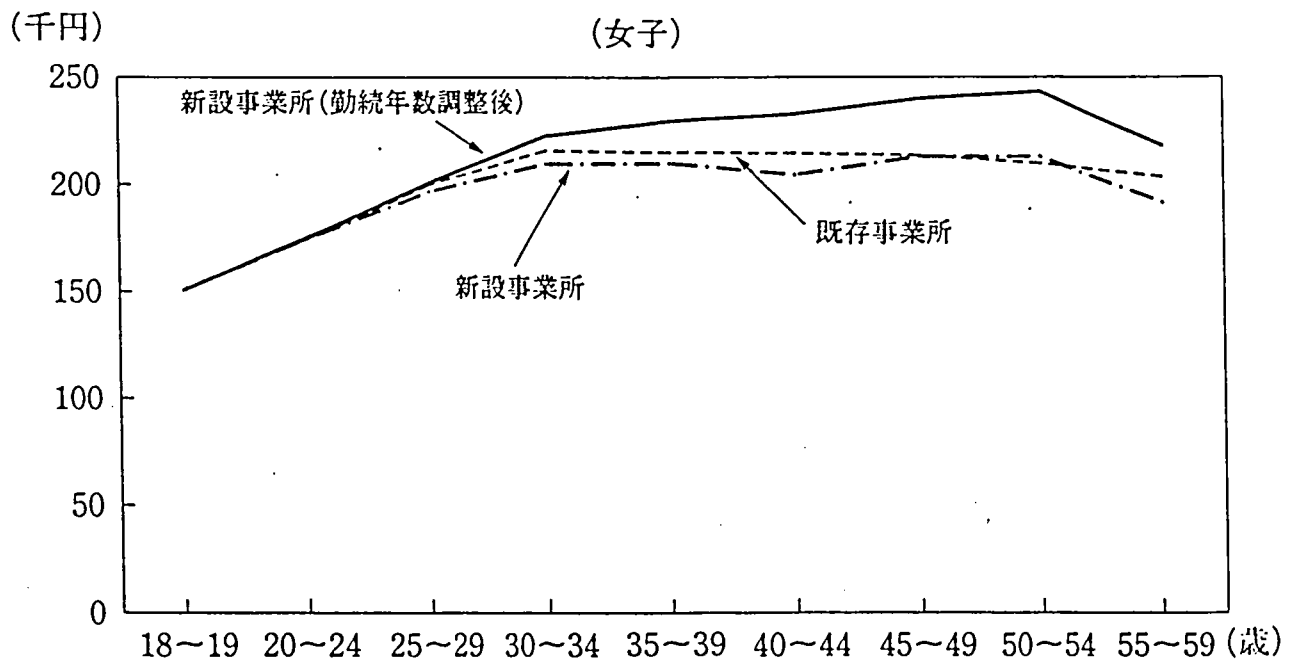
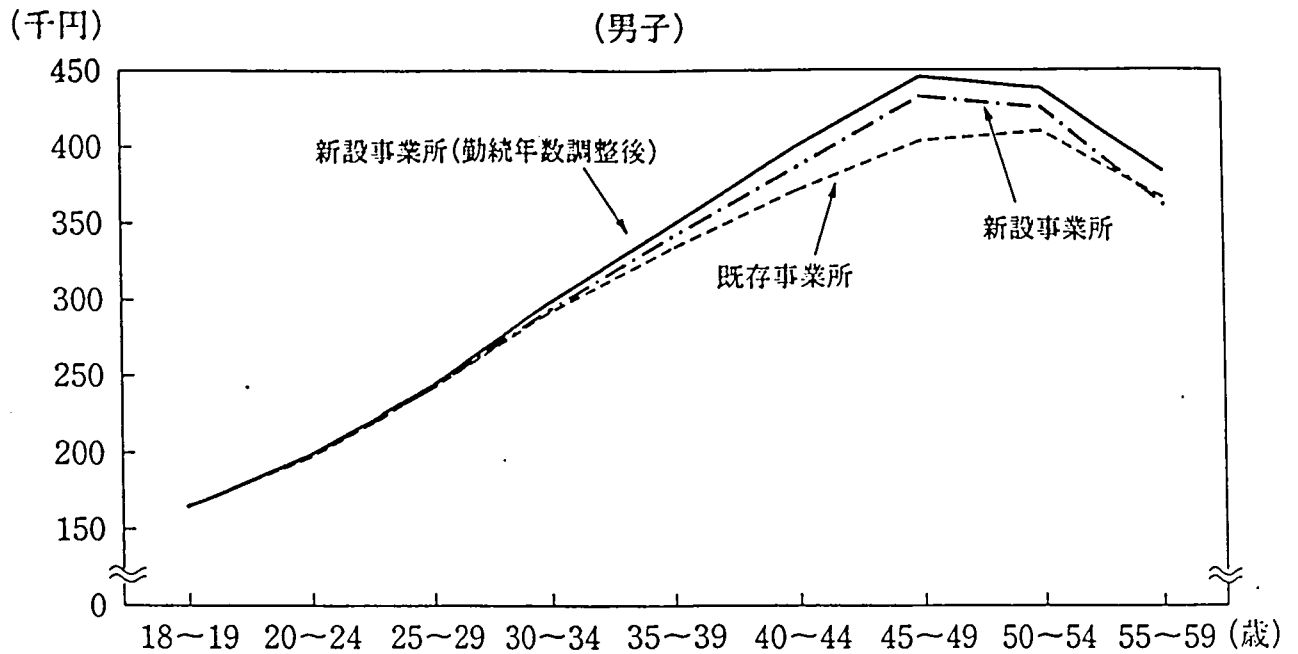
任意就業勤務…近所の人や会社などに頼まれたりして、任意に行う仕事をしたい

その他…家庭で内職をしたい、自分で仕事をしたい、故郷に帰って仕事をしたい、など

⑤ 性別・年齢階級別所定内給与

性別・年齢階級別に所定内給与の状況を見ると、男子では、50歳頃まで上昇を続けた後低下。女子でも50歳代前半まで上昇するが、上昇の度合いは男子に比べて著しく低くなっている。

事業所の開設時期別年齢階級別所定内給与(産業計)



資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(1993年)及び総務庁統計局「事業所統計調査」(1991年)を労働省政策調査部にて特別集計

- (注) 1) 既存事業所は開設時期が1988年以前の事業所であり、新設事業所は開設時期が1989年～1991年の事業所である。  
 2) 勤続年数調整後とは、新設事業所の勤続年数別労働者構成を既存事業所と同一にした場合の値。  
 3) 一般労働者についての値である。

出典：平成7年版労働白書(労働省)

⑥ 定年制の普及状況

定年制を定めている企業は94.5%とほとんどの企業で定年制がある。  
 定年制を定めている企業のうち、60歳としている企業が8割を超えている。

表 定年制の普及状況

	定年制を定めている企業			定年制を定めていない企業	
	60歳定年	60歳以上定年	65歳以上定年		
規模計	94.5(100.0)	(82.0)	(90.2)	(6.7)	5.5
5,000人以上	99.7(100.0)	(98.0)	(100.0)	(1.3)	0.3
1,000～4,999人	99.7(100.0)	(96.8)	(99.5)	(1.0)	0.3
300～999人	100.0(100.0)	(91.9)	(95.8)	(1.9)	-
100～299人	98.1(100.0)	(88.1)	(94.9)	(3.8)	1.9
30～99人	92.7(100.0)	(78.4)	(87.8)	(8.3)	7.3
10～29人	71.1(100.0)	(69.1)	(79.0)	(8.3)	28.9
1～9人	31.1(100.0)	(70.6)	(81.2)	(9.4)	68.9

※ 規模計には10～29人規模、1～9人規模は含まれない。

資料出所：労働省「雇用管理調査」（平成9年）

全国中小企業団体中央会「中小企業労働事情実態調査」（平成5年）

出典：「65歳現役社会」の政策ビジョン（平成9年6月 労働省発表）

⑦ 企業の人事労務管理上の方針

企業の人事労務管理上の方針としては、能力重視が4割程度あるものの、年功序列主義が1割、両者の折衷が3割程度ある。

人事労務管理上の方針（平成5年）

単位は%

企業規模	人事労務管理の基本〔採用・人事・給与〕				
	年功序列主義	能力主義	どちらともいえない	両者の折衷	回答のない企業
調査産業計	11.0	37.8	18.2	30.3	2.7
5,000人以上	3.9	59.1	3.9	33.1	—
1,000～4,999人	6.1	48.1	7.1	38.1	0.6
300～999人	9.5	42.8	12.3	35.0	0.4
100～299人	9.3	41.0	15.9	32.7	1.1
30～99人	11.8	35.9	19.9	28.8	3.5

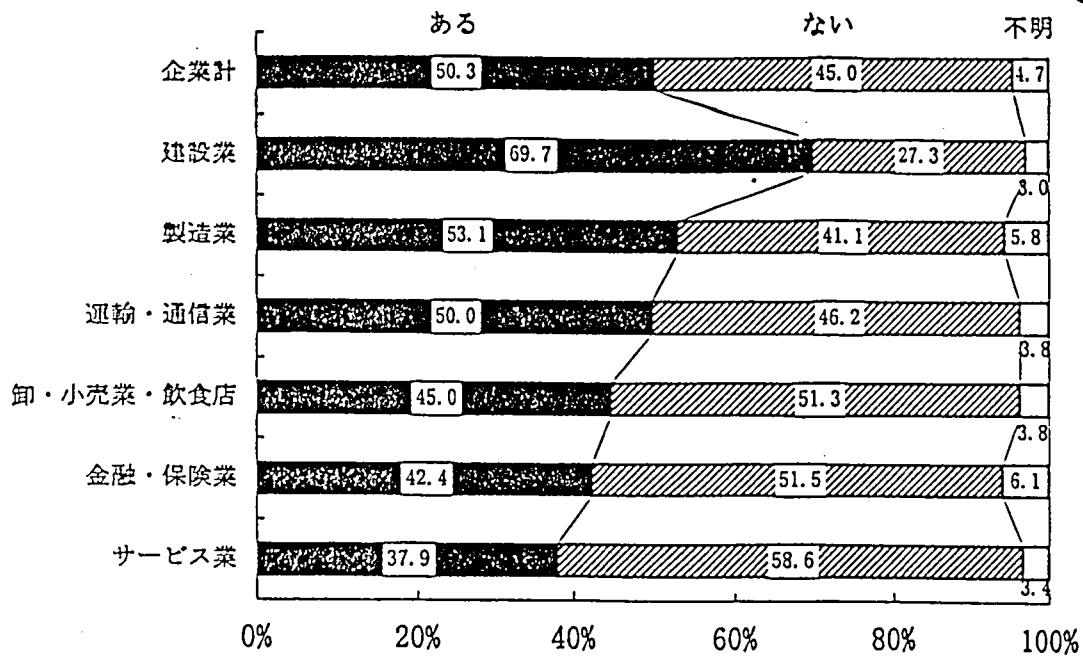
資料出所：労働省「雇用管理調査」

出典：「65歳現役社会」の政策ビジョン（平成9年6月 労働省発表）

⑧ 一斉昇格制度・慣行の有無

一斉昇格制度・慣行のある企業が5割を超えている。

図 一斉昇格制度・慣行の有無



(資料出所) 日本的雇用制度研究会アンケート調査 (平成7年)

出典：「65歳現役社会」の政策ビジョン (平成9年6月 労働省発表)

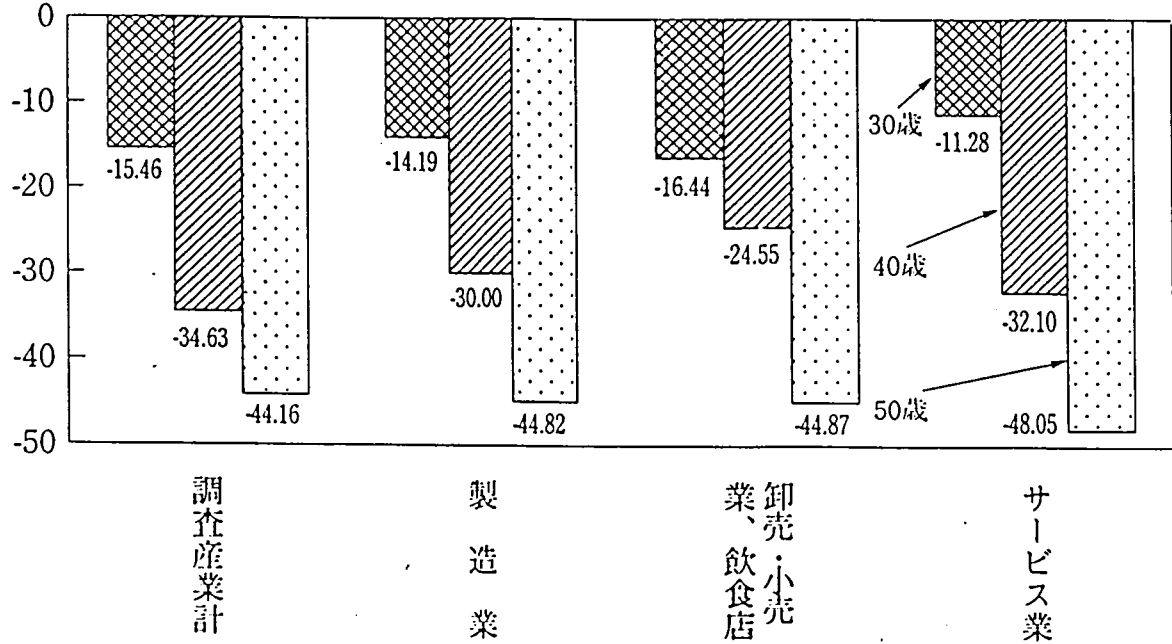
⑨ 同一産業内転職による賃金の増減率

同一産業内で転職した場合には、大卒でサービス業の30～40歳を除き、一般に賃金は低下。

図 同一産業内転職による賃金の増減率 (男子)

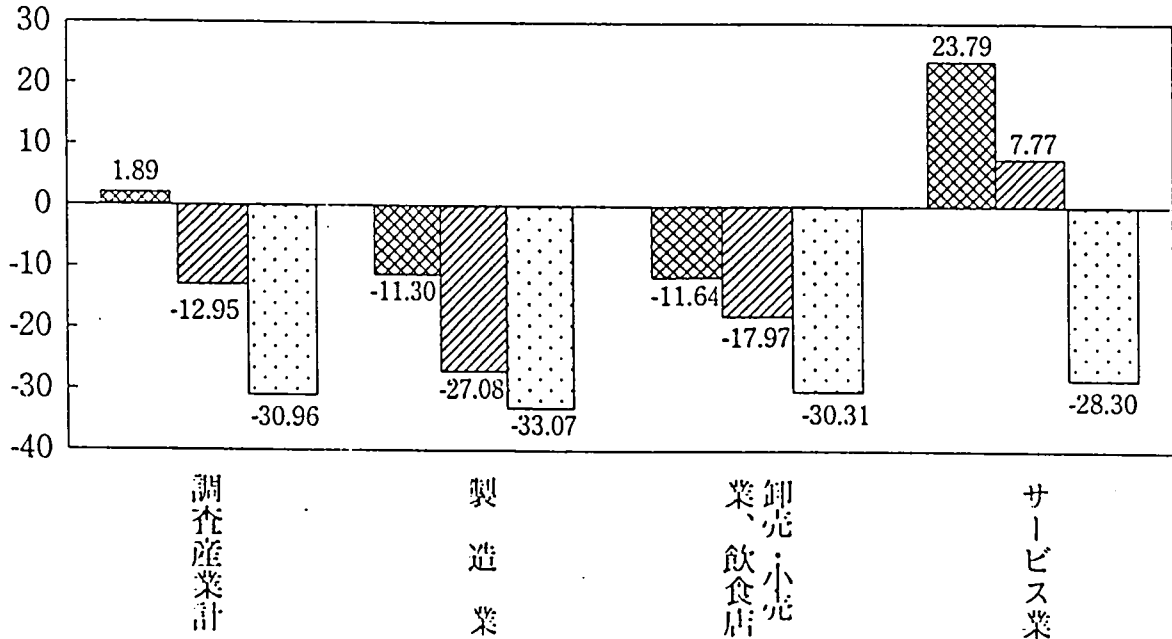
(1) 高卒

(%)



(2) 大卒

(%)



資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」(1993年)

(注) 標準労働者の賃金と比較した中途採用者の賃金の増減率。

出典：平成7年版労働白書（労働省）

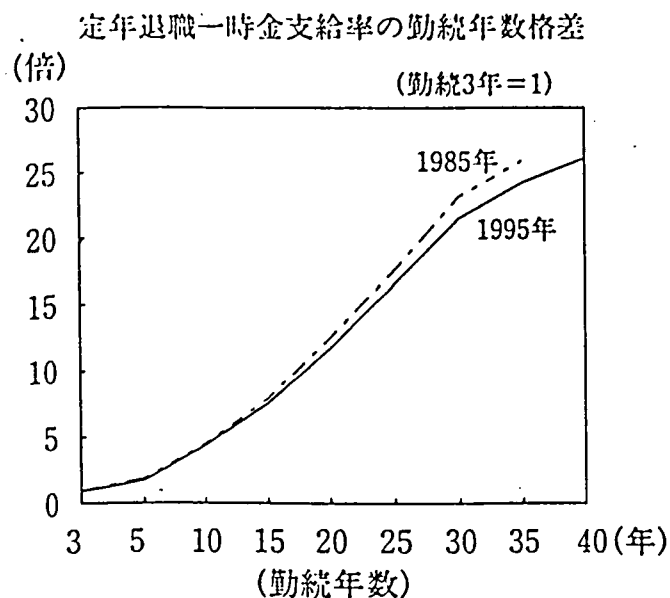


⑩ 勤続年数による退職金の格差及び転職による退職金の低下率

勤続年数3年の者の退職金を1とした場合、勤続年数40年（約13倍）の者の退職金は約25倍。

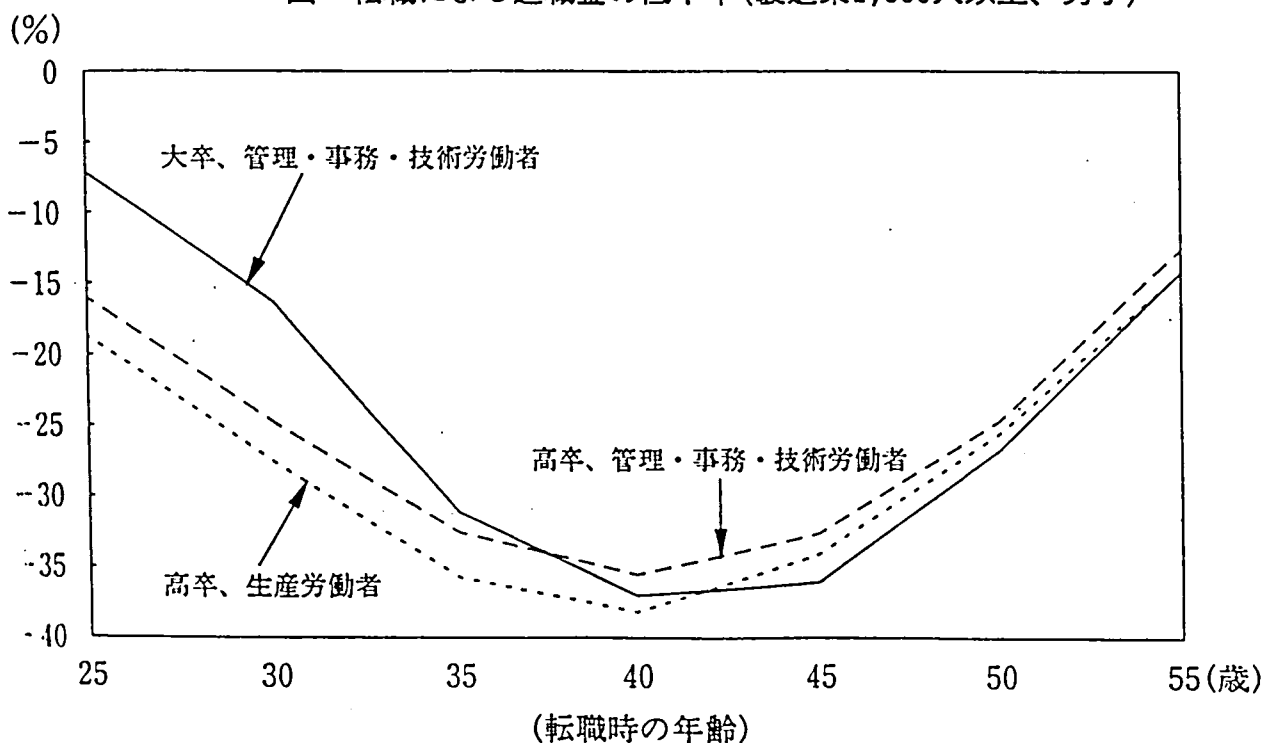
いずれの年齢で転職しても、転職した場合の退職金の総額は低下する。特に、40歳前後で転職した場合には、3割以上減少するとの推計もある。

図 勤続年数による退職金の格差



資料出所 中央労働委員会事務局「賃金事情等総合調査(退職金・年金及び定年制事情調査)」

図 転職による退職金の低下率(製造業1,000人以上、男子)



資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」、中央労働委員会事務局「賃金事情等総合調査(退職金・年金及び定年制事情調査)」から労働省労働経済課にて推計

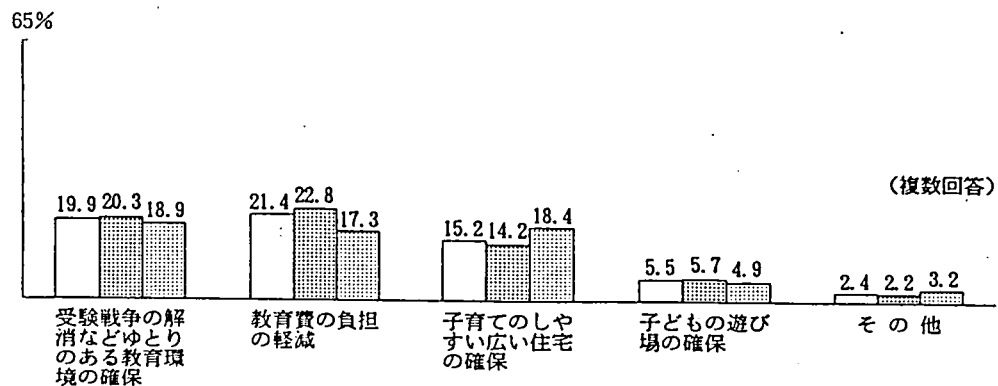
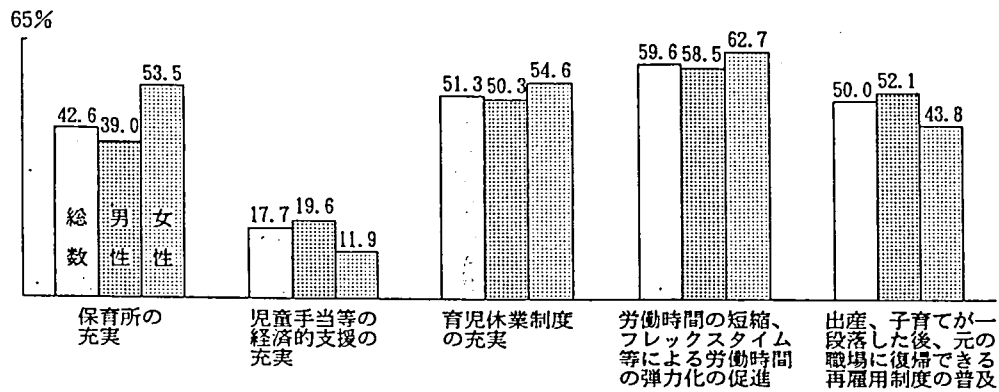
出典：平成8年版労働白書（労働省）

## (8) 育児支援策に対する考え方

### ① 子育ての環境整備のための方策に関する意識

子育ての環境整備を推進するために重点を置くべき方策については、「労働時間の短縮、フレックスタイム等による労働時間の弾力化の推進」「育児休業制度の充実」「出産、子育てが一段落した後、元の職場に復帰できる再雇用制度の普及」といった雇用に関する方策と「保育所の充実」を挙げる者が多く、経済的支援は比較的少ない。

図 子育ての環境整備のための方策

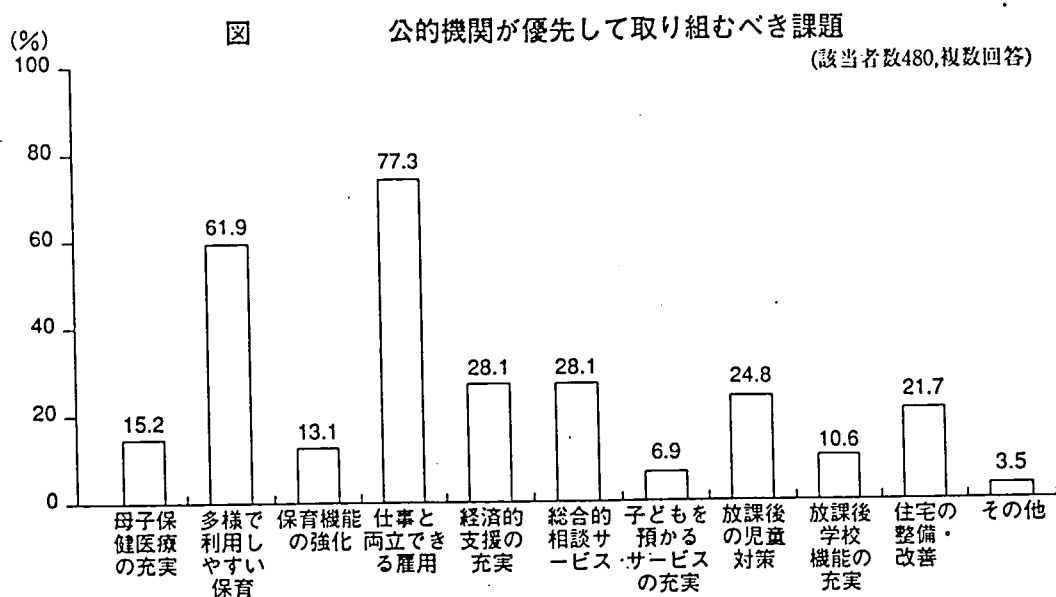


資料：総理府社会保障制度審議会事務局

「社会保障の将来像に関する意識調査」(平成4年12月)

② 子育てに対する社会的支援についての意識

子育てについて、公的機関が優先して取り組むべき課題としては、「仕事と両立できる雇用」が最も多く、次いで「多様で利用しやすい保育」となっており、これと比較すると「経済的支援の充実」などはそれほど多くない。



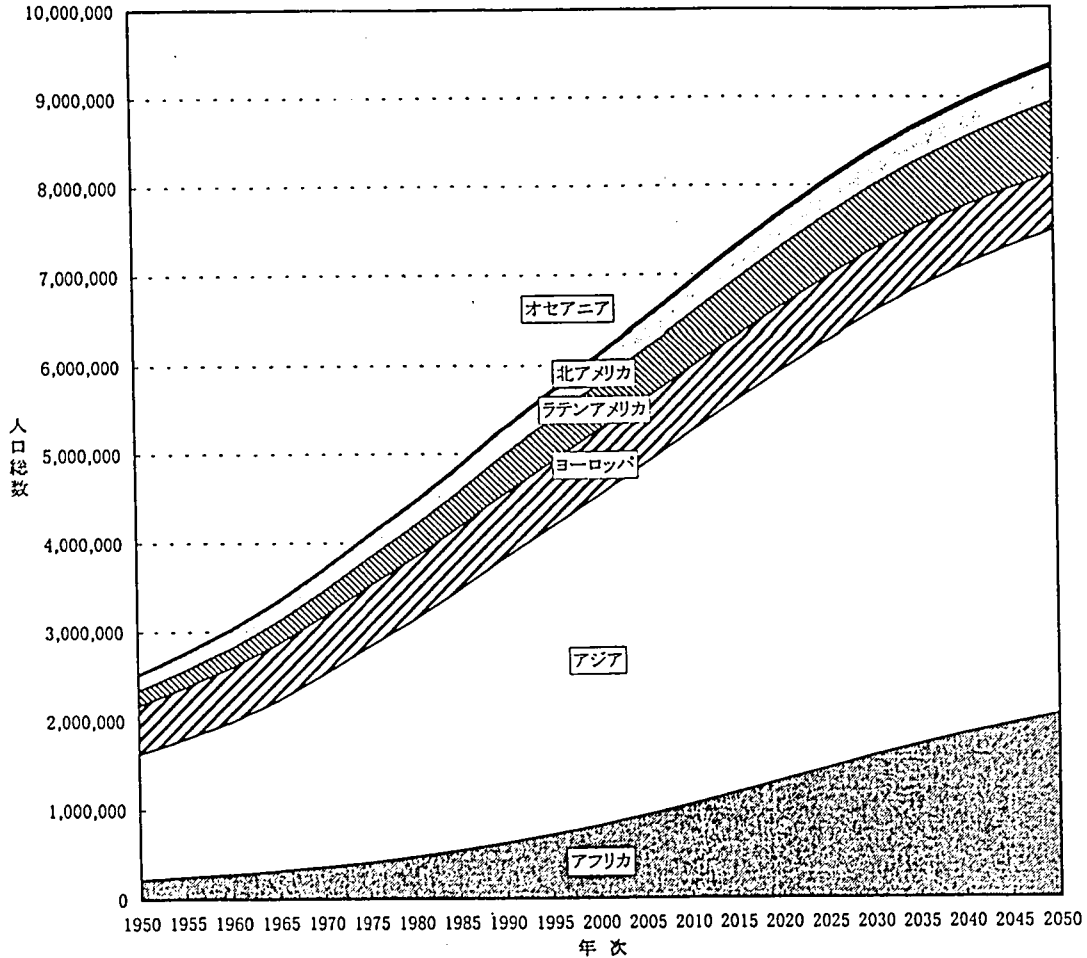
資料：(財) こども未来財団「子育てに対する社会的支援に関する調査」(1994年10月)

(9) その他

① 世界の主要地域別人口の見通し

世界規模でみれば、1950年には25億人であった総人口が、1990年には約50億人と倍増。2050年頃には約100億人へとさらに倍増の見通し。

主要地域別人口:1950~2050年



資料:United Nations, World Population Prospects: The 1996 Revision, October 1996

主要地域別人口:1950~2050年

年次	アフリカ	アジア	ヨーロッパ	ラテンアメリカ	北アメリカ	オセアニア
1950	223,974	1,402,021	547,318	166,337	171,617	12,612
1955	250,372	1,542,269	575,404	189,890	186,884	14,085
1960	282,139	1,702,321	604,947	217,258	204,150	15,728
1965	320,389	1,900,838	635,066	249,241	219,569	17,514
1970	364,081	2,147,007	656,441	283,530	231,540	19,309
1975	413,883	2,405,612	676,390	320,188	243,483	21,436
1980	475,711	2,641,310	693,260	359,302	255,109	22,682
1985	547,737	2,902,251	706,675	398,300	267,911	24,452
1990	629,385	3,184,343	722,314	437,820	282,020	26,425
1995	719,495	3,437,786	728,244	476,637	296,645	28,305
2000	819,910	3,688,534	729,328	514,688	308,636	30,253
2005	930,735	3,929,031	726,474	552,315	319,855	32,312
2010	1,051,896	4,160,877	722,255	589,301	332,035	34,411
2015	1,181,288	4,381,181	716,745	624,969	345,156	36,542
2020	1,316,839	4,590,782	709,371	658,496	357,765	38,671
2025	1,453,899	4,784,834	701,077	689,618	369,016	40,687
2030	1,588,909	4,956,763	690,090	719,858	374,063	41,918
2035	1,716,771	5,107,110	677,763	747,242	377,571	43,009
2040	1,831,438	5,238,313	664,536	771,430	379,968	43,995
2045	1,938,529	5,350,710	650,859	792,369	381,940	44,887
2050	2,046,401	5,442,567	637,585	810,433	384,054	45,684

資料:United Nations, World Population Prospects: The 1996 Revision, October 1996

② 住宅環境と出生児数との関係

親から住宅への援助（「親の家に住んでいる」「親の土地に家を建てた」「持ち家取得のために親の資金援助を受けた」「家賃について親の資金援助を受けた」）がある者と、ない者との平均出生児数を比べると、援助がある場合の方が多い。

また、先進諸国の合計特殊出生率と1人当たり住宅床面積をみると、必ずしも強い相関はみられないものの、アメリカ、イギリスなど比較的合計特殊出生率の高い国では、1人当たり住宅床面積も広がっている。

表1 結婚持続期間別、住宅への親の援助別、平均出生児数

(ウ)

地 域	現在の住宅への親の援助の有無	結婚持続期間				
		期間数	0~4年	5~9年	10~14年	15~19年
全 国	援助あり	2.04	0.88	1.95	2.26	2.31
	援助なし	1.76	0.75	1.75	2.11	2.13
人口集中 地 区	援助あり	1.90	0.82	1.79	2.13	2.23
	援助なし	1.69	0.73	1.70	2.09	2.10
非人口 集中地区	援助あり	2.17	0.97	2.11	2.38	2.38
	援助なし	2.00	0.86	2.00	2.17	2.21

(注) 結婚持続期間総数は期間不詳を含む。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「第10回出生動向基本調査（平成4年）」

表2 先進諸国の合計特殊出生率及び1人当たり住宅床面積

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
合計特殊 出生率	1.42 (1995)	2.05 (1993)	1.76 (1993)	1.65 (1994)	1.34 (1994)
1人当たり 住宅床面積	m <sup>2</sup> 30.9	m <sup>2</sup> 64.0	m <sup>2</sup> 40.2	m <sup>2</sup> 34	m <sup>2</sup> 35.5

(注) ドイツの1人当たり床面積は旧西ドイツの値である。

資料：「人口動態統計」（厚生省）、「住宅事情と住宅対策の現況」（建設省）などによる。

## 少子化をめぐる意見集(案)

本資料は、人口問題審議会における少子化をめぐる審議の参考となるよう、審議会で聴取した有識者の関連意見、厚生省ホームページに寄せられた国民からの関連意見、各省幹事から出された関連意見、及び「少子社会を考える市民（道・府・県民）会議」における参加者の関連意見を整理したものである。

【有識者意見】はこれまでの有識者からの意見聴取における関連意見を整理したもの

【ホームページ意見】は厚生省ホームページに寄せられた国民からの関連意見を整理したもの

【各省意見】は、各省幹事から出された関連意見を整理したもの

【市民・道府県民会議意見】はこれまでに開催された「少子社会を考える市民（道民、府民、県民）会議」における参加者の関連意見を整理したもの

人口問題審議会  
平成9年10月

## 目 次

	頁
I 少子化の影響への対応 .....	1
1 少子化の影響 .....	1
少子化の影響（現行制度を変更せず、現在までの傾向が 続く場合）としてどのような影響を想定するか。	
<経済・労働> .....	1
<社会保障> .....	3
<地域> .....	4
<教育> .....	5
<意識・価値観> .....	6
2 少子化の影響への対応 .....	8
人口増加、若年労働力増加を前提としてきた考え方や社 会構造を、少子化の影響を踏まえて、どのように変えてい くべきか。	
<経済・労働> .....	8
<社会保障> .....	10
<地域> .....	12
<教育> .....	13
<意識・価値観> .....	16
<その他> .....	18
II 少子化の要因への対応 .....	19
1 少子化の要因への対応の是非 .....	19
少子化の要因への対応を行うことが必要と考えるか。ま た、必要と考える場合、対応の検討に当たり配慮すべきこ とは何か。	
2 少子化の要因への対応のあり方 .....	23
少子化の要因への対応として、どのようなものが考え得 るか。	
<企業・労働> .....	23
<育児支援> .....	27
<その他> .....	32

# I 少子化の影響への対応

## 1 少子化の影響

### <経済・労働>

#### 【有識者意見】

- 労働力が不足すれば、女性や高齢者の労働力率が上昇するか、国外からの労働移動が盛んになるか、賃金が上昇するかであると考えられる。
- 女性の就業率が高くなれば、それがさらなる出生率の低下につながり、労働力不足となる循環が生ずるかもしれない。
- 海外からの労働移動に関しては、西欧に見られるような異文化を持った人々と社会的に共存できるかの問題に直面する。
- 賃金が上昇すると、産業の国際競争力が低下し、空洞化が進み、人口減少以上に労働需要が低下するおそれがある。
- 若年労働力の急速な低下は、産業界が新しい問題に挑戦し、解決していく能力を弱める。
- 労働力人口の減少、貯蓄率の低下、社会保障負担の増大に伴う企業投資の減少などにより経済成長率が低下する。
- 経済成長率の低下により財政規模も縮小し、成長、安定、公平という財政の従来の機能も低下していく。
- 人口の増加により長期的には地価は上昇するはずだという期待の下で、先取りの地価が上昇し、それを担保として金融が行われていた仕組みが基本的に変わり、企業行動が変わっていく。給料が大幅に上昇する前提の下で、長期多額の借金をして持ち家を手にしていたが、その成功物語が成立しなくなり、家計行動も変わっていく。
- 現状のまま推移すれば、高齢化の進展に伴う社会保障負担の増大、経済成長の鈍化により、現役世代の実質の手取り所得が低下する社会が到来する可能性が高い。
- 産業の空洞化が急速に進展することにより、質の高い雇用が失われる可能性がある。
- 若年労働者の減少による労働生産性の低下等、経済成長率の低下要因に対しては、経済、社会の方がこれを十分に修正していくと楽観している。企業構造の变革や技術革新は既に相当進んでおり、今後女性労働者の量的の



みでない質的活用や高齢者の大幅活用が進むと予想される。更には有能な外国人労働者の流入の可能性も十分あり、これらが相まって生産性を高め、少子・高齢社会の様々な課題を克服するのに必要な経済の3%に近い成長も可能である。

### 【ホームページ意見】

- 経済を維持していくことは困難であり、現在の生活水準が維持できなくなる。
- 労働力人口の減少により日本社会の発展に深刻な影響を与える。
- 企業は人減らしをしており、少子化は雇用問題においては大変結構なこと。

### 【各省意見】

- 少子化に伴って労働力不足が生じる可能性を論ずるに当たっては、我が国産業の国際競争力の維持、強化のため生産性の向上が課題となっていることや少子化のもたらす国内需要の減少も考慮して、労働力需要についての適切な見通しをもつ必要がある。また、仮に社会全体を見て量的に労働力不足となったとしても、少子化・高齢化の進行、女性の一層の社会進出、労働者の意識変化等の労働力供給面における変化、急速な技術革新、国際化の進展、産業構造、就業構造の変化等の労働力需要面における変化による様々な需給の不適合の存在により失業が増大する可能性もあり、それを踏まえた施策展開が求められている。

## <社会保障>

### 【有識者意見】

- 社会保障の需要は拡大し、社会保障負担が増大する。
- 日本の社会保障が従来諸外国に比べ対GDP（国内総生産）比が小さくしかもほとんどが高齢者向けだったのは、若年層向けの部分がほとんど企業や家族の中で行われてきたからである。財政的にはあまり費用を要しない規制という手段で低生産産業の保護が行なわれてきた結果、企業は雇用を維持し失業を防ぐと共に、福利厚生制度で若年者向けの社会保障給付の代行をできたのである。しかし、今後、規制緩和が進むに従い、企業や家族の中で代行されていた部分が表に出てきて、社会保障制度の拡大、負担の増加につながる可能性がある。
- 社会保障制度も税制も賃金も、個人単位が原則であるべきと考えるが、日本の現状では、家族形態は多様であり、女性の労働力率がまだ50%であるため、原則だけでは賁けない面がある。今後、女性の就労がM字型を描かずに70%から80%になってくれば、この問題は自動的に解決するだろう。

### 【ホームページ意見】

- 高齢者の方が若者よりも多くなって、十分な福祉ができなくなる。
- 年金、保険などの仕組みが回らなくなり、極めて危険な状態。

## <地域>

### 【有識者意見】

- 人口減少地域が増加し、そこでは、自治体基盤が崩壊、住宅、商店、道路等の蓄積された資産が消滅していく。
- 人口減少地域では、若年層が少なくなり、消防防災機能に支障をきたしたり、教育や医療も他地域に依存せざるをえなくなったり、残された高齢者への支援も困難になる。基礎的自治体サービスが失われていく。
- 人口減少地域では、耕作放棄地が増加し、里山に入る人がいなくなり、森林や国土の保水、維持管理機能が低下していく。
- 過疎だけが生ずるわけではなく、過疎と過密が併存している。

### 【ホームページ意見】

- 長期的に見れば、後世の人々にとって住み良い環境になる。

### 【市民・道府県民会議意見】

- 子どもが少なくなることで親どうしのつながりがなくなり、地域がバラバラになる。

## <教育>

### 【有識者意見】

- 密度の濃い初等中等教育や質の高い高等教育が可能となる。
- 大学教育が普遍化し、受験競争も相当緩和する。
- 人口減少という規模の変化は、供給側の要因が一定という条件を満たさない限り、直ちにゆとりというような利点にはつながらない。
- 年少人口の減少は親子関係や家族関係にも影響を及ぼすので、単に数が減少するという規模の問題としてだけ少子化の影響を論ずるのは困難。
- 少子化が進むと、親が子供にかけられる期待が高まり、子どもの質をめぐる競争を非常に激化させる。
- 少子化が進むということは、知的能力の高い者の絶対数が国際比較で見て減るということの意味している。

### 【ホームページ意見】

- 子供が少なくなれば、子供に対するサービスの密度が高まる。

### 【各省意見】

- 少子化が進むということは、知的能力の高い者の絶対数が国際比較で見て減るということの意味するという見方については、知的能力で人の資質を区分することにならないよう、また、対応策として知育偏重の英才教育を推進することにならないよう、留意する必要がある。

### 【市民・道府県民会議意見】

- 兄弟間、先輩・後輩間の関係を通じた人道的・精神的な成長ができない。
- 地域での遊びの機会や異世代との交流が少なくなり、子どもの社会性の育成が困難になる。
- 過保護になり、子どもが特定の大人の影響を受けることになる。

## <意識・価値観>

### 【有識者意見】

- 今までは、都市では核家族化していても、盆正月の帰省や祖先の墓参りという形で、意識の上では直系家族志向が続いていた。しかし、現在では、都市には帰る所をなくした人々があふれてきている。今後は、一人っ子同士の結婚が増え、どちらの親を看、どちらの家を継ぎ、どちらの墓を守るのかの問題が生じ、断絶する家系が増え、直系家族の伝統を維持することは困難になり、イエ制度は崩壊する。
- 少子化の根底にある心理傾向、つまり自我が肥大化し、かつては祖先への信仰が担っていた自分の存在を支える基盤を失い、全てに不満、不機嫌な社会になるおそれがある。
- 高齢者と若者との間での緊張が高まる。
- 個人の価値が高まり、国家や社会に奉仕する考え方が支持されなくなり、更に少子化が進むと、14世紀イタリアのように刹那主義、快楽主義的傾向が強まる可能性もある。
- 経済的にうまくいけば、人口減少、不景気の時代に起こったイタリアルネッサンスのように、企業は設備投資に向けていた利益を社会還元し、大人が多くなることから成熟した文化が求められるなど爛熟した文化が生まれる可能性がある。
- うまくいけば、少子化の中で一人一人が自分の能力を伸ばしながら、個人の能力を伸ばすだけでは人生は楽しくないのだということを学び、新しい形の家族が生まれる。
- 年功賃金が平準化してくると、親元の独身者が経済的に親に依存することが困難になり、晩婚化は止まる。また、男女共働きが前提となると、収入は少し低くても家事を手伝ってくれる男性がもて、どうせ家事を手伝うのなら収入の高い女性がもてるというように長期的には恋愛感情も変化してきて、男女ともに結婚しやすくなる。
- 人口減少初期の苦痛、例えば高齢化の急速な進展を乗り切れれば、日本の社会が抱えていた基本問題、例えば、男女の不平等、個人の能力開発の阻害、イエ制度という課題を解決するいい機会となる。

### 【ホームページ意見】

- 競争が少なくなって良いような気がするが、さみしい気もする。
- 全てのことにおいて世の中が沈滞する、活性化しなくなる。

- 衣食住は家族がいなくとも満たせるのだから、すべて自分のことは自分で責任をとり、いかなる孤独にも耐えられる人ならば家族は不要かもしれない。

#### 【市民・道府県民会議意見】

- 少子化により、一人一人が大切にされる時代になる。

## 2 少子化の影響への対応

### <経済・労働>

#### 【有識者意見】

- 資源や環境の制約を踏まえ、資本の超長期にわたる効率的な利用を考えるべきである。
- 高コスト構造を是正するための柔軟な雇用制度、柔軟な会社経営を可能とするような規制緩和、社会資本整備を進め、地場産業の集積の活性化を行う。
- 新規産業を育成するために、産学官の連携により技術の芽を育てるとともに、人材の育成、人材移動の円滑化、リスクマネー（危険性を伴う投資への資金）の供給の円滑化を図る。
- 個々人が有している潜在能力を最大限発揮できる仕組みを開発するに尽きる。つまり、何が必要か必要でないかをよく見極めて、労働力の配分を行う。
- 定年延長や雇用の流動化、フレックスタイム（弾力的勤務時間）やテレワーク（遠隔勤務）の推進など、高齢者・女性が働きやすい環境を促進する必要がある。
- 出産・育児に伴って就労を中断する者は非常に多い。女性の就労を促す上で育児休業の普及が課題であり、そのために、期間延長、育児休業給付の改善に加えて、期間中の事業者の社会保険料の免除を行う必要がある。今の制度は、育児休業取得者がいる企業のみが負担を負うので、普及の制約要因になっている。
- 一生懸命働き技術革新していく「生産革新の時代」から、蓄積された資産や限られた資源を如何にうまく使いみんなで分け合うかという「分配革新の時代」に入ることが必要である。日本は国際的に見ても経済的な基礎的な力は恵まれている。今のうちに、ソフトランディング（軟着陸）に向けて適切に資源の配分を組み直していかなければならない。
- 経済構造改革を進めるとともに、公共投資の見直し、社会保障制度の見直しなど痛みを伴う財政構造改革、社会保障構造改革を進め、ハードランディング（激突するような着陸）をソフトランディング（軟着陸）にもっていくことが必要。
- 少子・高齢社会において個人や企業の活力を増すよう、税制については、

所得税の限界税率を引き下げ、間接税を広くもう少し厚くし、法人税にしても税率を引き下げ、資本の取り引きにしても、海外から資本が流れ込みやすいようにする。

- 外国人労働者の受け入れについては、労災保険、医療保険、失業保険、住宅、年金、教育、地方選挙権の7つの権利を日本社会が十分に外国人に対して認めるのなら入れればよいが、そうでないなら入れるべきではない。
- いわゆる3kの分野に外国人労働者を入れるというような発想ではなく、移民法を作って、一定以上の資産のある人、技術のある人など日本をよくするためにどういう外国人に入ってもらいたい基準を明確にし、そういう人に選んでもらえるような国づくりをすべきである。
- 日本では、長期的には出生率が低下しているが、都市地域から地方圏に補助金や地方交付税という形で資金を移転し、そこの出生率を引き上げて、そこで生まれた子どもが都市に出てくるという循環構造の中で、出生率の大幅な低下をくい止めている構図になっている。これを地球規模の視点に拡大すると、先進国が開発途上国に援助を行った結果、乳幼児の死亡率が低下する等人口が増大し、そこで生まれた若年労働力が先進国に移住し、先進国の人口の減少や高齢化の速度を緩和するという循環構造になるが、現在は、労働力の還流のところで歯止めをかけているため、人口移動に閉鎖的な先進国で人口の急減が起こることになっている。人口の減少を問題視する時には、国内で起こっている循環が国際間で生じる可能性もあり、国際的な人口移動にどういう考え方をとるかということが大きな問題である。
- 経済構造改革の発想にあるように産業構造の変換を図り、より付加価値の高い産業に転換させ、それにより、労働生産性を上げることによって生産年齢人口の減少を補う。

### 【ホームページ意見】

- 高齢者、女性の就労を促進すべき。
- 海外からの移民を受け入れる。
- 限られた生産人口で生産力を高めるために、作業の効率化も必要。

### 【各省意見】

- 少子化に伴う労働力不足への対応という観点から外国人労働者の受け入れについて検討する場合においても、我が国経済社会に広範な影響が及ぶことから、国民の合意を踏まえつつ、十分慎重に対応する必要がある。
- 一定水準の社会資本整備については着実に進めるべき。



## <社会保障>

### 【有識者意見】

- 人口変動に中立的な社会保障制度（例 年金制度を賦課方式から完全な積み立て方式にする、あるいは、厚生年金を民営化し、確定給付ではなく、確定拠出型にする。）を作るべきとの考え方があるが、これについては、移行期の費用が非常に大きいという問題があるだけでなく、そもそも少子化対策は不要ということになり、少子化を更に促進することになるということも考えられる。また、出生率向上策のような、非常に長期間要し、しかも効果が必ずしも明確でない施策に多くの財源を投入することに合意が得られにくくなるだろう。
- 年金や老人医療、介護等の制度については基本的に世代間扶養の仕組みを維持しながら、一方で給付率を抑えて世代間扶養の比重を小さくし、他方で子どもの数を増やし、長期的に世代間扶養の仕組みを維持できるようにする。また、高齢世代を重点とした医療や年金から、育児や住宅、教育のような若年世代向けの社会保障制度に重点を移し、世代間負担問題を緩和していくことが現実的な方法。
- 社会保障の費用を今後は高齢者から求めざるを得ない、それは実質的には金融資産、実物資産から求めていくということで、最近のアメリカの社会保障諮問委員会の答申においても示されている。
- 社会保障については、経済・財政と調和のとれたものとなるよう抜本的な改革が必要。
- 年金制度については雇用と一対となった年金の支給開始年齢の引き上げ、所得スライド制から物価スライド制への移行、更には、既に保険料を支払った人への多額の債務が清算できれば、二階建て部分の民営化と基礎部分の目的税方式への移行も考えてもいいのではないか。
- 児童手当、出産手当金、医療保険の出産・育児一時金、更には、傷病手当金も年金制度に統合し、所得保障における普遍的所得保障部門を一本化することにより、所得保障の短期給付と長期給付の体系的整合性を確保し、医療保障を医療保険制度として純化することができる。
- 医療保険も健康保険組合が医療機関を評価し、選択し、また、その健康保険組合を被保険者が選択する仕組みにし、医師の技術料を評価する代わりに薬価基準制度は廃止して、定額医療制にし、更に、医療費を償還払い制にして患者にも費用意識を持ってもらうようにする。
- 介護の基盤づくりに民間の競争原理を取り入れる。

- 共働きが当たり前になる社会として制度を整備することが必要である。
- 専業主婦や短時間雇用者に対する各種の保護的な措置を廃止することによって就労を促すとともに、短時間雇用者についても社会保険を適用し、社会保障の財政基盤を強化する。
- 20代の若者の生活水準はその人の実力ではなく、親と同居又は近居しているか、親が元気か金持ちかというような、経済的にどれだけ親を利用できるかによって決まっている。社会保障はそういう家族のあり方を加えた公平性を考えるべきではないか。

### 【ホームページ意見】

- 若年層への負担を軽減するべき。
- 介護保険を直ちに始める必要がある。
- 老後の保障は国による保障から個人によるものに変えて行くべきであり、年金の在り方を見直すべき。

### 【各省意見】

- 豊かな高齢社会を実現するためには、社会保障改革はもちろん、経済構造改革や財政構造改革などとの一体的な断行が不可欠。
- 公的年金の見直し・限定の断行と共に、私的年金の拡充への動機付けを付与するための環境整備と個人の安定的な受給を確保するための制度的整備が必要である。

## <地域>

### 【有識者意見】

- ある程度の水準の基礎的なサービスを提供していくために、例えば市町村合併の促進などによって基礎的な自治体を再編成することが必要である。
- 広域の生活圏というものを地域を構成する単位として考え、教育や医療、防災のような基礎的都市サービス機能を供給する。教育についても、この広域圏ごとに特色を持たせる。
- 高額の社会資本を要する基盤整備も人口は減るものとの前提の下に必要性や優先順位の見直しをする必要がある。

### 【各省意見】

- 社会基盤の整備については、人口の動向、居住形態、社会活動の状況、国民のニーズに応じ、不断の見直しが必要である。
- 保護者や地域社会の人々、様々な関係機関や関係団体の理解と協力を得ながら、子どもの豊かな体験の場や機会を提供できるようにする。

## <教育>

### 【有識者意見】

- 少子社会になるのだから、1人1人の教育の質を高めていくことが必要。
- 個人的にも社会的にも多額の費用を教育にかけているが、教育への費用のかけ方を真剣に考え、無駄を省き、費用対効果を上げるべきである。
- 実用主義に過度に傾斜した教育は、実用の観点からも役に立つ人間を供給できない。技術を身につけるだけでなく、その基礎となる、すぐには答えの出ない問題に粘り強く取り組んでいく、問題解決能力を育てるような教育を行うべきである。
- 教育の持つ国民の統合化と多様化と個性化の機能を均衡よく保つように教育課程の基準を大綱化し、子どもの適性にあった教育計画を各学校、学級ごとに作るようにする。
- 個々人の付加価値を高める教育を行うために、一人一人の能力と適性に応じた教育（適能教育）を徹底する。
- 大学教育の中での短大と大学院の比率をもう少し高める。
- 義務教育課程の教員の質を高めるために、修士の教員を増やす。
- 地域、家庭の教育機能を高めるとともに、学校週5日制になっても教育の機能が全体として低下しないよう、学校教育と社会教育の連携の場を作り、子どもの情緒面を育てる教育を行う。
- 外部から押しつけられた規律ではなく、市民としての規律、例えば、恵まれた人間はそれを社会の維持改善のために還元しなければならないというような、内在化された規律を持つ人間を育てることを考える必要がある
- 社会意識を育むためには、ナショナルアイデンティティ（国民意識）を教育の中で打ち出し、何らかの個人を超えたものへの理解ということを含めた道徳教育を行うべきではないか。
- 子どもの社会性を養う家族機能が弱くなっているなので、それを補完する仕組みを作ることが必要。

### 【ホームページ意見】

- 子供も社会の一員としてある程度は働き、収入を得、小さいときから自立を学ぶ社会を目指すべき。
- 少子化により子供同士の間関係が疎遠になりがちなので、子供同士で遊ばせる時間を増やすことが重要。

## 【各省意見】

- 社会全体で高齢者を支えるという意識や各年代間の相互理解を深める教育を学校、家庭、地域が連携して推進する。自分も将来は高齢者になることを自覚させる高齢者理解教育を進めるとともに、60年、70年後に元気に学習し、労働することのできる教育を行う。
- 学生数の減少により、大学等高等教育機関に余裕が生じる点を活かし、今後は高齢者や若年層まで、様々な年齢層のニーズに対応した学習サービスを提供できる生涯学習の拠点としての、役割を担うものとする。特に元気な高齢者の労働需要、学習需要に対しサービスを十分提供できる体制を整える。
- 今後は労働人口が減少することに加え、高齢社会においては複数の疾病を有する多くの患者や要介護者に対し、適切で効果的な医療、福祉サービスを提供していくために、多様な視点から専門的なアプローチをとることができる人材が求められる。
- 少子高齢化が進むことで、急増する介護を要する高齢者を支える人材の不足が懸念される。このため、資質の高い医療・福祉人材を安定的に育成することが急務となる。
- 我が国の唯一の資源である人材を育成する観点から、教育を未来への先行投資として位置付ける。
- 子どもの生涯を通じて学んでいく態度や基礎的な健康・体力を育成する。
- 子供たちの他者を尊重する気持ちや思いやる心など人間性を育むとともに、高齢者のために行動する意欲や態度を育成する。
- 男女が共に家庭・地域生活と職業生活を両立することができる基盤整備として、人生の早い時期から男女共同参画の意識を高める学習機会の提供を行う。
- 知識の一方的な教え込みに偏りがちな教育を改め、子どもたちが、ゆとりの中で、自ら学び、自ら考える力などを身に付けることができるよう、教育内容を厳選する必要がある。また、問題解決的な学習や体験的な学習、個に応じた指導の充実など、指導方法を一層工夫改善する必要がある。
- 高齢者が教育の営みに参加し、子どもたちが高齢者から生きた知識や生き方を学ぶことができるようにする。
- 豊かな人間性を育む家庭教育の充実、地域における高齢者との触れ合いの機会の充実、ボランティア活動の促進を図る。
- 高齢者が、学習を通じての心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められ、経済社会の変化に対応して絶えず新たな知識や技術を修得できるように学

習機会の充実を図る。

- 活力ある地域社会の形成を図るとともに、高齢者が生きがいを持って活躍できるよう社会参加活動を促進する。

#### 【市民・道府県民会議意見】

- 男親を中心とした親子の接する時間の拡大、家庭・地域の教育力の強化が必要。
- 家庭で子どもが社会性を身につけることを支援するため、例えば親との旅行で学校を休める制度（ファミリーホリデー）をつくるべき。
- 大人社会が、子どもをしっかりと見守っていくという意識改革が必要。

## <意識・価値観>

### 【有識者意見】

- 現在、我々が直面している少子化は構造的なもので、程度はともかく長期にわたって続き、回復するかどうかもわからないものであること、また、これは日本の歴史始まって以来のこと、極めて影響が大きいことを広く国民的に理解するべきである。
- 人口成長経済の下で作られてきた経済の構造や循環の仕方、生活のあり方、ものの考え方、企業行動全てが、人口は減るものという前提の下に変わらなければならない。
- 社会の持続可能性の保障、人間の質と量の再生産のために、我々の社会体制が有効に機能しているかを真剣に再検討しなければならない。
- 個々人が自己の能力を伸ばしながら、同時に、誰かの役に立っていることに喜びを見いだすような生き方を模索することが日本人の課題である。
- 企業社会で自我を抑えてきた男性がもっと自我を主張できる存在になるべきである。これにより男女の関係や企業のあり方も変わっていくのではない。
- いろいろな生き方を認める多様性に対する許容度をもっと上げていくべきである。
- 生産力の拡大自体が自己目的化している現代社会を正常な人間の感覚から反省し、再構築することが求められている。
- 子どもが少なくなったから増やすと考えることもいいが、いろいろな状況に対応できる知恵を思いつけるような能力のある人間が増えるような、言葉や宗教や美学が異なる人々とも絆を結びあえるような社会を考える。
- 人生を80年として捉え直し、65歳以上という高齢者の定義も見直すべきである。
- 年齢は、年金支給開始や老人医療受給開始など社会制度が決められている側面が強い。社会制度を変えることによって実質的に年齢のもつ意味は変えられる。
- 学校を卒業して勤め、退職して余暇を楽しむ、というような単線的な人生から、学習、余暇、労働を何度も往復する複線的な人生に変わることが必要。

### 【各省意見】

- 社会制度を変えることによって年齢の持つ意味を変えられるとしても、社

会通念の実質的な変更には多大な政策努力が伴うことを行政は強く認識する必要がある。

- 高齢者の多様性を社会的通念として認識し、一律に高齢者と一くくりにしないことが重要。
- 今後の我が国は、少子化・長寿化の進展等により超高齢化社会に向かっており、高齢社会を生きていく子供たちをどう育てていくかは、社会にとっても、子供たち自身にとっても重要な問題。



## <その他>

### 【有識者意見】

- 著しい少子化の継続は社会的困難、経済的困難を出現させるが、その過程で経済・社会の側が自発的に解決していくので、国はその流れを総合的に支援することを第一義とすべきである。
- 賃金つまり人的資本からの収益に対する課税は将来難しくなってくる。しかし、金融資産に対する課税も国際化を考えると難しく、残るは消費に対する課税となってくる。いろいろな課税の間の均衡を考えると、消費課税や資産課税を強化する方向になるだろう。

### 【ホームページ意見】

- 増税や年金制度の見直しが必要であり、そのためには政府の信用回復が必要。また、金融自由化を本格化し、貯蓄を促進する。

## II 少子化の要因への対応

### 1 少子化の要因への対応の是非

#### 【有識者意見】

- 直接的に出生率を引き上げる施策は取るべきではない。それより、男女共同参画をより進めるための措置を講じることは必要である。
- 適正人口規模を想定することは意味がないし、非常に困難。
- 愛情で結婚し、愛情で子供を作ることが阻害条件なしにできる社会にした結果、生まれた人口規模がすなわち適正人口規模。それ以上の強制をしてはいけない。
- 子どもを生んで育てたい、あるいは家庭を持ちたいという願望がうまく実現できないということが、少子化の1つの重要な要因であるならば、その障害を取り除くことは必要である。
- 人口問題について、エンパワーメントされた（知識と実行力をもつ）人々、地球規模で考える人々が増えていけば、レッセフェール（人口に中立的な政策）が最大多数の最大幸福をもたらすと考えられる。エンパワーメントとレッセフェールの組み合わせが重要である。
- 結婚、出産の奨励ではなく、制度、政策を結婚、出産に中立的にしてほしい。高齢者扶養を社会化しながら子どもの養育を社会化しない現行制度は不公平であり、結婚、出産しない人が有利になっている。結婚、出産しない人も子育て支援に参加する仕組みが必要。その結果、結婚、出産が促進されるかについてはこだわらない。
- いずれ国民全体の意識の変化が生じ、出生率は上がってくると思うが、それまでの時期、出生率引き上げのための対策が必要である。
- 超長期的には人口の減少は必要かも知れないが、人口の急速な減少、人口構造の急速な変動は望ましくないものであり、出生率向上施策は必要。
- 現状をみると出生率向上策を採ることを躊躇している時期ではない。急激に進行する少子化を少しでも止める努力をすべきである。
- 世界の人口爆発を懸念する見方があるが、地球規模で見てやがて人口は飽和していくし、食糧も地域的には問題があるにせよ、全体的に見ればさほど心配する必要はない。したがって、地球規模の食糧問題への配慮から日本の人口減少は望ましいととらえる考え方にはあまり根拠がない。
- 現在は男女関係が平等になりつつある過渡期で、結婚出産が減ってきてい

るが、男女間に学歴や賃金の格差があり、女性が経済的に自立できないから結婚し、出産するという前時代に戻るのではなく、愛に基づいて結婚し、子どもをつくるということに目覚めるゆとりを社会として用意することが必要である。

- 子どもの位置づけが個人にとっては消費財、社会にとっては投資財と分裂している。個人に委ねては社会にとって必要な数の子どもが供給されないということであれば、社会にとって必要な数の子どもが供給されるように政府が何らかの関与をする財政学的根拠となる。
- 政府の関与が最も強く要請される公共財には、民間では全く対応できない外交・防衛のようなものと、義務教育や社会保険のような価値財がある。しかし、価値財は、例えば、教育を受けることや保険に加入することのように個人にとってだけでなく社会的にとっても大きな価値をもち、かつ、個人に任せておくと適切に購入されない可能性があるような財であり、その特性は、教育を受けさせる義務、保険に加入する義務のように、強制が伴うことである。従って、子どもを価値財ととらえると、避妊・中絶の禁止や結婚・出産に対する社会規範の強化というような強制的な政策につながり、極めて危険である。
- 子どもが、個人にとってもつ価値（自己実現等）を上回る社会的価値（労働力、社会保障費用の負担者等）をもつ、つまり外部性をもつという認識が最近非常に強くなってきており、これが、政府が関与する財政学的根拠となる。ただし、社会保障制度を維持するために子供を産むということは発想としては逆転としている可能性が高いし、開放的な社会では社会的な人口移動があるので、子どもだけが社会保障費用負担者等としての価値をもつわけではない。また、個人に帰属する価値の分は個人が負担し、これと社会に帰属する価値との差の部分を社会が負担するといっても、両者の割合についてはいろいろな立場があり得る。したがって、外部性は理論的な根拠ではあっても、実際の政策論として明確な議論にはなりにくい。
- 実際の政策論としてより合意を得やすいのは、費用が高いため、希望する数の子供が産めないのであれば、子どもに要する費用を機会費用も含め、社会的に補填するという所得再分配の概念である。その場合、重要なことは、世代内の再分配ではなく、中高年世代から子育てを行う若年世代への世代間再分配を行うことである。このような仕組みは、諸外国にも日本にも税制上の措置や手当などの形で組み込まれているが、効果は、税よりも手当の方が所得のない層にも及ぶので高い。
- もし、社会保障との関係とは別の視点で子どもの減少が大きな社会問題を引き起こすことが明確であれば、別の根拠から出生率向上政策をとるべきとの考え方も可能。

- 女性の忍耐に支えられていた近代化以前の家族のあり方に戻ろうとするべきではない。
- 人口問題を考えるに当たっては、ジェンダー（文化的社会的性差）の発想が重要である。社会政策にはジェンダーによる偏向がかかっていることも多い。ジェンダーの視点を取り入れるためにはナショナル・マシーナリー（国内本部機構）の機能が重要であり、また、ジェンダーへの感受性をもつための訓練を何等かの形でしなければならない。
- 先進国の出生率の向上が地球規模での環境に与える影響への視点を忘れてはならない。
- 施策の決定に当たっては、様々な社会階層からの意見を議論の場に載せて行くべきである。
- 文化的社会的背景を異にする人々（民族など）にどのような意味を持つかを考慮すべきである。
- 次の世代の問題を考えるのであるから、これから子どもを生むか生まないか考える世代に議論に参加してもらうべきである。

#### 【ホームページ意見】

- 経済や社会保障制度に重大な影響を及ぼすので、何らかの対策が必要。
- 子育ては基本的には親の仕事だが、両親が働きながら子育てできる環境の整備は必要。
- 少子化は時代の流れで、ある程度は仕方がないが、政策によってその流れを緩やかにすることは可能だと思う。
- 子供を産む産まないは個人が決めることであり、子供を増やす対策は必要ない。
- 世界的に人口が過剰になっているので、環境保護、食糧供給といった観点からは人口が少ない方がよい。
- 育児休業制度以上の支援策を講じることは、逆に不平等である。
- 避妊の自由は守るべきである。
- 子供を産めない人や産まない人が肩身の狭い思いをしないようにすべき。
- 結婚支援策は必要ない。
- 少子化問題の要因は一つではなく、様々な要因が複雑に関係しているので、ある施策をしたからといってすぐに出生率が上昇するものではない。
- 我が国は国土に比べて人口が多すぎるので、基本的には人口は減少させた方がよいが、急激な少子化は、社会の歪み、特に超高齢社会での若者の負担を過大にするので、避けなければならない。
- 高齢化のピーク時に若者の負担を少しでも減らすという意味で出生率向上

策を講じる場合、その効果が出るのは子どもが成人する時であるから、タイミングが遅れないようにしなければならない。

- なぜ女性が子どもを産まないのか、男性を含めた幅広い視点からの分析をする必要がある。

#### 【市民・道府県民会議意見】

- 少子・高齢社会の問題は、意思決定の過程に女性が参加していかないと解決できない。
- 思い切った国家的、国民的、社会的な出産、育児を盛り立てる施策を行わなければ、将来、国の衰退が進み取り返しのつかなくなるおそれがある。
- 子どもを産む、産まないは個人の問題だが、産める環境づくりを進めるのは行政の役割。
- 高齢者対策は国民の合意形成ができているが、少子化対策にはそれがまだない。少子化対策についても国民的に合意形成していく必要がある。

## 2 少子化の要因への対応のあり方

### <企業・労働>

#### 【有識者意見】

- 高度に産業化し、都市化した先進社会で職業と育児を両立する仕組みを組み立てることが必要。
- 家庭と両立するように企業社会を見直すこと、特に男性の労働時間の見直しが鍵。今日は妻が残業だから、先に帰って子どもの面倒を見るんだと言ったら、みんなが良かったねと言ってくれるような会社にすることが大切。すなわち、企業社会が、男性の減私奉公を求めず、男女ともに子育てと両立するように平等に働くことを認めるようにすること、企業社会のノーマライゼーション（企業以外の社会と同様、心身頑健な壮年男性だけではなく、老若男女、妊婦や障害者など様々な人がいるようにすること）が大切。
- 職業に関わるインフォーマルな拘束時間（同僚・顧客との付き合い、通勤時間等）が長いこと等、日本人全体の働き方、仕事のやり方に問題がある。そういった労働観、職業観、経済に対する考え方といったものを作り変えないと、小手先の施策では事態は変わらない。
- 仕事と育児の両立への不安感がぎりぎりの所まで結婚を延ばすという行動を引き起こしている。終身雇用、長時間就業という日本的雇用慣行、高度な性別専業、分業体制は経済効率は高いかも知れないが、少子化という外部不経済を引き起こしている。企業にとっての経済効率を削っても、育児期の男女が気兼ねせずに育児休暇が取れるなど時間を与えることが必要。
- 企業が育児と両立する職場づくりを進めるのは、企業としての社会的責任であり、当然の義務である。
- 労働時間を弾力化する仕組みが必要であるが、女性が育児をするためだけでなく、男性が家庭に参加するためにその仕組みを活用することが重要。
- 在宅勤務、サテライトオフィス勤務（企業が、通勤負担の軽減を目的に、通常の勤務地より自宅に近い場所に設置する事務所等での勤務）等の勤務形態（テレワーク）の導入など、働く場所の柔軟化も必要。
- 継続就業か育児期終了後の再就職か女性の選択によるべきだが、現在は継続就業を望みながら環境が整備されていないためできない人が多いと思われるのでそちらにより重点を置いて条件整備を行うことが必要。
- 企業にとって、派遣労働者の活用は、育児休業を取得した社員の代替要員の確保を容易にする。企業及び職場の仲間の負担とならないような形で代

- 替要員が確保できれば、育児休業の取得を希望する社員も、その申請をしやすい。なお、育児休業中の職業能力の低下防止や情報提供が大切。
- 出産育児を終えて職業人として復帰することを可能とするよう、職業能力の低下の防止や情報提供の仕組みを用意することが必要
  - 仕事の継続、職業能力の低下防止を考えれば、短時間勤務のような形で仕事を継続しながら子育てをすることが非常に大事である。常勤の正社員か短時間勤務の非正社員かだけの人事管理ではなく、正社員としての短時間勤務、子どもの学期期間中だけ働く学期雇用、2人で1人分の仕事を管理調整等は自分たちで連絡しながら行うペアパートのような多様な働き方を検討する必要がある。
  - 職業紹介に民間参入を認め、職業についての教育訓練、情報提供をし、適性に合った紹介をしてくれる職業情報提供紹介制度にし、女性も男性も自由に仕事を選び取り経歴を積むことができる社会を作ることが大切。
  - 共働きを前提として転勤等にも配慮する必要がある。
  - 家族計画などを母子保健という発想で考えるのではなく、男性がいつ、どれだけ子どもを生んで、どう育てるかという問題へ責任をもって参加し、そのためには、人間的、社会的、経済的環境はどうあるべきかを主体的に考える必要がある。
  - 出産・育児のために今の仕事責任をもってできなくなるとか、夫の転勤などの私的な理由で仕方なく仕事を辞めていく女性が増えている。また、職場復帰しても仕事の時間や場所を制約されて今までと同じようには働けない、仕事が属人化していてマニュアル（手引）化されていないために代行要員がおらず、休職すること自体が難しい、といった理由で男女ともに仕事と育児の両立が困難となっている。我が国の企業は人事を考え直す必要がある。
  - 一般職や総合職のみならず専任職を設けるなどキャリアコース（職制）の多様化、在宅勤務、エリア（職域）限定社員などワーキングスタイル（勤務形態）の多様化を考えるべき。また、介護や育児などが必要となった場合に、コースを随時選択できるような仕組みも考える必要。
  - 育児休業については、給与が保障された上で休業中も週に1、2回勤務できるようにするなど、柔軟性があってよいのではないか。また、産休・育児休業中の代行要員の確保、現職復帰のみならず一定期間違った仕事につけるようにする、といった復帰後の働き方などについて考えていく必要がある。
  - 育児休業を取得できない女性が多いと聞く。そうした状況の中で、女性の残業規制、深夜業規制が撤廃された場合、就学前児童を持つ親は深夜業を拒否できることになるとはいっても、女性も男性並みに残業するという

ことになれば、男女ともに子どもを育てたり家庭を維持することが困難になる。社会のあり方として、子どもを豊かに産んで育てられる家庭のあり方を支えるという視点に立って働く場の改革を進めてほしい。

- 女性だけが育児を背負うのではなく、男性も育児にかかわることを支援する必要がある。そのためには、例えば、男性の育児休業取得率が低い企業に罰則を課す、男性の育児への関わり方について企業ごとにデータを出してもらう、といった方策が必要。
- 我が国のフルタイムワーカー（所定労働時間全時間を通じて就業する労働者）の夫の家事・育児時間は世界的にみても最も短い。企業に対しては、労働時間の規制とともに、会社で働きながらの育児時間の確保を望む。また、男性の働き方の意識を変えることも必要。

### 【ホームページ意見】

- 例えば会社では子供を産むことが歓迎されないが、もっと社会を挙げて出産・育児を応援するようにすべき。
- 産休や育児休業をとっても必ず現職復帰できる、昇格や昇級が遅れない、等のための施策が必要。
- 職住接近、在宅勤務など勤務形態の弾力化を図るべき。
- 男女間、若老人間で労働のタイムシェアリング（時間配分）を行い、子育て世代の労働時間を短縮する。
- 共働きでも子供が育てられるような、労働環境を整備し、減私奉公が当たり前という意識を改めるべき。
- 働く母親に優しい企業の表彰を設ける。
- 晩婚化の原因については、仕事を続けるためには独身の方が都合がよいという意見に目を向けるべきで、結婚がどのように仕事に影響を及ぼすと考えているのかを掘り下げるべき。
- 連日残業で夜遅くまで保育所に子どもを預けるというのでは、子どもの基本的な生活時間を考慮しておらず、子どもの利益が尊重されているとはいえない。

### 【市民・道府県民会議意見】

- 育児休業を男性が実際に取得できるよう、社会の仕組みを変える必要がある。
- 男性の労働時間の短縮、年次休暇の消化。
- 女性が働きやすくなるという意味で、託児所と託老所が便利な場所に併設されているとよい。



- 単身赴任や残業等労働者に家庭を犠牲にさせるのではなく、家庭にやさしい企業への転換が必要。

## <育児支援>

### 【有識者意見】

- 合理的な個人は、子どもから得られる価値に見合うまでの費用をかけるが、費用には、住宅費や教育費のような現金費用の他に、仕事を辞めることに伴い失う賃金や社会的人脈というような機会費用があり、機会費用の認識が非常に重要になっている。そして、費用が非常に高くなってきているために、子どもの数を減らしているのだから、その条件を変えることが必要。
- 現金費用に対しては、補助金や減税というような手段があるが、機会費用に対しては、現金給付はあまり意味がない。保育サービスやベビーシッターのような現物給付をきちんとする必要がある。現金給付と現物給付の両方のいい点を取り入れた方法として、選択を認めながら同時に用途を特定するバウチャー方式（アメリカの福祉切符や食料切符のようなもの）がある。
- 女性にとって、結婚、出産、育児によってライフコース（人生設計）が中断されることの機会費用が高いということへの認識が非常に低いことが問題であり、ライフコース継続のための社会的支援が重要。
- 日本は、規制が多く硬直的で利用しにくい公的保育所か、価格が高い民間のベビーシッターや保育所しかない。アメリカでは高校生などが一生懸命ベビーシッターをして働いていて、気軽に利用できる。保育サービスをもっと弾力的にし充実させることが必要。
- 保育サービスに営利法人の参入も認め、直接契約制を基本におくことにより、利用者主体、選択、競争、それを促すための供給主体の多様化、規制緩和、民間活力の活用を図っていくべき。
- 児童に一定の給付をし、それを前提に個人・家族が選択をし、多様な民間主体が保育サービス等の供給ができるような環境を整備することが必要である。それとともに、利用者の利益が損なわれないような監視体制を作ること、また、選択できるように十分な情報提供を行い、相談に応じ、住民に安心感を作り出すことが公共機関の責任。
- 高齢者の扶養を社会化するのであれば、出産・育児についても社会化を進めなければ、順送りの世代間扶養が成立しない。そのためには、世代間扶養を基本原理としている公的年金制度の中に出産・育児支援事業を組み込むべきではないか。
- 子どもを産んだから年金給付を上げるという方法よりも、みんなの保険料で負担して育児休業中の保険料を免除するというような、負担面で調整す

る柔らかな方法の方がよい。

- 児童手当を国民年金に吸収して、所得制限を廃止した上で対象年齢も義務教育終了まで、できれば高校卒業終了まで引き上げ、額についても経済的に意味のある水準まで改善する。そのための費用は現役世代の負担金と公費（国と地方負担）で賄うこととし、現役世代の負担は年金の保険料に上乗せして徴収、被用者については労使折半とする。また、児童については社会保険原理になじまない分野であり、介護や育児に資源を重点配分するという方向性からも、公費の思いきった増額を行うべきと考える。事業主にも応分の負担をしてもらうことが大事だが、同時に、我々国民一人一人が目に見える形で負担することが出産、育児の社会化を進める上で不可欠。児童扶養手当の廃止による財源の捻出も検討課題であり、労使の追加負担金による被用者世帯への付加給付も検討されてよい。また、医療保険の出産・育児一時金を国民年金の給付に移管し、加入期間の要件をもうけることにより、若い世代の年金保険料拠出動機を高めることができる。
- 児童手当の改善に当たっては、施設保育との調整が不可欠な条件。保育所への公費補助を廃止して、保育料は全額自己負担、児童手当で保育サービスを買う形にするか、児童手当の財源の一部を保育所へ補助し、保育料を軽減し、児童手当との給付調整を行うかのいずれかの形となる。また、出産手当金との調整も必要になる。
- 首都圏の上場企業勤務者に仕事と育児の両立が困難なため、育児への不安感が強い。また、仕事時間の長さ、施設保育への漠然とした不安、子どもには手をかけた方がよいという規範感が育児退職希望を引き起こし、そういう人に結婚時期の遅延が起きている。仕事時間、夫婦分業のあり方、職業上の生涯設計の見通しを含めた仕事と育児を両立させる新しい夫婦像の不在が出生率の低下を引き起こしている。したがって、託児不安を減少させる広報活動、待機が多い都会部人口増加地域での低年齢児保育サービスの充実、男女分業でない家族モデルの提示が重要。
- 育児の社会化、低年齢学童のケアなどが必要。
- 教育の個人負担を下げるため、公的支出を行うべき。
- 親というものが子どもを生んで、どうその子をしつれたり、方向づけていくかという教育を充実する。中でも男女共同参画時代における、母親学級等にとどまらない、男親と女親とが平等に助け合いながら子どもを育てていく教育が必要である。
- 子どもをもつ者ともたない者との公平を図る上で、社会保険料に扶養控除的なものを導入することは検討されうる。
- 育てることや何かについての希望が持てる社会をつくっていけば、やはり人間は子どもを生むようになるので、生みたいのに生めない状況がある

ことなど、少子化問題を考えるときには、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）についてもあわせて考えるべきである。

- 保育所を利用できずベビーシッターなどに個人で出費している人に対しては、一定の金銭的援助をしてそれを自由に使ってもらうのも一つの方法。
- 共働きの家庭に子育ての助言をしてくれるような人を地域に配置する。
- 出産・育児手当金など金銭給付よりも、一人でも多く保育所に入所できるようにし、子どもを産んでも安心して仕事を続けられるような保育制度にしてほしい。
- 保育の質という点で、日本の保育所制度は世界的にみるとレベルが高い。一方、アメリカでは保育制度は市場原理の下で運営されているため、保育の質は劣悪である。保育所の整備に当たっては、民間の保育ビジネスを振興するのではなく、認可保育所制度を充実する方向で進めてほしい。
- 保育所の整備に思い切った投資をしてほしい。母親が働き続けることができれば、税金や社会保険料を支払うため、保育所に公的に投資される費用のかなりの部分は返還できる。制度の中で保育サービスの充実への対応を図ることも検討できないか。
- 0-157の騒動や治安の悪化など、子どもをあまり安心して産み育てられない状況になってきている。また、親が共働きの下で、例えば、学校から、午前中に子どもを迎えにきてほしいとか、台風の時に子どもを登校させないようといった指示がくると、子どもが低学年で学童保育を受けていればそこで援助してもらえが、そうでない場合は、地域の支援が不可欠。

### 【ホームページ意見】

- 妊娠・出産、子どもの医療費負担の軽減を図るべき。
- 住宅費、保育料、教育費などの育児費用の負担軽減をすべき。
- 子どもを持つ家庭に対する税制上の優遇措置や社会保険料の免除等。
- 保育園・幼稚園をはじめ、安価で利用しやすいサービスを提供し、その利用に対する心理的抵抗もなくすようにすべき。また、役所のたらい回しにならないよう、どこへ行けばどのようなサービスが受けられるかを、分かりやすくすべき。
- 地域ぐるみでの子育てへの助言、海外のようなベビーシッター制度の普及が必要。
- 会社での育児制度の充実。
- 利用しやすい保育サービスの充実のためには、民間活力の積極的活用が必要。

- 保育に関する公的責任と財源の拡充、措置制度の堅持。
- 子供は夫婦で産むものであり、育児は夫婦がともに担うべき。子供は独立した存在であり、その人格の基礎を作るのが親の役目。
- 男性の育児参加の促進などにより、意識改革を図るべき。
- 働く女性に対する理解を欠いた地方自治体及びその職員の意識改革が必要。
- 子どもが小さい時から同世代の子どもと一緒に過ごしながら多くの人に育てられることはよいことで、3歳児神話は信じられない。

### 【市民・道府県民会議意見】

- 例えば保育所のスーパーバイザー（専門的指導監督者）制度など、保育所をもっと機能できるように支える制度を考えていく必要がある。
- 駅前保育所や、保母資格のある人の自宅による保育所、町内会保育所のようなものも必要。
- 職場内保育所など企業の育児支援制度の充実。
- 一時的保育のように、母親が子どもから解放される時間を持たせることが、子育て支援の一つ。
- 学童保育について、保育時間、対象年齢の見直し、施設の環境改善等が必要。
- 出産に関する母親の不安・悩みを取り払うため、保育所を開放するなど、子育てに関する情報が得られるような場所が必要。
- 子育てに関する不安を解消するため、子育ての相談に応じてくれる人や周囲の心理的な支援が必要。
- 保育所が、母親どうしが自分の子どもだけでなく、他の子どもたちの姿にも目を向ける機会を持つことによって、母子ともに育っていく場となっていく必要がある。
- 子育ては親だけに任せるのではなく、地域ぐるみで行うべき。育児サークル等への公的援助の充実、親どうしの育児ネットワーク（育児網）の活用などが考えられる。
- 子どもを産み育てやすい環境をつくるため、社会全体のあり方を考えていかなければならない。
- 住宅補助、教育費補助など、国や地方公共団体が思い切った子育て支援をすべき。
- 子育て支援に関わる人材について、経済的・社会的地位を保障すべき。
- 子育て支援の要は、男性の意識改革。
- 女性も、男性に育児や家事をさせる勇気を持つべき。
- 子育て体験や子どもらしく遊ぶ体験、家庭科学習などいろんな体験を通じ

て親が子育てに十分に対応できるようにすべき。保育の現場へのボランティアを養成するなど、子育ての楽しさを見いだせる環境づくりも必要。

## <その他>

### 【有識者意見】

- 地方に魅力的な居住空間と職場を創出し、UJIターン（大都市から出身地への移動、大都市から出身地近辺への移動、大都市から地方への移動）を促進して人口の地方分散を図ることが効果がある。
- 日本では、長期的には出生率が低下しているが、都市地域から地方圏に補助金や地方交付税という形で資金を移転し、そこの出生率を引き上げて、そこで生まれた子どもが都市に出てくるという循環構造の中で、出生率の大幅な低下をくい止めている構図になっている。
- 外国人との結婚がもっと自由にできるような条件整備をする。
- 結婚外出生に対する許容度をもっと上げ、支援も行う。
- 女性にとって結婚が、今までの人生がチャラになって次の人生になるという意味で生まれ変わりであり、よりよく生まれ変わるためによりよい相手を待って晩婚化が進んでいたが、生まれ変わりたくない女性も増えてきているので、夫婦別姓は結婚促進的に働く。
- 親元での独身生活が豊かであるために、若くして結婚し親元を離れることは生活水準の低下を引き起こす。そのような苦勞をしてまで結婚したいと思わない。また、専業主婦願望が男女ともに強く、女性は、ある程度 of 生活条件を保障してくれる男性がなかなか現れないため、結婚が遅れる。男性は、結婚後の生活水準に責任を感じるために結婚が遅れる状況。したがって、結婚促進策としては、理論的には、親元の独身者に贈与税等の特別の負担を課すことが有効。
- 子どもを豊かな環境で育てるためには子供をたくさん産むことは生活水準の低下を生み出す。そのような苦勞をしてまで子供をたくさん産もうと思わない。子どもの数を増やすには、子どもの数が少ない人ほど苦勞する仕組みをつくるしかない。
- 女性にとって魅力ある仕事が少なく、苦勞して仕事と育児を両立させようと思わない。仕事に自己実現を見いだしている女性は統計的には少数。大多数の女性は、できれば専業主婦を望んでいて、仕事に合わせて子供を産んでいるのではなく、夫の収入と子どもの数に合わせて就労形態を決めている。収入の高い夫と結婚した専業主婦は子どものために仕方なく仕事を辞めたのではなく、楽をしたいために辞め、専業主婦を謳歌している。専業主婦税でもかけた方がよいくらい。逆に地方の現業労働者は、子供をたくさん産むと費用がかかるから仕事をせざるを得ないという意識。

- 仕事で帰りが遅くなり、なんとか子どもに夕食を作ってあげることができた、といった生活を送っているのは、子どもに世間並みの平均的な食生活を保障してあげられず、健康で、将来勤労者として年金を支え、医療費を使わないような子どもが育つのかどうかは疑問。労働時間の短縮を追求していかなければならない。
- 2人目は産まないという選択をする人は、子育ての大変さを味わったために1人育てるが精一杯と思うようになっているのではないか。
- 婚外子差別を撤廃し、いろいろな家族形態で子どもを持てるようになれば、子どもを産む人も増えるのではないか。
- 夫婦別姓を選択できるようになれば、婚姻率ひいては出生率は回復するのではないか。

### 【ホームページ意見】

- 政府があまり方向付けすべきではなく、様々な価値観に寛容な社会を目指すべき。
- 現在の社会は「健康で自分一人で物事に対処できる成人」のことしか考えておらず、寛容さ、おおらかさのある社会の雰囲気が必要。
- 未来への明るい展望を開けば、子供も増える。
- 子育てが楽しいことをもう少し広報していくべき。
- 不妊治療の負担軽減が必要。
- 性に関する教育の充実が必要。
- 結婚は、相手の顔色ばかり伺いながら、死ぬまで一緒にいなければならなくなり、不自由。
- 介護の責任を嫁に押しつけるような現状の福祉が女性を結婚から遠ざけている。
- 結婚支援策は必要ないが、専業主婦を優遇する税制・社会保険制度や夫婦別姓など、結婚することで払う対価を減少させる必要はある。
- 働きながら子育てをするのが当然のことになるよう、給与の配偶者手当、税制上の配偶者控除、第3号被保険者制度の撤廃が必要。
- 婚外子と嫡出子の相続権、戸籍への記載方法を同等にし、夫婦別姓か同姓を選択できるようにすべき。
- 養子をもらいやすくする環境づくりをしてほしい。
- 社会全体から「家事は女性」といった差別的な考え方をなくすため、学校や家庭での教育が重要。



## 【各省意見】

- 我が国では、家事、育児、介護等に係る時間の大部分を女性が担っており、特に、仕事を持っている女性は家事と労働の負担が大きい一方、男性の家事時間は諸外国と比較しても非常に少ない。このように我が国は性別役割分業観の根強い社会となっており、少子化を克服するためには、このような性別役割分業を是正し、男女共同参画社会を実現していく必要がある。

## 【市民・道府県民会議意見】

- 子育ては楽しいということをもっと宣伝すれば、子どもを作る人も増える。
- 暮らしやすい社会になれば、子どもを産もうとする人も増える。
- 効率的、生産的、迷惑をかけないことが求められる世の中であって、子育てはこうしたこととは逆のものであるが、それを気にしないでいいようにすればよい。
- 乳母車を牽いてそのまま電車に乗れるような都市計画づくりも必要。
- 若い人が希望を持って子どもを産めるよう、子どもが伸び伸びと過ごせる世の中がくればよい。
- 子どもを欲しいと思う人が子どもを産み育てることをあきらめなければならぬ社会情勢や環境は是正していく必要がある。
- 今の高齢者になろうとしている世代は自分らしく生きたいと思いはじめているため、孫の面倒を見るという気持ちになっていない。今の若い世代は、母親と同居して孫の面倒をみてもらうのとは別の支援を求めない訳にはいかなっていない。
- 自分の老後は子どもの世話にならない、という親の考え方は子育てをいい加減にする。人間は自立していても一人では生きられないのであり、自立、個人主義という言葉だけが独走することには疑問。

子供たちにとって、明るく、夢を持てる社会にしてほしい。

## 【意見聴取した有識者】

2月20日	速見 融	麗澤大学教授
	河合隼雄	国際日本文化研究センター所長
3月14日	正村公宏	専修大学経済学部教授
	原ひろ子	お茶の水女子大学教授
4月15日	島田晴雄	慶應義塾大学教授
4月24日	西藤 冲	財団法人日本総合研究所所長
	喜多村治雄	シニアルネサンス財団会長
5月20日	麻生 誠	放送大学教授
	佐藤博樹	東京大学社会科学研究所教授
5月30日	宮島 洋	東京大学経済学部教授
6月19日	山崎泰彦	上智大学文学部教授
	山田昌弘	東京学芸大学助教授
	永瀬伸子	東洋大学経済学部専任講師
9月26日	河野真理子	(株)キャリアネットワーク代表取締役常務
	前田正子	ライフデザイン研究所副主任研究員
	黒田あゆみ	NHKアナウンサー
	福島瑞穂	弁護士
	麻生圭子	エッセイスト

## 【厚生省ホームページに意見を寄せられた方】

10～60歳代の男女 計238人

## 【少子社会を考える市民・道府県民会議】

7月 7日	宮城県仙台市
7月10日	大阪府大阪市
8月27日	香川県高松市
9月 9日	愛知県名古屋市
9月20日	福岡県宗像市
9月27日	石川県金沢市
10月 2日	北海道札幌市
10月13日	広島県広島市

## 【幹事省庁】

総理府

警察庁

総務庁

北海道開発庁

防衛庁

経済企画庁

科学技術庁

環境庁

沖縄開発庁

国土庁

法務省

外務省

大蔵省

文部省

厚生省

農林水産省

通商産業省

郵政省

労働省

建設省

自治省

## 人口問題審議会に関する行政機関

総理府	外務省
警察庁	大蔵省
総務庁	文部省
北海道開発庁	厚生省
防衛庁	農林水産省
経済企画庁	通商産業省
科学技術庁	郵政省
環境庁	労働省
沖縄開発庁	建設省
国土庁	自治省
法務省	

(注) 人口問題審議会幹事の所属する行政機関である。



# 少子社会を考える 国民会議

～人口減少時代。私たちが迎える21世紀への課題～

主 権：厚生省

# 少子社会を考える 国民会議

～人口減少時代。私たちが迎える21世紀への課題～

晩婚化や未婚者の増加等を背景に、近年、出生率が急激に低下しております。

平成7年の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に生む平均子ども数）も、史上最低の1.42を記録し、1.57ショックを記録した平成元年以降依然として低下し続けております。

この少子化の進行は、将来の我が国の社会・経済の在り方に深刻な影響をおよぼすことが懸念されております。

このため、現在、少子化問題について本格的な論議を行っている人口問題審議会と密接な連携を図り、全国8ヵ所で「少子社会を考える市民会議」を開催しております。

この国民会議では、市民会議の報告をもとに様々な分野から幅広い議論を行い、皆さまと一緒に少子社会の諸問題を考えてまいりたいと思っております。

皆さまのご参加をお待ちしております。

【主催】：厚生省

【後援】：こども未来財団、全国社会福祉協議会、日本経営者団体連盟、日本労働組合総連合会  
全国児童館連合会、全国母親クラブ連絡協議会

【日時】：平成9年11月4日(火) 12:30～17:00（12時受付開始）

【場所】：イイノホール 東京都千代田区内幸町2-1-1飯野ビル7F

【参加人員】：500名 ☆託児ルームをご用意しております。

【参加費】：無料

【申込み締切】：平成9年10月22日(水) 当日消印有効

【応募方法】：官製ハガキに住所、氏名、職業、年齢、電話番号をご記入の上、  
〒100-45 東京都千代田区霞が関1-2-2  
厚生省児童家庭局育成環境課宛にご郵送下さい。

## 【会議内容】

12:00 受付開始

12:30 開会 挨拶 厚生大臣 小泉 純一郎

基調講演

各市民会議の報告

歌と語り

討論会

17:00 閉会

# プロフィール

## ● 講師

### 基調講演テーマ「少子社会の現状と課題」

#### 阿藤 誠

【国立社会保障・人口問題研究所副所長】

東京都出身 東京大学文学部社会学科卒、同大学院社会学研究科修士課程終了後、厚生省人口問題研究所入所、国立社会保障・人口問題研究所の発足に伴い現職に。東京大学客員教授、お茶の水女子大学非常勤講師。国連人口開発委員会日本政府代表、厚生省人口問題審議会委員等。編著「先進諸国の人口問題」(東大出版会)など。



※討論会にも参加

## ● 市民会議の報告



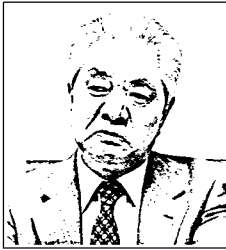
#### 岩淵勝好

【産経新聞社論説委員】

埼玉県出身 早稲田大学政経学部政治学科卒。産経新聞浦和支局記者、夕刊フジ報道部記者、夕刊フジ報道部次長、産経新聞政治部次長を経て、現在、産経新聞論説委員。

## ● シンポジスト

### 進行調整役



#### 宮澤健一

【一橋大学名誉教授/人口問題審議会会長】  
東京商科大学(現一橋大学)卒。横浜市立大学教授、一橋大学教授、一橋大学長等を経て、現在、一橋大学名誉教授、八千代国際大学教授。社会保障制度審議会会長、人口問題審議会会長等。エコノミスト賞受賞(毎日新聞社)など。主著「制度と情報の経済学」(有斐閣)など。経済学博士。



#### 残間里江子

【プロデューサー/エッセイスト】

宮城県出身 明治大学短期大学法律科卒。SBS(静岡放送)を経て、「女性自身」編集部勤務。山口百恵自叙伝「蒼い時」の出版プロデューサー。1995年、(株)情報・空間デザインを設立し、全国各地の地域振興計画等に関わる。総理府「婦人問題企画推進有識者会議」委員等。著書「女の仕事」など。



#### 千葉一男

【日本経営者団体連盟地域・組織活性化特別委員会委員長】

(王子製紙(株)相談役)

宮城県出身 東京大学経済学部卒、王子製紙株式会社入社。中越パルプ工業株式会社代表取締役社長、新王子製紙株式会社代表取締役社長等を経て、現職。日本経営者団体連盟常任理事。人口問題審議会委員、林政審議会委員。藍綬褒章受賞。



#### 野口徹也

【日本労働組合総連合会副事務局長】

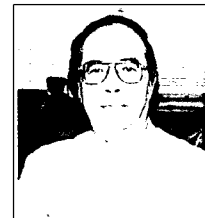
東京都出身 東京大学法学部卒、帝人株式会社入社。帝人労働組合東京支部長、ゼンセン同盟常任中央執行委員、副書記長。日本労働組合総連合会総合政策局長を経て、現在、副事務局長。



#### 福島瑞穂

【弁護士】

宮城県出身 東京大学法学部卒。アジアからの出稼ぎ女性の緊急避難所「女性の家HELP」協力弁護士、日本弁護士連合会の両性の平等に関する委員会委員、川崎市男女平等推進協議会会長等。著書「アジア人出稼ぎ労働者手帳」、「楽しくやろう夫婦別姓」(共に明石書店)など。



#### 帆足英一

【東京都立母子保健院副院長】

東京慈恵会医科大学卒業。埼玉県小児保健センター、東京慈恵会医科大学小児科等を経て、現在、東京都立母子保健院副院長。日本小児精神神経学会常任理事、日本小児心身医学会常任理事等。著書「心のサインに気がついて」(企画室)など。

## ●歌と語り「車椅子のおしゃべり」

### ——ボニージャックス——



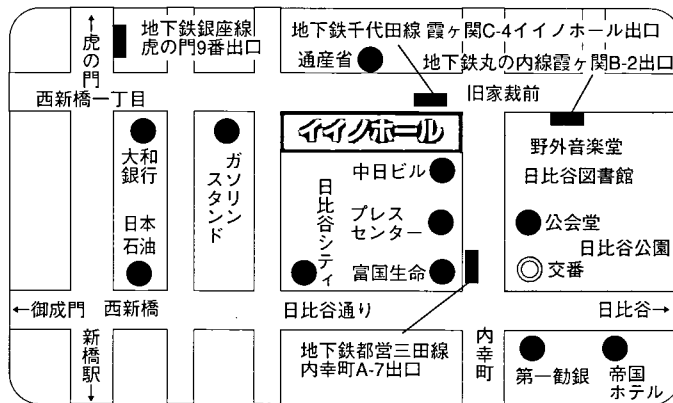
昭和33年(1958年)、早稲田大学を卒業したグリークラブ出身の4人は、作曲家、磯部徹(いそべとし)氏より「ボニージャックス」と名付けられて、コーラスグループを結成しました。

ボニージャックスのレパートリーは、世界各国の民謡・歌曲・黒人霊歌・ジャズ・ポピュラーナンバーと非常に幅広く、5,000曲以上の楽譜を保持しています。

そして常にその中心として歌い続けてきた日本歌曲・唱歌・民謡・子供の歌、中でも体に障害を持つ子供らが作った詩に曲をつけて発表した詩集やCD「空とふうさぎ」「車椅子のおしゃべり1、2」(中央児童福祉審議会特別推薦)は、各方面でとりわけ高い評価を受けています。(平成8年度児童福祉文化賞・厚生大臣賞受賞)

ボニージャックストーンと呼ばれる美しいハーモニーと清潔で明快な歌い方は聞く人の心をなごませ、豊かにしてくれます。

#### ■イイノホール会場案内図(飯野ビル7F)



- 千代田線「霞ヶ関」駅C-4イイノホール出口
- 日比谷線「霞ヶ関」駅C-4出口
- 丸の内線「霞ヶ関」駅B-2出口
- 銀座線「虎の門」駅9番出口
- 三田線「内幸町」駅A-7出口
- JR線「新橋」駅日比谷口

#### ●参加お申し込み、お問い合わせは

厚生省児童家庭局育成環境課育成環境係  
〒100-45 東京都千代田区霞が関1-2-2  
電話：03-3503-1711 内線3147